

壮警町議会予算審査特別委員会会議録

令和4年3月16日（水曜日）

○付託事件 議案第17号 令和4年度壮警町一般会計予算について

○出席委員（7名）

委員長	真鍋盛男君	委員	加藤正志君
委員	菊地敏法君	〃	毛利爾君
〃	松本勉君	〃	森太郎君
〃	佐藤忞君	議長	長内伸一君

○欠席委員（1名）

委員 山本 勲 君

○説明員

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君
会計管理者兼	
	小野寺 寿勝君
税務会計課長	
総務課長（兼）	庵 匡君
企画財政課長	上名正樹君
企画財政課参事	市田喜芳君
住民福祉課長	阿部正一君
産業振興課長	木下 薫君
商工観光課長	三松靖志君
建設課長	澤井智明君
生涯学習課長	河野 圭君
選管書記長（兼）	庵 匡君
農委事務局長	齋藤誠士君
監委事務局長（兼）	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼） 小林一也君

◎開会の宣告

○真鍋委員長 これより令和4年壮警町議会予算審査特別委員会を開会いたします。

◎開議の宣告

○真鍋委員長 直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名委員の指名

○真鍋委員長 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長において佐藤恣委員、加藤正志委員を指名いたします。

◎審査日程の決定

○真鍋委員長 第1回定例会において本特別委員会に付託された審査事件は、議案第17号から第22号までの令和4年度各会計予算についての6件でございます。

お諮りいたします。本特別委員会の審査日程は、お手元に配付しました案のとおりといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 異議なしと認めます。

よって、本特別委員会の審査日程は、お手元に配付した案のとおりに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時01分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第17号

○真鍋委員長 議案第17号 令和4年度壮警町一般会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。

予算に関する説明書、最初に事項別明細書、歳出について見開きページごとに受けます。一般会計、見開き34ページから。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 36ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 38 ページ。

○菊地委員 ここで役場庁舎内機器管理経費ということで、今回新たにクラウドPBX導入経費ということで増額になっていますけれども、この中の通信運搬費 129 万 8,000 円計上されていて、この中身がクラウドPBXサービス利用料とIP電話機借り上げ料、それとスマホ通信料ということになっていますけれども、説明のときにあったかもしれませんけれども、この最後の予算計上、これをお聞きしたいのと、それとこれは今年度分、令和4年度分として8か月分を見ていると思うのですけれども、これを1年分にしたらどのぐらいの金額になるのか。それと、この中で電話機借り上げ料ということで例年 11 万 4,000 円ということでありましてけれども、これは既存の電話の借り上げ料が今回令和4年度入っていますけれども、説明であったと思いますけれども、これが来年度はなくなるということではよろしいのか。それと、スマホ携帯を 25 台分ということで購入するというものでありますけれども、説明の中でまずはスマホを 25 台とIP電話機 35 台導入ということで説明ありましたが、まずはということでもありますので、今後増やす、減らすということでは考えているのかどうか、そのところについてまず最初にお聞きしたいというふうに思います。

○真鍋委員長 暫時休憩。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時07分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目の通信運搬費の内訳についてでございますが、ご質問にもあったようにクラウドPBXの利用料、それからIP電話機という機種があるのですが、そちらの借り上げ料、それからスマホの通話料というのが内訳になりまして、それぞれについて説明をしますと、クラウドPBXサービス利用料というのはそもそも今回導入する主装置をインターネット上で構築して使うということに対してそのサービスを提供する事業者に対する利用料というか、サービス提供に対する利用料というようなイメージになります。それから、IP電話機の借り上げ料については、今の通常の電話とは別にインターネットを使った電話機、インターネット回線をつないでいる電話機を使用するようになるのですが、それが1台あたり月800円ほどかかるのですが、それらの経費を入れていると。それから、スマホの通信料に関しましては、これはまだサービス会社決まっていませんけれども、よく一般にある月額幾らで例えば何ギガまで使い放題とか、いろんなサービス、市販であります、それと類似するようなものをよりサービスのいいところを選んで、そこと契約をして支出をします。今のところというと、月額大体3,000円ぐらいの通話料というのを見ております。

それから、2点目の今年度については8か月分で、今後は12か月になっていくの

で、上がっていくのではないかというお話ですが、もちろんそのとおりで、ほとんどが月額単位でやっておりますので、単純計算で1.5倍ですか、通年であれば12か月ということですので、1.5倍ほどになっていくというものでございます。

それから、今年度借りている電話機の機器借上げ料についてですが、これは当然ラップをさせるために今年度念のため1年間使用するという想定で計上しているものですから、これが今年度中に切り替わった際には来年度からは当然なくなっていくと、そういう経費になります。

それと、スマホの台数ですが、25台今年度は購入の計上しております。以前にもご説明したとおりで、スマホを使ったほうの通話料のほうがどうしてもコスト高になってしまうということで、試験的なところもひっくるめて今回は25台でまず抑えて、残りの三十数台は先ほど申し上げたIP電話機、通常の電話機に近いような電話機をやるということに予算を組んでおりますけれども、できますればもちろんこれはやがてはスマホにどんどん切り替えていきたいというところではありますけれども、ただ毎年毎年どんどん、どんどん買っていくというよりは、契約が大体1年ないし2年契約という、1から3年ぐらいの間で契約になっていくので、それらの単位である程度2年なら2年使ったところでさらに増やして、さらに増やして、そんなようなイメージで今のところは考えています。やがては、機動性の高いスマホのほうに切り替えていく考えであります。あとはそのスマホの通話料がどうしても高くつくので、それらが今後競争の中で単価が下がっていくことも期待しておりますし、それらの状況を見ながら今後判断していきたいというふうに考えております。

以上です。

○菊地委員 分かりました。

次に、スマホの購入ということで25台とありますけれども、スマホを一回買ったから、それっきりずっと使えるのか、耐用年数というのがあるのかどうか、それをお聞きしたいのと、これは関連になるかもしれませんが、このスマホの部分で町と町民とでスマホを活用してのサービスができないのかどうかということで質問したいと思うのですが、今SNSを活用していろんな行政サービスを直接スマホを介してサービスを拡充しているというところが多くなってきています。某有名メーカーの公式アカウントで、地方公共団体用のプランということで無償でアカウントを提供しているところがあって、それを活用して行政サービスを行っているところが多いのか、今現在行えている地域がありまして、その中で戸籍だとか住民異動、福祉、教育だとか、あとは防災、災害時に速やかに住民に情報を提供できる、そういうサービスをできる、そういう仕組みがありますけれども、この携帯電話の拡充を契機にそういうサービスの拡充ということ、SNSを活用したサービスの拡充ということを考えてはどうかと思っておりますが、この点についてもご質問したいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目の耐用年数の件ですが、多分機種によっても若干違うのだろうというふうに思います。今回購入予定の耐用年数を確認はしていなかったのですが、ただ名前を聞く限りは市販の一般的な機種と変わらない程度の耐用年数なので、ある程度はもつのかなというふうには思います。

2点目のSNS等を含めたスマホによる住民サービスの拡充というところですが、現段階ではまだそこまでは考えていなかったというのが正直なところなのですが、ただ実際いろんな先進自治体の中で、当町であればフェイスブックですとか、インスタグラムですとか、ある程度そういったものを使っての情報発信というのは今ももうやっておりますけれども、それらをさらに拡充していくという方法は選択肢としては当然あるでしょうし、逆に例えばラインだとか、そういったものを使って今もオンライン決済とかは一部やっておりますけれども、やがてはそれが申請行為のサービスに活用される、そういうことに取り組んでいらっしゃる自治体ももうありますので、先進事例は多々ありますから、あとは当町の中でせつかく買った機種であり、使うサービスでありますから、使えるものはできるだけ可能な範囲で徐々に拡充していければいいかなというふうに思います。また、災害時の情報共有ですとか、そういったことに関しても重要な案件だと思しますので、前向きには取り組んでいきたいというふうには思うのですが、一方でやはり都市部と当町の状況を比較したときにどうしてもアナログといってしまうか、対面サービスであり、電話のサービスでありということに重きを置いて、そのほうが町民にもしっくりくる部分はきっとあるのだろうというふうにも思いますので、決してそれらを転換するというよりは基本があって、その上で付加的なサービスをより、特に若い方を中心に選択できるようにサービスを上げていくと、そういうような考え方で今後引き続き研究をしまいたいというふうに思います。

以上でございます。

○松本委員 私も今のクラウドPBXに関わることにに関して質問だったのですけれども、一般質問はさせていただきまして、おおよそ概要と進め方は確認できたのですけれども、やはり残るのはまず例えば情報館に災害発生時に役場、中心、ヘッドクォーター機能が移転した場合でもいわゆる電話回線そのものも現状でいっぱいだったということも把握していませんでしたけれども、そういったものは改善され、なおかつ日常の町民と役場との電話のやり取り、役場間のやり取り、距離が離れたときのやり取り、あるいは出張先というか、遠くへ出たときもスマホ等を利用して速やかなコミュニケーションが取れるというところまでは理解するのですけれども、やはりその先の今菊地委員も指摘したようなこと、つまりコストは確実に上がって、試算いただいた予算資料にも載っていますけれども、現行電話システムで4施設合計なのでしょうか、221万8,000円に対し、クラウドPBXの採用時は482万円かかっていくことでありまして、そのコストがアップすることで行政間の機能、行政としての

業務効率化、省力化は理解しますけれども、それがいずれ住民サービスに対して効果が上がっていくといいますか、質が上がっていくというか、住民の使い勝手がよくなるものにつながらないとやはり意味がないものになるのではないかという気がして一般質問もさせてもらったのですけれども、いまだにその懸念が残っているわけでありまして、担当課長のほうで研究をするというお話でありましたけれども、例えば先進事例も拾うとありますけれども、これ自体がデジタル推進という国の施策にのっとったものでありまして、デジタル庁なんかもつくったりして、その先にどういう自治体の連合というのか、国が主導する平準化でいいのですか、行政の仕組みとかシステムとか、そしてシステムを変えるときは全国一律に変わって、その分のコストが今後かからなくなるような、そういったものにつながっていくというようなこと、国の資料では載っているのですが、そこまでいかないにしろ、やはりこんなことで小さいところから行政サービスの改善、住民サービスの向上ができるというような研修なり、そういったものの資料提供等が国のほうから来ないのかなと思っております、自主研修もさることながら、そういうことを一緒にボトムアップしていこうというような姿勢は国にないのでしょうかということでありました。どうですか。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

国としてデジタル化による行政サービスの向上もそうですし、地域間格差を是正すると、そのような意味合いでの事業だというふうに理解していますが、国として進めている以上、当然モデル的なものというものは自治体のほうにも示されています。ただ、それをいきなり全部をのみ込んでというわけにもやっぱり、現状としてそこまでの状況にあるわけでもございませんので、まずは手前のところというか、特に以前一般質問でもご答弁しましたが、PBXとはちょっと違いますけれども、マイナンバーを使ったデジタル化による住民サービスの向上であり、あるいは行政の効率化による、それがひいては直接ではないにしろ、間接的には行政、住民サービスの向上につながる、そういったことを今国として一体的にやっけていこうとしておりますので、示された資料も参考にしながら当町としてもその流れに乗っていくと。壮警町だけは、ほかではあるのにうちはサービス受けられないとか、そういうことのないように後れを取らないように進めてまいりたいなというふうに思います。ただ、国から示されているものも今後の方向性、向こう5年間の計画に基づく未来像といいたいでしょうか、そういったものが主でございますので、追ってどんどん詳細になっていくでしょうし、必要なシステムの改修等が伴えば、そこは広域連合として今徐々にやっているところでございますので、ちょっと分かりづらい事業ではあるのですけれども、直接的、間接的に住民の皆様は何らかの形で還元できていくような、そういうふうなことを考えながら取組を進めてまいりたいなというふうに思います。

以上でございます。

○松本委員 その部分は了解いたしました。これは、一般質問のときも聞きづらくて

質問しなかったことあるのですけれども、初歩的過ぎて恐縮なのですけれども、スマートフォンとIP電話を両方、片方は買って、片方は借り上げになるのですけれども、IP電話の役割というのは分からないので、自分なりに少しだけ調べてみたら、いわゆる今ラインですとか、それに代表されるようなインスタグラムとかというのでしょうか、そういったものの通話、通信手段だみたいなことが書いていまして、それだったらスマートフォンでも可能なのではないかと自分自身は思ったりするのですが、全くそういった知識が薄いものですから、確認しますけれども、どういう使い分けができるのかと、初歩的で恐縮ですが、スマートフォンとIP電話の使い分け、よろしくをお願いします、簡単過ぎるけれども。

もう一つは、節替わるのですけれども、役場庁舎維持管理経費、大体決算も予算のときも同じような質問繰り返していますけれども、役場庁舎の清掃委託料なのでありますけれども、平成30年でしたでしょうか、新しく庁舎になって起動し出して役場職員がいわゆる財政的なことを含めて自分たちの庁舎、職場を自分たちで清掃しようという動きがあって、非常に結構なことではないかということ、評価いたしていましたけれども、140万の前年の経費が九十数万まで落ちたというたしか経過があったと思うのですが、平成30年でしたか、その後着実に上がってきているのが事実でありまして、この数年は同じような説明、人件費のアップという話があるのです。その人件費のアップ、いろいろ確かに耳には聞くのですが、実際自分たちが日頃の契約なり委託事業の際に今までやっていた契約者が次年度以降に、しかも今回20%アップしていますが、人件費アップを理由に20%業務契約料上げますというのは普通に納得する数字なのでしょうかというのが私の個人的な感想なのです。それ以上、では何だと言われても困るのですが、その内訳なり、これは普通のことなのかということに疑念に思っているのですが、どうなのでしょう。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目のスマホとIP電話の使い分けでございますが、基本的には使い分けるといっても、予算が許すなら全部スマホでもよかったのですけれども、それだと先ほどから答えているとおり経費が上がってしまうので、経費を抑えるという意味でIP電話を用いているということでございます。従来であれば、電話線で電話機がつながって、それをベースにやっていますが、それが今度インターネットに変わるので、電話機自体を替える必要あるのですけれども、要はインターネットにつながっているデバイスというか、機器であればいいわけなので、別にIP電話機でもいいし、スマホでもどちらでもいい、ただ経費的に安いのがIP電話機なので、今回は台数をちょっと増やしていると、スマホを減らしていると、そういう理由でございます。あとは、当然スマホですから、役場の中ではなくても使えますので、機動性等も上がりますから、将来的にはスマホの割合を増やしていければいいかなというふうに考えています。

それから、2点目の清掃委託料でございますが、今回大幅な額、確かに上げ幅とし

てはかなり大きい結果になってしまったのですけれども、基本的に清掃を発注をする委託の業務内容に関しては以前に切り替えてからは全く実は変えていません。業務サービス、その内容を増やしているわけでもないし、単純に想像するに、だとしたら清掃業者側の諸経費であり、人件費であり、それ以外はちょっと上がる要素が見当たらないので、そこが要因だろうというふうに想像しています。実際適当な単価というところが町側でも分からないところがあるので、予算編成に当たって事前に複数社の清掃事業者から仮の見積りを取って、それを基に予算算定をしているのですが、従来はかなり厳しく見て予算を抑えようというふうにしていたのですが、ここ数年落札してもぎりぎりだったり、あるいは不落だったりというケースが何件かあって、人件費の値上げ等を含めた値上げがこちらで見るとよりも現実にはもうちょっとシビアな状況になっているのだなというふうに想像しておりました。それで、若干余裕を持って今回引き上げたことは事実でございますが、いずれにしても例年入札を行って予算どおりの額で発注をするというよりは、あくまでも予算より低い額であってもどんな額であっても安いところに発注をして競争の原理で経費を落としていっていることは事実でございますので、来年度についても同様に、この額のとおり契約になるかどうかはもちろん分かりませんが、少しでも抑えられるように競争の下で業務を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○佐藤委員 簡単なこと、担当者に聞けばすぐ分かるようなこと聞いて申し訳ありませんけれども、39ページの5、法令等加除だとか、図書購入はこの中に入っていないと思いますけれども、私はこの法令加除を年何回実施しているのかなと。開いてみると、何年何月何日現在とあるのですけれども、開いたときの改定が分かるので、その前やったのは覚えておりませんので、データ作成を年何回更新しているのか、私は多分このデータというのは条例が主ですので、年4回の定例会の後にやっているということでないかと思うのですけれども、何回やっているか伺いたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

記憶で大体2から4回ぐらいの間だったはずなのですが、正確な数字を今ちょっと持ってきていなかったものですから、間違いのないように確認をしてから後刻答弁をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○森委員 私も先ほどのクラウドPBXの関係で確認なのですが、ほかの委員のほうから耐用年数の話があったと思うのですが、この耐用年数というのは端末部分なのか、この装置の主要部分である電話交換機部分なのか、その辺について伺いたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

すみません。耐用年数については、スマホの、実際のその機械の耐用年数について答弁をしたつもりでございました。そもそものクラウドPBXというものは、目に見え

る機械ではなくて、インターネット上に構築するサービスでございますので、基本的に耐用年数というのは発生しないのだろうというふうに考えております。当然そのサービスが劣化というか、新しいものが出てきてサービス内容を更新する時期というのはやがては来るのかもしれませんが、物として壊れるだとか、そういった類いのものではございませんので、基本的には耐用年数という概念はないというふうに考えております。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 40ページ、41ページ。

○佐藤委員 41ページの一番下、文書広報費について理解を深めたいので、教えていただきたいのですが、北海道で発行の広報紙ほっかいどう、これは皆さんご承知のように5月、7月、10月、12月、2月にタブロイド判4ページで発行しております。この配布が昔は町が道から頂いて、そして町の広報と、毎月1日やっておりますけれども、そのとき一緒に配布していたのでないかなと私は思いますけれども、近年新聞折り込みになっております。そこで、新聞折り込みというと、町内でやはり講読していない方の家庭には道の広報が届かない、また農村部辺りで郵送されている場合はそれが一緒に新聞折り込みとしても郵送の中に入らないのです。入るのは、宣伝だとか店のチラシの中に、例えばの例ですよ、北海道新聞というようなものが入っていると、それは入れることができるのですけれども、そういうのは道の広報に入っておりませんので、郵送されているところには届かない、そして近年の傾向としては新聞を購読していない家庭もどんどん、どんどん増えていると聞いております。これは、北海道に当てはまりませんが、東京都の新聞に関する関係者が調べた調査見ると50%以下だということです。壮警は、そのようなことないと思いますけれども、道が出しているもの、これをやはり各家庭に届けてあげるのが私は大切でないかなと。そんな考えから、現在新聞折り込みをやっている町村も多いとは聞いておりますけれども、町として道の広報、年5回のを町の手を通して自治会を通して各家庭に届けてあげるのがやはり私は大切でないかなという立場で今お話ししているのですけれども、このことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

ちょっと今記憶が定かではないのですが、たしか昨年北海道のほうから広報配布時に一緒に配布してくれないかという依頼があったように記憶しておりますので、後ほど確認してまたご答弁させていただきたいと思います。

○森委員 私は、総務管理費、一般管理のほうの職員研修事業、これについてお聞きします。

最近近隣の自治体でもあったのですが、職員の資質が問われる事案が発生しており

まして、そういう問題を解決するためには職員研修というのは非常に重要だと思うのですが、予算だけ見ると今年度は昨年に比べて若干減っていると、こういうことで問題がないかどうかという、職員研修の内容も含めて答弁願います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

研修に関しては、そういった職員の資質の向上はもちろんそうですし、技術や知識の習得であったり、いろんな目的があって研修のほうに派遣をしているところでございますが、近年の状況でいうとやはりコロナの影響がかなりあって研修自体が中止になったり、あるいは町として特に遠方のほうの研修なんかについてはちょっと控えていると、そういったところもあって実際実績を見るとかなり実績額については低くなってしまっていて、それで予算の増額というのは今回はあまり考えなかったのですけれども、ただご指摘のとおりいろんな場面で自分の仕事であり、業務の内容であり、自分の仕事のやり方であり、そういったものを見詰め直して新しい知識を身につけてということは当然重要なことだと思います。特に若い職員なんかを中心にそういう機会はぜひ増やしていきたいというのは、現在も考えておりますので、今後の世の中の状況を見ながら、引き続きそういう機会を提供していきたいですし、どうしても外に出せない場合には、あるいは講師とかを招いて内部でそういう場を設けていくという方法もあるのだろうというふうに思いますので、できる限り長い目で見て職員が育つように担当課として努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 42 ページ、43 ページ。

○加藤委員 私は、交通安全対策事業の中の高齢者運転免許証の自主返納支援事業補助金、この1万7,000円というのは、この予算については異議はないのですけれども、関連してお伺いしたいのですけれども、自主返納者がだんだん増えてきている、高齢者が多くなってきていると思っておりますが、その中で自主返納された令和3年度の件数というか、人数が分かればお伺いしたいのと、先ほどもお話ししたように高齢者が今後もまだ増えていく可能性が多いのかという中で免許証の返納に対する特典とか、そういったものも何か今後考え方があるのか、それをお伺いしたい。

2点目は、テレビ難視聴対策費の中、今回新で壮警デジタルテレビ中継局蓄電池設置工事、この件に対しまして改めて壮警町のデジタルテレビ中継局というのは、ごめんなさい、幾つあるのか、素人で申し訳なかったのですけれども、お伺いしたいのと、もし数か所あるのであれば、場所とか、設置台数というのですか、そういった部分もお伺いしておきたいと思っております。よろしくお願います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目の交通安全の関係の高齢者の免許自主返納の実績でございますが、今

年度につきましては2月末現在で最終ではないのですけれども、2月末で壮警町在住の方で8名の方、4市町連携で取り組んでいるのですけれども、4市町全体でいうと119名です。壮警町でいうと、去年よりもやっぱり人数的には増えてきています。ただ、今後の特典等々という話ですが、少なくともこの助成事業でほぼほぼ必要な経費は町であったり、あるいは安全協会のほうで負担している形になりますから、これ以上になってくるとどうかということと、当町の場合にはどうしてもアクセスの問題があって、もちろん交通安全のためにどんどん免許を返してもらったほうが、心配であれば返してもらって、それをお手伝いする、それは大事なことなのですが、ではその後の生活をどうしていくかという大きな問題もあって、ですからもし支援をするとなると直接的な経費よりはむしろその後の生活支援というか、ひいては町民の生活支援、全体の生活に関わることでありますが、そういった視点で考えていく必要があるのかなというふうには考えております。

それから、難視聴対策に関してなのですが、中継局に関しては当町の場合には主たるところが高階山といたしまして、その尾根沿い、東湖畔の尾根沿いのところがあって、そこが今回蓄電池を更新するところでもあるのですが、それともう一つ、滝之町の自治会でいうと不動の自治会になるのでしょうか、そちらのほうにサブ的な中継局、滝之町局というのがあって、基本的にはその2局で対応しています。それ以外にも当町の場合には、例えば東部地区であればIRUという地デジケーブルを使って出したり、あるいは洞爺湖町側のほうの地域であれば洞爺湖町からの電波を受信して見ていると、そういうところもあります。地形によって大分入り組んでいますが、当町で管理しているのは基本的にはその2局ということになります。そのうちの1局の蓄電池がかなり老朽化しているので、万一停電になったときも放送が途切れないように蓄電池を今回更新させていただきたいと、そういうような予算計上でございます。

以上です。

○加藤委員 ただいまの説明、大体理解させていただきました。初めのほうの運転免許証の自主返納者につきまして、いろいろとホームページとか見させていただいた中、この自主返納者の中、運転経歴証明書とか、そういったものを発行してもらって、何かそういう特典的なもの、公共的なものとか、そういった部分で活用ができるというようなことも取り上げていたところもありましたので、今課長言われましたように生活支援とか、そういったものに目を向けていくということも理解します。その中でこういったものも少し工夫して、予算の件もありますので、難しい面もあるかもしれませんが、今後高齢者が増えていく中での改めた検討をできればいただければなという要望で、質問終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

ただいまご指摘といたしましょうか、ご提案をいただきました。高齢化の進む当町においては、非常に目の前のというか、深刻な問題だと思えますし、どのようなやり方

がいいのかというのはいろいろ研究する必要があるかなとは思いますが、他市町村の取組なんかも見させていただいて支援できるところは考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○松本委員 私もテレビ難視対策費、テレビ難視聴対策費でお伺いしたいと思っております。壮瞥デジタルテレビ中継局蓄電池設置工事でありますけれども、予算の説明があって、非常用電源装置の取替え、今までですか、取替えで機能アップということで12.5時間が27時間もつと、それから寿命が7年から13年というような説明をお伺いしておりましたけれども、この予算項目で令和3年度修繕費として3年の6月、250万補正をしております。デジタル中継局の発振器、充電器の取替えと、これ定期的なものなのか、点検で不具合が見つかって停電時の電気供給ができないというようなことが判明したということで修繕をしたというふうに説明受けているのですけれども、このたびの中継局の電池取替え工事とは全く関係のないものなのでしょうか、関連するのでしょうか、その確認でした。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

もちろん全く関係ないということは当然ございません。同じ中継局の中でそれぞれの機械の役割を持ってテレビ中継を送っておりますので、関係ないわけではありませんが、基本的には別々の機種でございます。去年は、ご意見にあったとおりで、検査をやっている中でちょっと危険な状況だということが確認されて緊急的にやっただと。今回の蓄電池に関しては、1年前ぐらいから民放の各局から要請というか、町に対する要望を実は受けておりました。どうしても民放もそうですし、町もそうですが、放送を続けるという放送法上の責任がありますので、それが途絶えるリスクがあるところは何とか改善をしてほしいと。蓄電池のほうももうかなり寿命に来ていた、もともともう来ていた、さらに今は10年前とは違って機械の性能も上がっているのです。より安定的な放送ができるということで提案を受けて、今回は国の補助も使えるのだということを見て、それで今回は計上したのですが、緊急的に上げたものではなくて、以前から要望を受けていたものを今回機会を見て計上させていただいたと、そういうものでございます。

○佐藤委員 交通安全対策について、この予算には直接関係しないのですけれども、町道を車で走っておりますと交通標識、特に規制標識が古くなって薄れている、そういうのが見受けられるのですけれども、このような更新はどのように考えているのか。といいますのは、間違っただと質問というか、発言してはいけないと思って今朝ちょっと走ってみました。そうすると、やはり真ん中の30という数字は分かるのですけれども、その円の外側が本当に薄れている、そしてその下に四角い長方形の板があって、そこに区間を示す標識なのです。それは、全く見えない、そのようなのが滝之町地区にもあるし、私は全部町道走ったわけではありませんけれども、そういうのが見受け

られるのですけれども、やはり町道は道幅が狭くてセンターラインがないものですから、このような交通標識は大切なものと私は考えているのです。そういう面で私は、一回町道のそういう交通標識、規制標識を調べられてやはり対処していくことが交通安全につながるのではないかなと、そんな気がしたものですから、特に予算に関係ありませんけれども、発言したのですが、このことについてお考えを伺いたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

町道に限らずですが、道路周辺にいろんな標識が立っております。町の安全協会として立てているような注意看板なんかもありますけれども、今ご指摘いただいた部分は多分警察さんというか、公安のほうで設置された交通標識かなというふうに今のお話を聞く限りは思いますので、そちらのほうとも連携しながら、当然見づらい状況になっていれば改善することが望ましいと思いますので、その一方で必ずしも町が設置しているものばかりではないだろうというふうにも思いますので、適切に対応できるように関係機関のほうとも協議をしていきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 44 ページ、45 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 46 ページ、47 ページ。

○加藤委員 私は、防災諸費一般経費の防災学識アドバイザーの報酬につきまして、1 人の方の月 8 万円の 12 か月掛けて 96 万の予算は、これは異議はないのですけれども、今回新たに委嘱する学識アドバイザー、説明を見ますと無報酬というふうに書かれているのですけれども、無報酬に至った経緯というのはどのような形だったのか、その内容についてお伺いしておきたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

令和 4 年度からお願いをしようとしている新しい方に関しましては、アドバイザーの業務自体をお願いするに当たってお話をした際に報酬等については辞退しますということで、こっちからももちろん払わないと言ったわけではなくて、先方のほうから私は結構ですというようなお申出があったので、今回は予算上は計上していないというところでございます。

以上です。

○加藤委員 今の説明で理解しましたけれども、個人的というか、考えとして質問したいのですけれども、この先生というのは長年壮警町でいろいろと関わってきているような経緯とか実績もあるわけです。そういった上において、1 人の方はある程度予算計上していますけれども、無報酬という部分についてはいかがかなと、無報酬のボランティア的なものに値するということがいかなものかなという視点から、やはり

手当とか報償費ですか、そういう何らかの形での経費というのは見る必要性があるのではないかと思っておりますけれども、その辺の検討はあるのかないか含めてお伺いしておきたいと思えます。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

先ほど申し上げたとおり、町として払う気がないというわけではもちろんありませんので、今後正式に委嘱をして実際その業務に当たっていただく中でいろんな接する場面というのは多々出てくると思えますから、改めて先生のほうにこのことについてお伺いをして、それであればということであれば予算を検討したいと思えますし、固辞されるようであればそれは無理やり渡すというわけにもいかないと思えますので、ご本人と協議、調整をしていきたいというふうに思えます。

以上です。

○佐藤委員 コミュニティーFM放送局の事業負担金についてお尋ねしたいのですが、私自身ちょっと家の構造上FM放送聞こえないのです。ですから、聞いていない者が質問するのは大変失礼なのですが、このように壮瞥町は309万5,000円負担するのです。そこで、前に説明あったのかもしれませんが、このコミュニティFM放送の事業費は各関係する市町はどの程度負担しているのかなと。そして、この放送を利用して壮瞥町に関する放送依頼はどの程度しているのかなと。また、このFM放送を聞いている方はどの程度あるのかなと。町内のある自治会は、このFM放送を聞くために自治会でFMを聞くことのできるラジオを配付したということも聞いておりますけれども、全てがそんなことできるわけではありません。ですから、効果的に放送するために先ほども言いましたように壮瞥町はこの放送にどの程度の放送依頼をしているか、そういうこともお聞きしたいなと思えますので、分かる範囲でよろしいです。伺いたいと思えます。

○真鍋委員長 これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの後刻答弁することになっていた件につきまして答弁をいたさせます。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

先ほど例規の更新回数についてご質問いただきましたが、基本的に今は年4回定例会の後、定例会が一番条例改正等多いので、それを踏まえて運用していると、そういう状況でございます。

以上です。

○企画財政課長 私から先ほど佐藤委員からご質問のあった北海道の広報の配布についてですけれども、去年の7月に胆振総合振興局のほうから広報紙ほっかいどうの

配布協力に関する調査についてという照会がありまして、壮警町としては令和4年度から町の広報と一緒に配布するというふうに協力するという形で回答しておりまして、自治会長の皆様にはちょっとご負担になるかもしれませんが、そういう形で令和4年度からする方向で進めております。

以上です。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

コミュニティーFMの運営状況についてだったと思いますが、まずご質問の1点目の事業費に関してですが、今年度予算でいいますと4市町全体で2,154万6,000円になります。各町の負担につきましては、伊達市さんが1,129万1,000円、それから豊浦町さんが301万円、洞爺湖町さんが415万円、当町が309万5,000円、比率でいうと大体14%ぐらいになります。

それから、定時放送に関してですが、基本的に当町の枠としては週2回、各90秒ということで割当てがなっております。もちろん追加等、緊急放送等があれば、それはご対応いただけるものというふうに考えています。

それから、視聴数に関してですが、これに関してはちょっと正確な数字というのは把握はできなくてというところなので、テレビのように何%とかということはいえないのですが、ただ数年前にアンケートを1度4市町全体で取らせていただいたことがあって、そのときは全般に回収率自体がすごく低くて興味というか、関心がそう高くないのかなというふうに思っておりました。その中でも常時間聞いているという方は、そんなに多くなかったということですから、あくまでも想像ですけども、視聴数としては決して多い数字では今はないのかなというふうには想像しております。

以上です。

○佐藤委員 今のお答えに対してもうちょっと述べたいと思うのですが、せっかくこれだけ負担しているものですから、町民の皆さんに聞いていただくことの努力が私は必要だなと思うのですが、どの程度聞いているかは分からない、当然そうでしょう。アンケート調査しても回答する人はごく僅かなものですから、その数だけでは到底推測することはできないと思います。そこで、町職員は70名ですか、82名のうち教員が12名含まれているから、町長に直結するのは70名、それから任用制度を利用しての職員が60名近くいらっしゃいますので、私はそれだけでも百二、三十名になると思うのです。その方々にあなたはこの放送を聞いていますかとかとやると、私は町民全体に呼びかけるよりも確実な数字が出てくるのではないかなと。急いでやってほしいとは言いませんけれども、やはり工夫してどの程度聞いているかというのを一回調べてみることも私は必要でないかなと、そんなこと答弁を聞いて感想を持ちました。

以上です。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

町職員の話がされていたので、状況を言いますと、町職員が車等で当然外勤をします。そういった際には、総務課なんかもそうですけれども、できるだけラジオをかけて情報収集しながらやっているところはありますし、そもそも勤務中にラジオ聞けないので、どうしても聞くとなれば夜か休みの日しかありませんから、職員も日中聞けないというわけにはちょっといかないです。その一方で、町職員にこだわらず、聞く聞かないは町民の皆さんのご判断だったとしても、その周知というのは近年広報等にもあまり積極的に載せていなかったかなというところを今お聞きをされていて反省をしているところでございましたので、存在ひっくるめてもうちょっと利用促進を図るような取組を全体に関して進めてまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○毛利委員 私、消耗品費のところでも今年も防災備蓄品拡充ということで去年よりも約 80 万近く上がっていますが、去年も購入していますが、4 年度の購入内容というのを教えてもらいたいのですが。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

今年度の予定でございますが、概数として申し上げますけれども、品名としてはみそ汁、スープ等が 1,600、それから副菜等の缶詰類が 1,400、あと飲料水 400、マジックライス 100、その他ミルク類と、それが食料品関係、あと段ボールベッドを今年度 30 床を予定をしております。令和 4 年度の購入予定内容としては、以上でございます。

○毛利委員 去年も話題というか、提案出ていたのですが、液体ミルクの検討というか、お考えは来年度はどうなのでしょうか。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

液体ミルクに関しては、以前からこの議会の場でもご提案をいただいております。それで、令和 3 年度、今年度についても既に購入をしております、賞味期限がそう長くないので、来年度についても更新をする考えでいます。ただ、量的に少ないので、先ほどの概数の中には入れなかったのですが、そういった細かいものについても先ほど説明した内容とは別に少しずつ拡充はしていこうというふうには考えております。

以上でございます。

○毛利委員 液体ミルク、去年も期間が短いということで購入そんなにできないなという話だったのですが、近年壮警町も災害時には対応していただけるように各企業と提携を結んだりもしていますが、災害時において液体ミルクも提供していただくことができれば常時そんなに多く備蓄しておかなくても対応できると思いますが、そこら辺のところの提携というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

企業との協定に関して言いますと、いろいろあることはあるのですが、特に今申し上げたような食料ですとか、そういった備蓄品に関しては昨年の 8 月にセコマさんと防災協定を締結させていただいて、その中でいろんな、米から始まり、飲料水、ある

いは生活雑貨までひっくるめて緊急時には、もちろん有償ですけれども、支援をいただくということでお約束をさせていただいているところです。ただ、現実的に想定したときに、緊急的な災害であれば当然依頼をしてから届くまでの間にそれ相応の日数なり時間なりというのはかかるだろうということを想定して、今の備蓄計画上でいうと特に立ち上げの3日間、そこに軸足を置いて、そのときに飲物がない、食べ物がないという状況にならないように計画的に整備をしているところで、それをうまく抱き合わせて避難された方々が生活に困らないように、そういうような体制をつくってまいりたいというふうに考えております。

○菊地委員 ただいまの防災備蓄品の拡充ということでは分かりましたけれども、関連になると思いますけれども、令和3年度の予特の中でも委員のほうから質問がありました防災備蓄センターの整理、いざというときには取り出したいものが取り出せないような状況で煩雑になっているということで質問があったと思いますけれども、改善していくということで答弁ありましたけれども、その後どうなっているのかお聞きしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

私が備蓄倉庫を見たのが10日か2週間前ぐらいだったと思いますが、その段階においても非常にきれいに整理ができているというふうに思います。今年も備蓄品を納入されたので、それらもひっくるめて表示であり、配置場所であり、そういうものを整理しているということと、今は特に久保内の小学校、それから改善センター、山美湖というのを重点避難所というふうに考えていて、そこにすぐ持っていけるように食料から何からここは山美湖用とか、ここは改善センター用という形で備蓄品をまとめて担当が行かなくても誰かが行ってすぐトラックに積んで持ってこれる、そういうようなところまでひっくるめて中は大分整理されてきているかなというふうには思います。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、48ページ、49ページ。

○松本委員 公共施設管理事業に関して質問をいたします。

何点かございますが、まず修繕料の関係で全体で1,960万円もアップしておりますけれども、詳細については資料で頂いておりますが、その中の何点かを確認したいと思いますけれども、ゆーあいの家浴槽タイル改修1,520万、大規模な修繕になりますけれども、説明にもございましたように剥がれているところとタールのようなものが浮かび上がってくると、実はこの表現といいますか、その事案は私議員になって数年目のときに耳にした内容でございまして、当時原因は不明といいながらも、施工から10年はたっていたのでしょうか、浴槽の中にタールのようなもの、重油のようなもの

が浮かび上がってくるというのが利用者から話があって、現場からも話があって原因を調べに入ったり、タイルを剥がして調査したりというようなことがあったと思うのですけれども、主たる原因が分からず、あるいは施工時の何か問題があったとかいうことも分からないまま改修作業は終わったと思っていましたけれども、また同じ指摘があったということで多少驚いたのと、そもそもこの原因が分かるならお伺いしたかったということでもあります。

それから、ゆーあいの家のカランの取替えというのは、カランというのは蛇口のことでしょうから、これを40基中10基というのは分かるのですけれども、もう一つミキシングバルブというのがあったのですけれども、これはゆーあいの家の湯温管理設備改修、ミキシングバルブというのは水とお湯を温度調整してサーモが働いているのか、それで適温で提供するということだと思うのですが、これ分からないから確認ですけれども、全体の大きなもので各カランにつながっているというような解釈でよろしいのかどうか、よく分からないので、お伺いします。それとも、入浴する浴槽のお湯そのものに使うミキシングバルブなのかということでした。

そして、ちょっとずれますが、パークゴルフ場のことなのですが、機械器具費50万、説明では、予算書の中の説明ですか、刈った芝生を集めると、草を集める装置を購入するということなのですから、従来は刈った草は多分手で集めて作業していたのかというふうに思いますけれども、それはどなたがやっていたのか、外注なのか、ないしは職員なのか、あるいはパークゴルフ協会の方なのか、50万の機械で労力の軽減化は分からないでもないのですけれども、効率化も含めてですが、ある意味今まで継続をしてやっていただければこの経費かからないのではないかと思ひながら、確認でございました。

以上です。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目のゆーあいの家の浴槽でございますが、確かに以前に改修したという記録を見た記憶があるのですけれども、今回に関してはもちろん正確な分析ではないかもしれませんが、指定管理者のほうと協議をする限り、見る限り原因は劣化なのだろうというふうに考えています。現在指定管理者のほうで担当している方が実は以前町の建設課に勤務されていた方で、そういった施設管理に非常に精通されていらっしゃると思いますので、ある程度経過も含めて話を聞いていて、これは事実なのだろうということで必要な経費を今回計上したというところでございます。

それから、ミキシングバルブに関しましては、これは基本的に利用者が使う、触る場面、場所ではなくて、大本のボイラーに近い状況です。ボイラーから経由して上がってくるお湯と水とを湯温調整をすると、それを男女それぞれの浴槽に供給するのですが、その大本のところを今手作業で職人技的な感じでやっている調整をある程度機械を入れて軽易にというか、簡易に温度管理ができるような体制にするということ

でございます。

それから、3点目の集草機に関しては、今は指定管理者の方、職員が草を刈って、なおかつ草を集めているということでやっているというふうに聞いています。ほかの団体の方とかではないというふうにお聞きをしております。

以上でございます。

○松本委員 一番最初のタイル、剥がれることが劣化によるものということは了解するのですが、先ほど言いましたように十数年、もしかしたら20年近く前なのか、聞き及んだ内容と同じだという話をしましたけれども、そのときも原因が不明であるけれども、タールのようなものが浮き上がってくる、利用者から気持ち悪いし、不潔だと、不衛生的だみたいなことがあって多少の、詳細覚えていませんけれども、改修なり原因調査なりをした、あるいは施工業者にも確認をしたような経緯があったような気もするのですが、当時からかどうかわかりませんが、建設の経過に詳しい方がいればなおさらでございますけれども、何が原因かというのも我々も知りたいところではあるのですが、剥がれることはよしとしても、当時から証明、あまり聞いた記憶ないので、何でも、何でタール状のものが浮かび上がるのだということに、ですから何年か経過したときにまた発生したわけですから、根本解決になっていなかったのではないかと考えるのですが、その辺は解消されるのでしょうか。それが1つと、続けていきますけれども、修繕で消防設備5施設分となっていて60万の計上ですが、説明の中で消防署からの指摘を受けたと、消防査察の指摘があったと、これは何がどう指摘を受けて改善するのかということの確認です。

続けて、仲洞爺野営場公衆便所建て替え工事に関して伺います。これは、令和3年度当初2,900万で予算計上されておりまして、建て替えを行うということでありました。ところが、道の自然公園等整備事業補助金がつかなかったという、採択できなくて繰越しになったものでありますけれども、今回上がってきたのが3,700万の数字でございます。大幅なアップ、その説明が設計成果による積算、括弧で資材の高騰分ですとか隣接街灯建設費も反映とありますけれども、にしても随分な増額ではないかと。この辺の経緯は、全く我々も初めてこれ目にするわけでありまして、具体的にどういうことなのか。仲洞爺キャンプ場に関しては、いい意味で環境整備が随分進んで、取り組んでいらっしゃるし、外部からのお客さんもコロナ禍でも結構な利用があったようにも聞いておりますし、来ていただく方に満足していただくことは当然いいことだろうというふうに思うのですが、一方で俯瞰してみると随分集中的にお金が投資されて、投下されているなという印象を持つわけで、財政のことを考えますと適正な規模、これが不適ですと言っているわけではないのですが、中身知りませんから、その辺の精査はされたのかどうかということです。

例えば便器の数とか何か我々は知りませんが、以前の古いトイレは当然見に行きましたけれども、それが改善すべきだということも議会も確認したところなので

すけれども、どのぐらいのグレードアップされているのか。そもそも論で恐縮ですけれども、野趣あふれるキャンプに接することが趣で来るキャンプ利用者でありまして、そんなグレードの高いトイレを使用するという事は主な目的ではない、ただ衛生面とか清潔保持というようなことは当然必要なことですけれども、そこまでのお金をかける必要があるのか、物知らないでしゃべっていますけれども、それを素朴に感じまして、また話長くなりますけれども、一方で同じようにほかから来て湖畔で、時にトラブルありますけれども、埋立地、壮瞥温泉地区の騒音などの問題もあったり、不法キャンプの問題あるにしても、ほかから訪れて洞爺湖、壮瞥町ですけれども、そこで楽しんでいただいて喜んで帰ってもらうという意味では、その趣旨は外部から来て喜んでもらうのは一緒なのですが、あそこも視察しましたけれども、トイレがぼっとん式のままで場所も少なく、ただ水が出るので、キャンプにも使われてしまうのでありますけれども、キャンプするしないにかかわらず、現代的な衛生管理とか清潔保持の面からするとあのトイレもいかなものかというのは共通認識であると思うのですが、同じような外部から来る方が満足してもらっている施設、長い目で見ると壮瞥町、洞爺湖に魅力を感じてまた次来てみようと、そんな意識につながる方々に対しては随分、片方でそういうトイレで、片方でグレードの高いトイレということ、ちょっと差があるのではないかなという気がしてなりません。決してだからしろという話ではないし、当然財政的なこともあるしということ承知なのですが、今回も補助金半分と地方債、過疎債半分で建てるのですけれども、一般財源なしなのかもしれませんが、その辺の考察はいかがだったのかなということ、長くなって恐縮です。よろしくお願いします。

○真鍋委員長 暫時休憩とします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時36分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長 それでは、最後の船揚げ施設の件は別の担当のほうから答弁させていただいて、それ以外のところを私のほうからご答弁させていただきます。

まず、ゆーあいの家の浴槽の改修の件でございますが、たしか記憶でタイルの下にそういう素材というか、が使われていてというふうに聞いています。実際現場の写真なんか見ると、今もタイルがところどころ剥がれてきていて、それを今までも剥がれてきていたのですが、パズルのようにもう一回埋め込んで今使っている状況なのですが、その張りついているタイルの間からも黒いのがにじみ出てきている、そういう状況です。それが浮いて出てきているということなので、正確な分析はと言われると、もちろんちょっと説明し切れない部分あるのですが、もともと使っている素材が隙間から出てきているのだろうというふうに想像しています。

それから、2点目の消防の関係でございますが、5施設、ゆーあいの家から始まって指定管理の5施設の中でそれぞれ非常用のスピーカーの音声が悪いとか、煙の感知器だとか、あるいは非常灯、非常口を掲示するところの標示がもう切れかかっているだとか、そういう細かなものの積み上げになるのですけれども、それらを全部5施設束ねて、これについては町側のほうで適正な安全管理のために処置しようということで今回計上しています。

それから、仲洞爺野営場の関係でございますけれども、確かに昨年よりも大幅に値上がりをしていることは事実でございます。実施設計という詳細設計、最終設計を今年度やったのですが、そこでより精度を高めて設計をしていくと上がっていったという部分もありますし、昨今の資材の値上がりもありますし、あとはトイレの前に街路灯が1本建っているのですが、それも併せて更新しないと折れてしまうと、そういう状況が確認されたので、かつそれも一体的にやることで国の補助金の対象になるということが確認できたので、それらもどんどん、どんどん乗せていったというところでございます。また、今回特段華美なトイレを造るという考えはもちろんございません。ご指摘のとおり、今の特に若い方を中心とするトイレに対する考え方、清潔さが本当に重視される時代でございますので、衛生的に使っていただくということと多少台数といいたまいますか、便器の数を少し増やしていると。それから、将来的に通年の、冬季キャンプというのが今非常に注目されているのですが、それを想定して暖房設備、そちらのほうは今までなかったのですが、新たに加えて、そんなような機能向上なんかも図ってという形が積み重なって行ってちょっと経費が上がっていったという経過でございます。設備投資に関しては、確かに今年度やった管理棟であり、来年度に施工するトイレであり、集中的に仲洞爺のほうに偏っているように見受けられる部分は確かにあるのですが、それなりにそれぞれ財源が見つけたタイミングでということが1つありますし、来年度に関して言うと先ほど来から説明しているゆーあいの家だけでも2,000万近い修繕を投資することになります。老朽化している施設はいっぱいあるので、順次直していきたいというふうに考えていますので、仲洞爺に関しては大型のものは多分これで一段落ついて、もし今後施工していくとすると、その他の指定管理施設になっていくのかなというふうに考えているところでございます。

以上、仲洞爺までのご説明でございます。

○商工観光課長 それでは、私のほうから洞爺湖の湖畔沿いの町が管理する施設、衛生的なトイレを一元的にといいますか、バランスよく整備すべきではないかというご質問でございました。洞爺湖園地の船揚げ施設のトイレのことをおっしゃっておられると推察いたします。くみ取り式トイレでございまして、確かに老朽化してございまして、今年度船揚げ施設の利用料を値上げさせていただいたこともあって、現在環境整備、特に湖畔のマナー向上についての整備のほうに、今そちらを優先としてございます。ご指摘のとおり、財源の確保ということが大きな課題になろうかと思っております。

で、合同常任委員会の際に利用料の増額も含めて将来的な検討をというご意見も頂戴してございますので、そういった将来を見据えまして利用料の増額等による財源の確保、あるいは園地環境の総合的な観点から今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○松本委員 これ最後にしますが、私は別に、ごめんなさい、言っておきながらなんですけれども、比較対照して船揚げ施設の園地におけるトイレを改修すべきだという話をしているわけではなくて、それは感想を持ったということです。比較した場合の随分差がありますよねということをお願いしたのであって、総体的に壮瞥の魅力発信なり、壮瞥を好きになってくれてまたリピートしてくれると、壮瞥へ訪れてくれるという意味では同じ対象であろうという意味で、グレートが上がることといたしますか、環境整備が進むことは結構なことだけれども、差がありますねという感想を持っただけの話であります。

仲洞爺のほうに戻しますけれども、例えば変かもしれませんが、2,900万から3,700万、これが自分の家ないしはセカンドハウスに近いものであったら考えますよね。それ当然施主がリクエストをいっぱいしていった結果として上がっていくものですから、その背景に実施設計をしたら上がりましたでは、実施設計頼むのも施主ですから、それはちょっと待ってください、ではグレード下げたり、ここを改善したりということで調整していくのが、家であればそうなのでしょうけれども、今回詳細分からなくて聞くのもなんですけれども、便器の個数を増やしたと、それも必要なのでしょうし、衛生面でも改善すべきことをいろいろしたのは分かるとしても、もう一つ気になったのは冬季に対応して多分暖房設備になるのですか、そういったものを付加すれば多分設備費って上がっていくなと思うのですが、いずれ必要になるとすれば今から投資しようと、しかもそれが財源が今確保できるからというのは分からないでもないにしろ、果たしてどれだけのニーズがあるのか、実際今冬季キャンプがテレビ等で取り沙汰されているのは見ます。正月を、年末を外のマイナス20度の厳寒の中で過ごすという家族も見ました。失礼ですけれども、今のところ物好きにしか見えないわけなんですけれども、それはそれで結構なことなんですけれども、その相当な例えば先ほど言ったように野趣あふれる中で家族や知人や、あるいは最近は一人キャンプ、個人でそういったところで何もかも忘れて静寂な空間にいたいというニーズがあるようですが、にしてもその全体の中で冬のキャンプを希望する方、どれだけのマーケットがあるかと考えたときに、そこに対する投資が今である必要があるのか、これは素朴に感じますが、その辺どのような協議を観光協会さんとされて担当課として判断されたのかなというのは実際聞いてみたいところだなと思っていたのですが、いかがですか。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

2,900万という数字がそもそも今回北海道の計画にのせていただいて、それが要件

となって国の補助金をいただけるということになって、当初道の計画にのせる段階での数字でございますので、多少当時も関わっていましたが、確かに期限が迫った中でばたばたと出した数字であったことは事実かなというふうには思います。その精度の問題というのは、確かに懸念されるころはあったのかなというふうには考えているということと、あと2点目の冬のキャンプに関して、実は私も決してアウトドアにそう興味があるわけではないので、同様の感想を持っている部分はないわけではないのですが、ただ関係各所、実はある新聞社のほうからもモデル事業としてやりませんかというようなご提案を以前からいただいていたり、あるいは別の新聞ですけれども、新聞やテレビ、そういったものを見る中で冬のキャンプ、特にコロナが入ってから余計なのだろうと思うのですけれども、密にならない、そういう楽しみ方というのが今の世の中でいうと広がっていて、多分今後もそういう意味でグランピングとか、いろんなアウトドスタイルの生活の仕方というのは増えておりますので、そういう意味ではニーズはある程度あるだろうと。確約できるものではもちろんありませんが、そこは個人的な好みは別として、思惑としては観光協会とも一致したところかなというふうに思います。もちろん絶対それで、では冬にわんさか人が来て収益向上、利益が上がっていくかというのは分かりませんが、せつかく投資をするのであれば、先ほどリピーター促進という話を委員からもご提案いただいておりますが、いろんな壮瞥の楽しみ方というのを提供の仕方というのは考えていっていいのかなというふうに思っておりますので、今回はぜひ冬仕様についても必要という考えで計上させていただいたところでございます。

○松本委員 4回目だけれども、予算審議は原則3ですけれども、4が駄目という話ではないと思って委員長に確認ですけれども、よろしいですか。駄目、いいですね。

○真鍋委員長 特別に許可します。

○松本委員 先ほど言い忘れたこともありましたが、要するに維持費もかかりますよという話です。冬に、しかもニーズが少ないだろう中であって当然人件費もかかっていく、除雪コストもかかっていく、その辺のバランスを考えられたのかなということが1つありましたのと、もう一つ、集中ではないですけれども、冬はむしろオロフレにそういったウインター、冬の楽しみのニーズを持っていて、そちらで人もいるし、スキー場の管理も専門にやるから、それを付随してそちらで人も除雪も全部できる、グランピングとかなんとか言っておりましたけれども、あそこであれば雪原の中でぽつんと一人静寂な時間過ごすこともいいのではないかと思いますし、仲洞翁の夏は、秋は、春はいいのでしょうけれども、冬がどこまで魅力あるか私は分かりませんが、今年なんぞは相当、最近ちなみに65になったので、来夢人の家に130円で行くようになったのですけれども、ちゃんと除雪されていますけれども、周りは雪庇、雪の壁で何も見えない、あそこをほじくって湖岸まで行くかどうか別ですけれども、キャンプするということになるのかという、ごめんなさい、そんなことも今聞

いて感じたものだから、冬のレジャー対応はむしろオロフレさんできちんとやられたらどうかと、壮瞥の人、財政規模考えたらそんな気がしたので、すみません、追加の質問したいと思うのです。よろしく願います。ご検討含めてお願いしたいと思うのですけれども。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

もちろん冬場開ければ維持費が発生する、ひょっとしたら夏場以上に発生するという事は承知をしておりますし、観光協会も理解、指定管理者も理解しています。当然1月から3月までびっちり開けるのか、あるいは特に初期の段階においては降雪の少ない時期を中心にやっていくのか、その辺の作戦というか、戦略はまだこれから詰める必要があるのかなというふうには思いますが、当然今以上に経費がかかっていく、逆に言うとそれなりに利用料収入も出ることは出るのですが、そういったものの採算を考えて、何が何でも採算を合わせるわけではありませんけれども、それらを含めた収支コストというのを前提の上で指定管理者のほうと話をしているということでございます。

それから、冬の楽しみをオロフレのほうにというのは、全くごもつともだなと思えますし、当町の冬の観光においてはオロフレスキー場及びその周辺というのは非常にアピールすべき当町の看板なのかなというふうには思いますが、そもそもやっぱり洞爺湖等の景観も違いますし、オロフレスキー場でスキーの方はいいにしても、ではキャンパーのニーズが満たされるのかというのは、それは正直ちょっと何とも言えないかなというふうには思います。ですから、いきなり全開でフル回転をしていくということではありませんけれども、そういったニーズを組めるような、そういうキャンプ場に育てていきたいという意思もありますので、いろいろ採算性を考えながらではありますけれども、基本的にはできるだけ早く、ネックになっていたトイレが改修されるので、新たな壮瞥町の冬の魅力、観光の魅力づくり、そういったものに取り組んでいきたいなというふうには考えております。

以上です。

○佐藤委員 49ページの下から3番目について、街路灯具取替え工事は、これは2年度に58万円、3年度240万円、そして4年度に220万円を計上しておりますけれども、この灯具取替えはどのような内容で進めているのか、そしてこの灯具、4年度で220万をかけてやった場合、あとどの程度灯具の交換が残っているのか、そのようなことお分かりになれば伺いたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

令和4年度につきましては、町内の7本を、総務課の所管分としてはあと7本残っているのですが、それらの水銀ランプの問題があるので、それをLEDに替えるということでございます。総務課の所管の分としては、令和4年度で終了する予定ですので、その後はしばらくは同様の工事というのは発生しないだろうというふうに想定をし

ています。

以上でございます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 それでは、50 ページ、51 ページ。ありませんか。

○佐藤委員 どうも昔聞いたことでちょっと分からなかったものですから、51 ページの財政一般事務経費、この中で財務書類作成等委託料、これは思い起こせば平成 29 年度に公会計システム導入並びに財務書類作成等委託料ということが始まりです。そのとき 270 万円計上して、30 年度 130 万、2 年度と 3 年度は 125 万円、そして 4 年度も 125 万円を計上していますが、この委託は半永久的に続くものか、その内容を知らないでこんな質問をして申し訳ありませんけれども、多分平成 29 年度に取り組むときに公会計システム導入の提案のときに説明があったと思うのですけれども、どうも思い出せないし、そういう意味でこの作成はどのような目的で作成し、作成後どのような活用をしているのか、これ素人の私には分かりませんので、できれば説明を求めたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

財務書類作成の委託料に関してですけれども、目的については総務省から公表された統一的な基準による地方公会計の整備促進についてというものに対応した公会計システムの保守ですとか、あとは補助業務を委託するもので、そういった総務省から示された統一的な基準による財務書類 4 表ありますけれども、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、それから資金収支計算書の作成をしているもので、そのほかに固定資産台帳も整備してこれらの財務書類を作成しているものでございます。

活用方法につきましては、過去の財務書類ですとか概要資料、委託業者から出てくる報告書を基に当町のそういった資産ですとかコストについて研究してどういった方向で町政を運営していくか、老朽化した資産についてもどういった方向でしていくのかという検討材料にもなっているところでございますし、人口規模が同規模の自治体と比較して当町がどういう状況にあるのかということも比較検討しているところでございます。ですので、これからもこういった形で活用していくのですけれども、では半永久的にこの委託料が必要なのかということですが、これが始まった 28 年の決算から 29 年度で始めておりますけれども、当初は近隣でも自前でやっている市もありましたが、やはり状況が変わってきておまして、最近では近隣ではほぼ全部の市町で業者に委託をして財務書類の作成は行っているという状況で、では自前でやるにはどうしたらいいのかということで検討はしております。まず、システムの改修が必要になってくるということで、システムの改修費用に単純に 1,500 万円程度かかると。さらに、そのシステムを維持していくためには、やはり自前でやるにし

でも 100 万以上、110 万程度の年間費用がかかると。そして、今当町でやっている業者委託では 125 万程度の予算で済んでいるところで、やはり業者委託したほうがコスト的にはいいのではないかという判断で委託業務でやっているところでございます。○真鍋委員長 ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。休憩 午後 0 時 0 0 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

50 ページ、51 ページ、質問ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 52 ページ、53 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 54 ページ、55 ページ。

○松本委員 賦課徴収費の収納管理事務等々について 1 点だけ確認でありましたけれども、固定資産税標準宅地鑑定評価委託料 145 万 9,000 円に関してでありますけれども、3 年ごとの固定資産税評価替えに伴う予算計上と事業委託であるのも承知しておりますが、そこまでは分かるのですけれども、具体的に委託する作業、業務の中身について教えていただければと思って質問しました。

○会計管理者・税務会計課長 ご答弁申し上げます。

固定資産税標準宅地鑑定評価委託業務についてであります。ご質問の中にありましたように 3 年に 1 度標準宅地の鑑定評価を行うものでございます。標準宅地と申しますのは、地域ごとに設定した主要な街路に接する標準的な宅地について評価を行うものでありまして、不動産鑑定士による評価をお願いするものであります。予算の予定の内訳でございますが、一般標準宅地として 25 地点、地価公示地点として 1 地点、それから地価調査地点として 2 地点の評価を行うものでございまして、これで合計で 145 万 8,600 円というふうに予定しております。

以上でございます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 56 ページ、57 ページ。ありませんか。

○松本委員 戸籍住民基本台帳費しかございませんので、この中身なのですけれども、マイナポータル用端末機の借上げ料として 30 万で計上されております。今まで国からの機器の貸与でしたか、貸与期間が終了したということだそうでありますけれども、そもそもでマイナンバーカード、テレビでもそれぞれ新聞などでもマイナンバーカード取得するとポイントがという話で、最初が 6,000 円で、次全部で 2 万円でしたか、私もマイナンバーカードは持っているのですけれども、その先のポイント付与ま

での手続はしておりませんが、そういったポイント制も含めて加入、導入を進めているというのは理解しますが、国のレベルはいずれにしても町内でいかにどの普及があるのかという確認でしたが、さきの自治体DX、デジタルトランスフォーメーションではないですけれども、真っ先にたしか総務課長さん、マイナンバーカードの普及、そしてそれを利用したデジタル自治体の普及みたいな話をされていたと思うのですけれども、そもそも第一歩の出だしのマイナンバーカードの普及というのはそんなに進んでいないのではないかとということでお伺いしたいのですけれども、国も普及拡大、普及についての支援をされていますが、そういったものは町としてもやる必要はないのかどうかというようなことを確認したかったということでございます。

○住民福祉課長　ご答弁申し上げます。

今委員ご質問ありましたとおり、マイナポータル端末機、今は国から貸与されているものですが、それが返還するというので補助事業を使って町のほうで導入するというもので、この機器自体は今も当然ありまして、それこそ個人で今おっしゃったマイナポータルに加入してポイント付与とかって自分でもできるのですが、なかなか分からないという方も多くて、役場に来られたときにそれを支援するための機械ということになっております。

それで、ご質問にありましたマイナンバーカードの普及率なのですけれども、今現在壮警町は人口に対して41.54%の普及率となっております、実は西胆振管内では室蘭市が一番多くて42.82%で、うちが41.54%ということで西胆振管内では2番目の普及率ということになっております。

以上でございます。

○松本委員　その上で、2番目は分かりました。40を超えているのだというのは理解しますけれども、それなりの努力はされたのかもしれませんが、担当課も含めて、さらに1番目指して、2番では駄目ですかという話ではなくて、もっと普及拡大、国挙げてやるべきなのでしょうけれども、町としても何か独自のという言い方もないですけれども、普及の貢献をされてもいいのではないかとことの質問ですが。

○住民福祉課長　ご答弁申し上げます。

ご質問ありましたように、町としてもということなのですけれども、いろいろありまして、国のほうでは例えば夜間の受付だとか、あと出張して受け付けるとかというような、いろんなそういうのがありまして、そういう具体的な対策には至ってはいないのですけれども、一応内部で何とかうまく普及する方法ないだろうかということも検討はしております。今具体的にどうするこうするということまではいっていないのですけれども、できる限り普及拡大できるように努めていきたいなというふうに考えております。

○真鍋委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 58 ページ、59 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 60 ページ、61 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 62 ページ、63 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 64 ページ、65 ページ。ありませんか。

○佐藤委員 65 ページの2番目、地域公共交通対策事業費についてお尋ねしたいのですけれども、2月の末に行われた予算の説明会ではただ資料の棒読みで誰でも読めるようなことで、これ以外の詳しい説明がなかったもので、この際理解を深めたいので、よろしく願いいたします。

まず、従来の地域公共交通確保維持改善協議会というのがありました。それとその下に書いてある壮瞥町地域交通云々の負担金、この団体は同じかどうか最初に確認したいのですけれども。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

同じです。

○佐藤委員 そうしますと、従来ある協議会、この協議会が負担金を受けてというのは私いろいろとゆべも考えてみたのですけれども、負担金を受けるというのはどこから来た、例えばですよ、どうもここはうまく言えないのですけれども、そういう団体が事業を進める上で負担金を交付するというのはほかにもあったのでしょうか。私は、その団体が事業を行うために補助金を出すというのであれば理解できるのですけれども、負担金という言葉使った理由について、訳ですね、これについて説明を求めたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

2月末の予算説明の際にも私のほうから説明したと記憶しておりますけれども、今回の負担金につきましては地域公共交通計画を作成するものでございまして、この計画を作成するに当たって、普通の計画であれば町主体で作成の委託料を予算計上して作成するものでございますが、協議会になぜ負担金を支出して計画をつくるかということ、国のほうの制度上、市町村への補助ではなくて協議会への補助ということになっていきますので、町のほうから一旦作成する経費の全額を支出して、そして協議会に支出して協議会のほうで作成すると、そして協議会のほうで国から補助金をいただくと、精算して余った分については町の歳出の予算のほうに戻入するという形でやるものでございまして、その辺については2月末のときに説明したと記憶しております。

以上です。

○佐藤委員 私が聞き逃したのか、申し訳ない質問して申し訳ありませんでした。

そこで、この協議会が2年間の予定で地域公共交通計画を策定する、そしてこの策

定に当たっては各種調査から始まって最終的には公共交通計画を責任を持って策定するという事で理解するのですけれども、現在のこの協議会の構成はどのような方々が構成メンバーになっているのか、氏名でなくて、多分こういう場合は職名で依頼していると思いますので、職名で結構です。何名で構成しているのか、それを最後にお聞きしたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

協議会の構成メンバーですけれども、人数は12名でございます、副町長、それから北海道運輸局の室蘭運輸支局運輸企画専門官、それから胆振総合振興局の地域政策課長、それから道南バスの営業部長、それから道南バスの洞爺営業所長、それから毛利ハイヤーの社長、道南ハイヤーの専務、それから壮瞥町連合自治会長、壮瞥町商工会の事務局長、壮瞥町社協事務局長、それから室蘭工業大学の准教授、それから室蘭地区交通運輸産業労働組合の方の12名となっております。

○松本委員 関連でございますけれども、今の地域公共交通対策事業で関連というか、同じことの質問ですけれども、これ今のコミュニティータクシーを運営といいますか、その事業を進める以前にも同様の協議会をつくって委託されて地域公共交通計画をつくったということでもよろしかったのでしょうか。また新たに年限がたって同様のことを進めなければいけないと。そもそもコミュニティータクシーの運営に関しては、公共交通計画が必要、義務となっているようでございますけれども、以前行っていたのかどうかということと委託内容についても従来と同じことになるのかという確認であります。

それから、同じページで続けてジオパーク推進経費についても確認したいと思いますけれども、今回は新年度では301万2,000円、前年比77万4,000円のアップでございますけれども、町の事務職員の派遣が中止になったことによるということで、内容については承知しておるのですけれども、それと前後という言い方変ですけれども、全く理由は違いますけれども、ジオパーク推進協議会の中にユネスコの現地視察の際に指摘を受けた専門職、学芸員と言えいいのでしょうか、学術調査員と言えいいのでしょうか、そういった方を置くようにという話、指摘があつて昨年の春から置かれていたのだけれども、途中で辞めてしまったということの経過だけは聞きましたが、その後の補充なり、照会しているとか、募集しているとか、現況はどのようになっているのかお伺いしたかったわけです。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

1点目のほう私のほうから答弁したいと思います、これまでは地域公共交通計画、今回つくるものはありませんで、コミュニティータクシーの補助をもらう際にはコミュニティータクシーについての計画を協議会の中で作成して、それを国に出して補助金をもらっていたと。今回は、来年度は地域公共交通、町の全体的な公共交通についての計画を作成するというものでございます。

○総務課長 ジオパークにつきましては、私のほうからご答弁をいたします。

ご意見にあった学術専門員の方につきましては、今年度採用活動を行っておりまして、昨年の暮れに1人採用が決定いたしまして、本年の4月から勤務をするという予定であります。なお、この方の人件費につきましては、洞爺湖町のほうで全額を負担するというようになっております。もともとそういうルールになっていたのですが、その予定ですので、予算上は反映はされていないということでございます。

以上です。

○松本委員 私の記憶では、学術専門員は構成町村で案分ではなかったでしたか。それが前年度の説明だったと思うのですけれども、その際に、だったらもっと先にうちの町で手がけてもよかったのではないかと、人件費の補填が構成市町のできるのであればということで質問した記憶があるのですけれども、記憶違いでしたか。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

先ほどのご質問にあった1人いらっしゃったのだけれども、辞められたと、その方については臨時というか、そういった職員で最初採用して、その段階では各町で負担をしておりました。当町も負担をしています。その方が正採用に移った際には、洞爺湖町のほうで人件費を負担するというのでスタートをしておきまして、結果今回の方についてはその方の後任ということで、人件費については当初の打合せどおりに洞爺湖町で負担するというようになっていくということでございます。

○松本委員 分かりました。

また2の地域公共交通対策事業に戻りまして、生活バスの運行維持費補助金でありまして、335万8,000円の計上で、前年比三角64万2,000円となっております。これは、予算説明の際も、ないしは昨年度の決算の際にもそれぞれ同僚委員等から質問があったり、答弁、説明いただいているわけですが、3路線の仕組みとその赤字幅ということがあって、ちなみに令和2年度の赤字幅1,900万の2分の1を道南バスが負担し、残りを伊達、洞爺湖町、壮警で分けているという状況でございますけれども、ちなみに現状で令和3年分のそのものが分母にあって3つで分けてこの数字が上がったのかなと推察しますけれども、その辺の全体で道南バスさんの赤字が幾つで、構成市町の負担がどれほどなのかということと、それから路線間の洞爺湖町から水の駅間でしたですか、その路線を2回分を1回にするのでしたか、そんな減便を検討、協議しているという話も聞きましたけれども、その辺の最終的な結論に至っているのでしょうか。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

まず、生活バスの負担関係、令和3年度ですけれども、令和3年度も赤字額についてはほぼ同じ1,900万円、細かく言うと1,909万なのですが、その半分を道南バスが負担、大体954万8,000円程度、残りの954万2,000円を1市2町で負担するわけで、当町の負担が405万8,000円、令和3年度の予算で400万円でしたが、ちょっと

オーバーしていると、洞爺湖町は 447 万 4,000 円の負担、伊達市が 101 万円の負担となっております。

それから、減便の関係ですが、委員おっしゃるとおり洞爺湖温泉と水の駅間の 1 日 2 往復現在している便が 1 日 1 往復になると。昼の便が 1 往復分減るという形になっておりまして、先日も何かのときにお話ししたかと思えますけれども、協議がまとまりまして、道南バスの話では令和 4 年 4 月 1 日のダイヤ改正で昼の 1 往復分が減るという形で進んでおります。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 66 ページ、67 ページ。ありませんか。

○松本委員 行政情報システム運用管理事業でありますけれども、機械器具等 421 万 3,000 円、それから西いぶり広域連合負担金（電算）に関してそれぞれ 200 万規模の増額の予算計上になってございますので、その中身の概略について説明を求めます。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、1 点目の機械器具費が増えている件でございますが、こちらについては今年度大がかりな購入という予定ではなくて、パソコンであったり、あるいは今もうちょっとで終わりますけれども、庁内の Wi-Fi 化であったり、そういう設備投資の分を 5 年の償還払いで予算を計上しているものですから、特に今年度に Wi-Fi 化に伴って様々な経費を乗せた分が、その償還が始まるので、増額になっているというのが大きな理由でございます。

それから、広域連合につきましても広域連合の共同電算システムを今年の 1 月に更新をしています。大体 8 年間ぐらい使ってきたのですが、その保守期限が切れるということで、そちらも入替えをして、その償還が令和 4 年から令和 8 年まで 5 年かけて償還をしていくので、その分が負担金に返ってきて増額をしているというのが主たる理由でございます。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 68 ページ、69 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 70 ページ、71 ページ。

○佐藤委員 71 ページの定住促進・まちづくり推進事業について伺います。

予算書の数字の中にどれが含まれているか分からないものですから、お聞きしたいのですが、旧職員住宅を改修して移住体験施設として 2 年度、3 年度で短期間の利用に供するために整備が完了して令和 3 年の末頃からでしたか、利用者がいらっ

しゃったと思います。それで、現在までの利用状況、どのように利用されたか。

また、私の自治会内に設置されておりますけれども、地域に住む人々から、3人ほどからしばらく空き家になっていたけれども、この頃電気ついているのだけれども、誰か転入したのですか、そのように聞かれました。私は、せっかくそういう施設を造ったのであれば、町に住んでいる人々に理解してもらおう方策は取れないのかなと。例えば施設の名称、商店でないのですから、小さなものでいいのですけれども、そういう施設名を書いたものが設置できないのかなと。そのようなことによって、町民の皆さんに町はやっているのだなと評価されると思うのです。けれども、現在のような形では私は幾らお金をかけて立派に造っても、やはり地域の皆さん、町民の皆さんに理解されなければならないのでないか。担当課長は承知していると思いますけれども、現在の施設の名称、議員の皆さん知っていますか。私は、知らない人が多いのでないかと思います。それで、この施設の利用のしおりを令和3年10月に作ったようです。ここに私はコピーして持ってきておりますけれども、18ページにわたる資料です。細かく書いてあります。施設の内容の写真もよく分かる面で書いてあります。こういうプログラムがというか、利用のしおりができた、それはインターネットで調べなければ出てこないです。そして、この滞在期間中にこんなことはどうでしょうかというプログラムも幾つか例示してありました。それを見せていただいたのですけれども、私はその中に地域に住む方との交流の場が持てないか、そんなことを考えてみました。やはりその地域に住んでいる人と短時間でもいいから交流することも必要でないかなと。私は、過去18年間、この議場にもいらっしゃいますけれども、多くの皆さんの協力を得て国際交流事業というのを18年間続けてまいりました。また、その後3年間今の英語指導助手の前身になるきっかけをつくるということで外国から日本に留学している学生が私の家に泊まって、そして各学校に出かけて英語指導助手のような形でやってきたのです。そういう方々には、やはり地域との結びつきが私は大切だということいろいろと取り組んできたのですけれども、できれば短期間かもしれないけれども、地域の、私は建部にいますので、建部自治会でもいいです。その方々と2時間でも3時間でも、時間が取れなければ1時間でもいいです。やはり地域の人との交流があつていいのでないかなと、そんなことを考えました。

それから、もう一点お願いですけれども、施設周辺の環境整備です。今きれいにできております。けれども、雪が解けて草が伸びる、ですからこの施設、町職員が住んでいて、3年くらい前でしょうか、転出した後周辺は草だらけだったのです。そういうことのないように、私は施設周辺の環境整備、特に草刈りを定期的実施していただきたいなど、いつ利用者が来ても恥ずかしくないような環境整備をぜひ継続してやっていただきたいなど、それが要望です。このことについてももしお考えがあれば伺いたいと思います。

○真鍋委員長 佐藤委員、質問の趣旨は十分分かりましたけれども、質問内容をもう

少し簡潔にまとめて短い時間で質問するようにお願いいたします。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

移住体験住宅の今年度の実績ですけれども、今年度は1件利用がありまして、1月17日から2月16日の1か月間新潟からの方が利用しておりました。今後も4月、5月、6月と予約が入ってきている状況で、夏場の利用についての問合せが入ってきている状況でございます。

それから、住民への周知ということで、ホームページには載せておりますけれども、それ以外のことは特にはやっていなかったかなと思います。あと住民の方が電気がついているとかということでしたが、佐藤委員は建部の自治会長ということでこの住宅が始まる前に私のほうからこういった形でやるという形でご説明させていただいて、利用するときには報告なりしたほうがいいかなというところでご相談させていただきましたときには一回一回は要らないよという話でしたので、ご報告はさせていただいていなかったのですが、そういう形で自治会のほうにも分かるように今後はしていきたいなと思っております。

それから、建物に表示をつけるかどうかというところですが、これはその後また違う用途でもししたら数年後、何年後か分かりませんが、使うことになるかもしれませんので、そういった表示は避けて住民周知をちょっとして、住民の方に何か月かたてば覚えてもらえるのかなと思いますので、そういう形にしたいなと思っております。

それから、地域の人たちとの交流につきましては、やはり施設を使う方の要望だったり、考えもありますので、今回使った方にもアンケートを取りまして、では町内どの辺回ったのというところで聞いたところでも町内全域大体回って地域の人たちとは触れ合っているようでございまして、蟠溪の温泉はアットホームで利用しやすかったよとかという回答もいただいておりますので、特別自治会の人たちと交流を持ちたいという方がいれば自治会長のほうにご相談させていただきたいと思いますが、その辺は利用者に確認を取って進めさせていただきたいなと。

それから、施設周辺の環境整備につきましては、移住体験住宅になってからは企画の所管で管理しておりまして、草刈り等々整備きちんとやっていると認識しているところでございますので、今後もそういった形で環境整備はきちんとしていきたいと考えております。

以上です。

○佐藤委員 私、地域との交流と言ったのは、モデル的なプログラムが表示されているのです。できればその中にちょっと入っていれば、こちらに来た方がこういうこともできるのだなということの意識づけといいますか、そんなようなことでこれから、今回3つか4つしかプログラムが表示されておりましたけれども、ほかのものについてはまた今後続けて出るのでないかと思っております。そういう中に入っていればという

気がしたものですから、申し上げました。

そういう面で最後に命名した施設名、インターネットを開くと出てきます。名称をこの席で皆さんに聞いてもらったほうが、認識してもらったほうがいいのではないかと思いますので、課長から紹介していただければと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

移住体験住宅の命名ということですが、ヤルヴィということではフィンランド語で湖を意味しておりまして、壮瞥町はフィンランドと友好都市を提携、結んでおりますので、そういった形でフィンランド語を入れたほうがいいのではないかと課内協議でありまして、単語を何個も検討して湖という、ヤルヴィという言葉を入れて命名というか、そういう施設名にしたというところでございます。

○松本委員 定住促進・まちづくり推進事業費でありますけれども、持家住宅取得奨励金、商工会の商品券分、それと交付金の分、それぞれ 200 万の 400 万、前年から大幅に増額されておりまして、商工会の商品券については 1 件 30 万から 100 万円ですよ。それから、交付金については、新築が 70 万を 100 万に、それから中古については 50 万も 100 万に増額されていると。ちなみに、このぐらいの規模の持家住宅取得に対する奨励というか、補助というか、応援、他の自治体はどのような規模なのかもし分かれば、それに対比して壮瞥のレベルがどのぐらいかということを知りたいなと思ったのと、このぐらいのといえますか、増額した部分についての金額云々よりも、その取り組んだ事業の趣旨含めて、町内あるいは町外も含めて強く発信していただきたいなと思っております、そういった工夫は何かないのでしょうか。併せて、先ほどから議論しておりますが、移住体験ハウス、ヤルヴィというようなのですけれども、そういった改装して立派なものできているということも含めて、ぜひ壮瞥に興味を持ってもらって足を運んでもらうというようなことにつなげることができればなということで PR 方法などを工夫されてはいかがかと思っておりますけれども、現時点でどのような考えをお持ちかという確認でございます。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

他自治体のこういった持家に対する住宅の補助については、今資料を持ち合わせておりませんが、現在の制度で商品券 30 万円の現金 70 万円、合計 100 万円という町も、100 万円という金額で補助している町もあったと思っておりますし、ちょっと高いところでは 150 万円、200 万円という町もあったかと思うのですが、ちょっと正確なところは資料を持ち合わせておりませんが、町としては何とか人口減少を抑制したいという思いもありまして、定住促進の施策の一環としてこういった制度を進める中で補助金を増額して何とか住んでもらえればということで、今回商品券については 30 万円を 100 万円、現金についても 70 万円を 100 万円にして合計で 100 万円を 200 万円に倍増したというところでございまして、中古住宅も金額倍増して補助、家を今までは中古の場合は 50 万円だったものを 100 分の 10 で 50 万円ということでは

500万円の家を建てて50万円補助もらえると。今回は100万円にしましたので、単純に倍にしてもその率を変えなければ500万円だと同じ50万円になってしまいますので、100分の20というふうに率を変えまして500万円の家を購入しても100万円の補助がもらえるようにしたという形で、こういった形でできるだけ住宅を取得していただいて壮瞥町に住んでいただきたいということで定住人口の増加と、あとは商品券のほうで金額を大きく増やしたというのは町内の住宅建てている業者さんを使っていただきたいという思いから、地域経済の活性化を図るという観点から、そういった形で増額をしたところでごさいます、これは4月から制度を開始しますので、4月の広報には載せて周知したいと思っておりますし、あとはホームページでももちろんPRしたいと思っておりますし、あとはやはり最近ではSNS、Instagramですとかフェイスブックでももちろん周知はしていただいてできるだけこの制度を活用していただいて壮瞥町に住んでいただきたいと。移り住んでいただくのもありますし、定住、長く住んでいただくという形のそういったPRをしていきたいというふうに思っておりますし、あとは移住体験住宅に来た方にもこういった制度が壮瞥町にはありますよということは、もちろんこの前来た方にも周知させていただきまして、今後も移住体験住宅利用者にはこれ以外にも、住宅だけではなくて、あと子育て支援の制度も充実させてきておりますので、その辺の制度も周知して定住を図っていききたいと思っております。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 72ページ、73ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 74ページ、75ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 76ページ、77ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 78ページ、79ページ。

○松本委員 後期高齢者医療に関しまして後期高齢者医療の給付費負担金及び後期高齢者医療特別会計繰出金、それぞれ負担金及び保険基盤安定繰出金ですか、計上されてございますけれども、以前にも確認をしたのかもしれないけれども、説明にございましたように道の広域連合のほうでいわゆる算定してきて、令和4年度についての推計の医療費を算定して、それに率を掛けて、12分の1でしたか、その率で負担金も、それから保険基盤安定繰出金も決まっていくというからくり、その仕組みは確認したのですけれども、その増額分等についての経緯といいますか、こういうことで全体に費用が上がったからというふうに分かりますけれども、その上がった根本原因などが分かればお伺いしたかったということです。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

まず、後期高齢者医療療養給付費の負担金についてですが、こちら今委員おっしゃったように後期高齢者の医療費に係る町の負担金となります。内容的に簡単に申しますと、実はこれは前々年分、令和4年なので、令和2年度分の医療費をベースに算定することになります。それで、もちろん後期高齢者広域連合のほうで積算するのですが、概要としましては全体に係る医療費のうち1割については後期高齢者の納める保険料です。4割は、若い世代の保険料ということで、社会保険ですとか、国民健康保険ですとか、そういったところから支援金として集まったものが充てられる、それで医療費の半分が埋まる、残り半分なのですけれども、それを国と道と町、国が4、都道府県が1、町村が1ということになりまして、それでさっき委員おっしゃられていた12分の1というのはそういうことで12分の1というふうになります。これが上がっているということは、単純に壮警町の後期高齢者に係る医療費が上がっているのです、上がるということになります。実際人数も少しずつ増えていったりしますので、年々医療費が上がっているのです、それに伴ってこの負担金も上がるというような格好になります。

それと、その下の繰出金、事務費繰出金ですとか保険基盤安定繰出金なのですけれども、これも両方とも後期高齢者の広域連合のほうで試算するのですけれども、まず事務費については後期高齢者広域連合で必要な事務費と、あと町でもやっぱり事務費が少し必要ですので、その分も含めて一般会計のほうから特別会計のほうに繰り出すということになります。保険基盤安定繰出金については、これももちろん後期高齢者広域連合のほうで積算するのですけれども、これにつきましては保険料の軽減分の補填ということになりまして、人数も増えるし、所得にも応じて保険料の軽減される方の金額が増えたり減ったりすることによってこれも増減するということになりまして、それを一般会計のほうから特別会計のほうに繰り出すということになります。一般会計から繰り出すのですけれども、一般会計につきましては北海道のほうからその4分の3が補填というのですか、入ってくると。それに町の4分の1を上乗せして後期高齢者特別会計のほうに繰り出すということになり、最終的には後期高齢者特別会計のほうから道の広域連合のほうに払い込むというような形になります。

以上でございます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 80ページ、81ページ。ありませんか。

○森委員 老人福祉費のまず生活支援ハウス運営委託事業、それと介護予防通所委託事業、それと介護予防家事援助委託事業に関連してお伺いいたします。

これ4年度の予算計上の段階では、対前年比でマイナス計上されておりました、資料によりまずと生活支援ハウスについては入所判定会議の回数減、それと介護予防通

所委託事業については人件費、事務管理費、事業運営費以外の諸経費の減、それと介護予防家事援助委託事業については人件費、事務管理費、事業運営費以外の諸経費の減ということになっております。これ3年度のときの予算計上の資料を見ますと、生活支援ハウス、それと介護予防通所委託事業については光熱費、燃料費の抑制によるということで、これも要は2年度から3年度の対前年比ではマイナス計上されていたわけなのです。介護予防家事援助委託事業については、車両管理費等の抑制による減ということになっておりました。これらの委託事業を算出する際の算定要素といえますか、人件費ですとか、光熱水費ですとか、燃料費、さらに現場の意見なんかはどのように反映されているかということについてまずお伺いいたします。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

今生活支援ハウスですとか介護予防通所事業、家事援助事業の燃料費についての質問でした。全体的には、今委員おっしゃったように若干マイナス計上だったりもしていますが、全体的にはマイナスだったりもするのですけれども、その中身についてはいろいろ調整しておきまして、実際のところ燃料費については中身については若干上がってまいります。1つずつ説明しますと、まず生活支援ハウスなのですけれども、全体では1,668万ということになっているのですけれども、そのうちもちろん人件費が比率一番多くて大体64%ぐらい、燃料費については20%ぐらい占めております。その他のものは、大体16%なのですけれども、実はいろいろ調整したり、先ほど言ったように人件費だとか運営費以外の経費で下げているということもあって全体的には下がっているのですけれども、そのうち燃料費につきましては実は令和3年度については全体の19%、大体320万ぐらいだったのですけれども、今回はちょっと増えておきまして、増えたといっても今こういう原油高騰してはいるのですけれども、その前から、昨年11月ぐらいから結構燃料が高騰しているということで、これだけではなくて町全体の燃料単価も少し高く見ているということもありまして若干燃料費としては多く見ているような状況になっております。介護予防通所事業におきましても、こちらも全体の予算では1,282万7,000円となっているのですけれども、これもやっぱり人件費が一番多くて大体67%、あと燃料費は大体全体の15%程度、その他のものは18%程度というふうになっておきまして、実はこちらも前年から見ると、前年は大体全体の14%ぐらいだったのですけれども、500万ぐらいだったのですけれども、今年度につきましては大体全体の15%、540万ぐらいを見て、1割まではいっていないかもしれませんが、若干多めに見ております。あと、家事援助事業、ホームヘルプ事業なのですけれども、家事援助事業につきましては施設の暖房というよりも燃料費でして、こちらは92%が人件費で、車の燃料費は大体3%、それでも前年よりは何ほか多く見ているような形になっています。ただ、全体としましては、先ほど委員おっしゃられたとおりいろんな調整といえますか、その他の経費でもって調整しているのです、若干減っていたり、同じ程度だったりということになっております。状況

としては、以上でございます。

○森委員 実は、私この質問なぜしたかといいますと、この2月の8日の臨時会ございまして、そのときの補正予算、このときは新型コロナの感染経済対策ということであったのですが、指定管理者施設への支援金という部分で予算化されたと思うのです。そのときの説明が燃料費の高騰があったということが要因として説明されていたはずなので、その際に同僚議員の中からもほかに町で委託している施設があればその予算の補正というか、そういう対応をするのかということがあったのですが、そのときは明確には答えておられなかった。そのとき具体的な施設も多分出てはこなかったと思うのです。ただ、先ほどの施設というのは、本来町がやらなければならない事業を地元の業者さんに委託してやっているということもありますし、さらに多分これ予算を立てられた段階では今ほどの原油価格の高騰というのがあまり計算されていなかったのではないかなというのはちょっと危惧されるわけなのです。ですから、この先原油の扱いがどういう形になって灯油だとかガソリンにどのように反映されていくかというのは分からないのですけれども、通常と比べれば想像を超える範囲で高騰していく可能性があるのです、だとすれば委託業者を圧迫しないためにも委託事業については大きな現実の経費と乖離があるようであれば、事業が始まった年度途中で見直しをかけるなりして何らかの対応は必要になると思うのですが、その辺の考え方について伺いたいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

今委員おっしゃったとおり、実際予算を積算する去年の11月ぐらいのときには今このような原油価格高騰ということは確かに想像はしておりません。若干高かったもので、例年よりは少し高くは組んでいたのですけれども、このようなことは当然想像はできませんでした。今本当に委員おっしゃるとおり原油価格が高騰しております。これについては、世界を取り巻く様々な状況が不透明でありまして、このまま高い水準で推移するのか、先行きが本当になかなか見通せないという状況ですので、委託事業などについてはこうした状況も鑑みまして対応を検討していきたいと。今この時点でどうするこうするとは言えないのですけれども、もしかしたらどこかの時点で検討しなければならない場面が出てくるかもしれないというふうに考えております。

○佐藤委員 今森委員から生活支援ハウスのことについて質問がありました。私は、質問というよりもこんなことをやっていただきたいという要望です。公的住宅に入居されている高齢者の皆さんと私は接する機会が多くあります。いつまでもこの住宅で生活できないときが来るので、そのときのために生活支援ハウスの充実を望む声を多く聞きます。現在ある施設は、満室とも聞きますけれども、長寿社会ではなかなか空き室が出ない状況が私は続くものと考えます。町は、現在と同程度の支援ハウスを今年とは言いませんけれども、考えることが必要でないかなと、このような声は行政のほうに届いているかどうか、まず伺いたいこと。

そして、現状をよしとせず、高齢者の皆さんがいつまでも安心して住み続けることのできるまちづくりをぜひ実現していただきたいなど、そんな希望を申し上げて質問といたします。

○真鍋委員長 これより休憩といたします。再開は14時10分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

生活支援ハウスについての充実の要望ということだったのですけれども、大変申し訳ありません、私ちょっと聞いておりませんで、初めて聞きました。それで、福祉施策につきましては、計画的に実施しておりまして、実は今年福祉計画の策定委員会が開かれたのですけれども、その中でも生活支援ハウスを充実したいという要望がなかったものですから、福祉計画に充実ということを入れておりませんが、今ご意見をいただきましたので、参考意見としまして今後の施策展開の参考にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 82ページ、83ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 84ページ、85ページ。

○松本委員 身体障害児支援費事業の胆振西部児童デイサービスセンター補助金ということで14万9,000円の計上で、前年比マイナス5万5,000円となってございました。これは、収支改善がなされたのだという説明でありましたけれども、そもそもこの制度、事業というのはたしか伊達、洞爺湖、壮瞥、豊浦を地域とした、その障害児を集めてデイサービスを提供するというところだったと思うのですけれども、具体的に収支改善がなされたという部分の詳細をお伺いしたいということです。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

胆振西部児童デイサービスセンター補助金ということで、今委員おっしゃられたとおり内容的には心身に発達の遅れや障害のある在宅の児童に対して日常における基本的な動作の習得、集団生活への関心、その発達を促すことを目的としておりまして、委員おっしゃるとおり伊達市、壮瞥町、洞爺湖町、豊浦町で社会福祉事業団に委託しまして伊達のあいあいルームというところが事業を実施して、運営して、それに対する補助金を出しているところでございます。中身、収支改善ということだったのですけれども、ちょっと資料手元がないものですから、その内容を確認しまして、申し訳

ないのですけれども、後ほどご報告したいと思います。申し訳ありません。

以上でございます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 86 ページ、87 ページ。

○松本委員 地域生活支援事業の内容についてでありますけれども、ちょうど説明の一番下に2つございますけれども、日常生活用具の給付費 90 万の計上、地域支援各種扶助費 25 万 8,000 円の計上ということでありまして、説明がありまして、日常生活用具給付費の中にはおむつですとかストーマ、ストーマというのは膀胱から直接導尿といいますか、尿を出す装置等の説明があつて 13 万 1,000 円の増と、地域支援各種扶助費については令和 3 年度から日中一時預かりというのでしたか、一時支援サービスというのを受ける方が 1 人いらっしゃるということで 3 年度から予算計上されたということの説明だったのですけれども、多分 1 度聞いているのでしょけれども、ほぼ忘れておりますので、その 2 つの内容について説明をお願いします。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

まず、日常生活用具給付費につきましては、今委員おっしゃられたとおり紙おむつですとかストーマ、蓄便袋、蓄尿袋というのでしょうか、そういったものを支給する事業となっております、今現在利用者は蓄便袋 6 名、紙おむつの支給が 2 名というようなことになっております。

それとあと、日中一時支援事業、こちらにつきましては令和 3 年度から 1 名該当者がいるということなのですけれども、昼間の支援ということで宿泊を伴わない、朝預けに行つて 1 日面倒見てもらつて、そして夕方迎えに行くという形の支援ということになります。宿泊を伴わない昼間の預け先といいますか、何か用事があるときに預けて、また夕方迎えに行くと、そういったようなサービスになります。それが令和 3 年から 1 人いらっしゃるつて、引き続きということになっております。

以上でございます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 88 ページ、89 ページ。

○加藤委員 私は、最後の結婚新生活支援事業の結婚新生活支援補助金の中で、いろいろと事業の内容的なものがこの中に書いた資料を頂いていました。その中でちょっと分からない、理解を深めたいので、お伺いしておきたいのですけれども、この対象世帯の次の要件を満たす方ということで 5 点ほど取り上げています。その中で確認してほしいのは、②の夫婦ともに婚姻日における年齢が 39 歳以下、この 39 歳以下という部分はどのような形でこの 39 歳というものが設定されたのか。というのは、私から考えれば、例えば 40 歳でも新婚であれば、所得制限もいろいろありますけれども、

せっかく壮瞥に移住とか住居を置いていただけるのであれば、例えば40、これは例ですよ、41歳と38歳の方もいるかもしれません、40歳同士でいるかもしれません、再婚の方も認められますから。というふうにちょっと思い浮かんだものですから、その辺に向けてもう少し幅広く考えられないのかなという部分と、もう一つ、婚姻日に受ける形なのですけれども、結婚してサインして、それからの有効的な期限というのですか、例えば1年以内とか、例えば親元に住んでいて、結婚した当時、だけれどもやはり2か月、3か月经過の中で自分の家を持ちたいとか、こういう取得、そういった部分を考え、検討している場合においてはその辺の有効的な幅も必要でないかなというふうに感じたのです。これは、あくまでも婚姻日ですよ。その辺をお伺いしておきたいと思います。

○真鍋委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時19分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

まず、39歳という年齢についてなのですが、実はこの39歳は町で定められたわけではなくて、国の補助事業で39歳となっていたものですから、その39歳となっている意味合いまでちょっと考えたことはなかったのですが、国の補助事業上の年齢にしております。

それとあと、婚姻日についてなのですが、いつまでとかという対象ということ。まず、令和4年度事業なのですが、対象となるのは令和4年の1月1日から令和4年の3月31日、今まさに期間なのですが、要するに令和4年4月1日前であっても1月1日以降であったら対象になるというふうに国の補助事業の要綱の中に書いてあります。それが婚姻からいつまでということですね。それちょっと今探してもないものですから、調べて後ほどお答えしたいと思います。よろしくお願ひします。

○佐藤委員 今加藤委員からも質問ありましたが、この新生活支援事業、新規事業で取り組むのですが、町にとっては新規だけれども、いろいろ調べていきましたら2016年からこの事業が展開されていたということを私知りました。そして、その後もいろいろと調べてみたら、胆振管内では古い年度は分かりませんが、令和2年、室蘭市、白老町、厚真町、むかわ町、この1市3町が取り組んでいます。また、3年度、これは8月現在なのですが、全道で47市町村がこれに取り組んでいて、胆振管内では室蘭市、白老町、厚真町、むかわ町、1市3町が取り組んでいるのです。それで、遅れたからどうだこうだと私は指摘するわけがありませんけれども、こういう新規事業が、これは内閣府だったと思いますけれども、市町村に連絡があつ

たとき、最初に来たとき課の考えで取り組む取り組まないだとか、それを決定しているのか、今回はどのような形で取り上げるようになったか、これの過程お聞きしたいなと思いますけれども。

○副町長 すみません。私から答えさせていただいてもよろしいですか。

これまでのことは、ちょっと私も答え難いと思います。ただ、今の体制の中で新規事業、それから国の施策、道の施策の活用の仕方につきましては、まず例えば国の概算要求とかがって8月、9月頃に出ます。その段階で私から各課長に情報をこういうところにこういう載っていますという資料をつくって、印刷するのではなくて、サイトにアクセスしたらそれぞれの新規事業とか継続事業が分かるところをまずお知らせして、そしてその中でうちの町の政策に使えるものはないかどうか課長会議でみんな議論するようにしています。そういう過程の中と、それから査定の中で我々が目指す政策との整合性を取りながら、後ればせながらというのか分かりませんが、こういう施策が国で展開されているのを承知いたしましたので、有効な施策を活用するという観点から今年実施するに至ったということで、今は課長会議を中心にそういう新規の施策をみんな探して、そして査定の中とかで政策検討の中で生かしていくと、そういう仕組みでやっているというふうに理解していただければと思います。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 90ページ、91ページ。ありませんか。

○松本委員 児童措置費、保育所に関係する歳出科目でありますけれども、今回令和3年度までは保育所管理業務委託という説明欄で出していた科目を会計年度任用職員として歳出するようになったという説明は受けておまして、確かに予算書見ると令和3年度243万8,000円計上されておりました保育所管理業務委託料、これが令和4年度、新年度は消えておまして、たしか予算説明の中で新たに会計年度任用職員に採用されたということで228万6,000円を計上したという説明、これは数字ではなくて説明受けたと思っているのですけれども、その辺の差というのでしょうか、金額の差というよりはそもそも保育所管理委託業務の仕事が次に会計年度任用職員に替わっていくということについてのもう少し具体的な説明をお願いしたかったと。どういった方がどういう業務をされていて、どういう業務でいいのですけれども、その職種が会計年度任用職になっていたということをお伺いしたかったことと、それから会計年度任用職員に限らないわけでありまして、この予算額に関連しまして昨年も同僚委員が確認しておりましたけれども、年度の初めのスタートに当たって2年前、3年前でしたか、保育士さんが不足するという事態が生じて保育所利用を希望する児童をお持ちの家庭が使用できなかったというようなケースもありましたので、そういったことがないのかということも含めて現在正規の保育士さんの数、それから会計年度任用職員の数等含めた人員の説明をお願いしたいのと、言いましたように職員の数

によってサービスを受けられないゼロ歳児ですとか、そういった定数からはみ出てしまうと、そういうケースが新年度ないのかどうかという確認をしたかったということですが。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

まず、保育所管理の関係ですが、今までは管理委託料だったものを会計年度任用職員に振り替えたということなのですが、この業務というのは保育所の掃除だったりですとかトイレ掃除、あとは消毒したりですとか、あと草刈りしたりとか、子供たちの洗濯したりとか、そういったような業務なのですが、かつては高齢者事業団に委託をしておりました。高齢者事業団がなくなった後は、その流れといいますか、要するに今までの方をお願いして個人事業主という形で個人に委託をしております。ただ、だんだん高齢となって次の人を雇うとなったときに個人委託ということではなかなか探せないということもありまして、ハローワークとかに頼んで募集するにはどうしてもやっぱり個人委託というよりは職員というほうが採用もしやすいし、募集もしやすいということもありまして、今まで委託ということだったので、会計年度任用職員という形に振り替えて募集をとというような形にいたしました。それで、委託から会計年度任用職員というふうになり替わっていると。業務自体がというわけでなくて、お願いしている業務は同じですが、その形を変えて実施することにしたということでもあります。

それとあとは、保育士の人数ということなのですが、今保育所の正職員というのでしょうか、職員自体は9名おりまして、そのほかに会計年度任用職員、保育士、それから保育補助、調理、あと時間給の方もいらっしゃるのですが、全部で今保育所のほうで19名、あと児童クラブのほうでも5名いまして、全体で24ということなのですが、ご質問にありましたかつて保育士が不足して云々ということだったので、3月で退職される方もいらっしゃるのですが、100%充足はしてはいないので、新しく募集して来てくれるという方もいますし、何とか新年度始まるまでには予定している人数確保したいなとは思っているのですが、具体的に言いますと今1人足りない状態ということで、引き続き募集を続けていきたいと思っております。

それとあと、保育士の数によって例えば保育所入れないゼロ歳児とかというのはあるのですが、今のところは待機ということはないのですが、ただもう枠はいっぱいなので、次にもしか例えばゼロ歳の申込みあったら入れないという状態ではあります。ただ、それは保育士がいればということよりは設備、施設の広さという問題もありますので、そこはしょうがないのかなと。あとは、待ってもらえるか、ほかに受け入れてもらえるところがあれば、そちらを探して紹介したりとか、そういう対応しなければいけないかなというふうを考えております。

以上です。

○松本委員 ぜひ1名の補充がなるように努力をお願いしますが、以前にもというか、予算説明のときにもありましたけれども、会計年度任用職員の数の確保も含めてですけれども、まず食べ物のアレルギーの子が増えたり、発達障害の子がいたりということで保育士及び保育補助の人員、頭数は多いほうがいと了解いたしましたし、そういう人がいるのだというのも理解するし、その分コストアップするのも否めないというふうに思うのですけれども、普通に考えていわゆる管理委託業務という名前の要はホテルでいえば用度といいますか、用度係というか、そういうことについても例えば清掃業務等を行っている、町は大きな施設でそれぞれが清掃業務委託管理発注しておりますけれども、そういった関連で業者と契約してそちらへ派遣してもらうとかというようなことは可能なかどうか、またそれがコストにどれだけ響くか分かりませんが、こだわっているわけではないのですけれども、会計年度任用職員になられた方たちは会計年度限られてはいますけれども、継続も可能だし、昇給も、あるいは賞与もつくというようなことで働き方改革の一つかもしれませんけれども、待遇的にはよくなっていると。ですから、そういう意味では働くほうからすればありがたい話ではありますけれども、先ほどの答弁の中にあつたようにある程度高齢の方であってもそのような処遇をしなければいけなくなってくると、固定経費にも絡んでいくのではないかなということに危惧するわけがありますけれども、どっちにしてもそういった業務をしなければいけないのは理解しますし、採用しやすい方法を取るのも理解するのですけれども、ある程度の高齢の方が会計年度任用職員のまま継続していく姿もちょっと不自然な気もしたのですが、そういった検討も今後されていく考えなどどうなのでしょうかとということです。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

委員おっしゃるとおりではあるのですけれども、実は今回会計年度任用職員でお願いする予定しているのは会計年度といいましてもパートというのでしょうか、時間給で1日びっちり7時間とか8時間とかというわけではなくて、1日例えば3時間とか4時間とか、そういうことで考えておりました、確かに継続していけばコストというものもあるかも分からないのですけれども、もともとそんなに長い時間ということではないので、影響はないわけではないのですけれども、それほど将来にわたってというふうな考えはなかったもので、一応そういう形というか、言ってみればパートということをお願いできたらなということで提案させていただいております。

先ほど業者に委託という話もあつたのですが、そういう考えもなくはないのですけれども、今まで実は同じ人がずっとやってもらって、保育所は子供たちとか、そういう方を扱うので、やっぱり消毒でも掃除でも結構気を遣うものですから、業者という手もなくはないのでしょうか、お母さん方から見ても保育士から見ても今までずっとやってくれた方が丁寧に掃除してくれたり、消毒してくれたりしていろんなことやっぱり分かっていらっしゃるので、そういったこともお母さん方も先生方も安心

ということでは引き続き今までやってもらった方をお願いするのがいいのかなということも考えまして、こういう方法にしたということでございます。

以上でございます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 92 ページ、93 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 94 ページ、95 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 96 ページ、97 ページ。ありませんか。

○松本委員 保健衛生事業経費の中で1次救急医療確保対策事業負担金、毎年のように確認をして質問しておりましたけれども、救急医療に対する負担金でありますけれども、これ実績に応じた、実績という言葉が妥当かどうかは別ですけれども、1次救急医療、診療実態割というふうになっていたと思うのですけれども、ほぼほぼ毎年ちよっとずつ増加していた傾向にあったかと思うのですけれども、41万3,000円の減額になって計上されておまして、ということは令和2年、3年なのでしょうか、救急医療の診療実態というのが少し減ったことなのでしょうか、具体的にどのような件数だったのかということをお伺いしたいのと、それから周産期医療確保事業負担金163万2,000円の計上でございますけれども、これは日鋼記念病院に対して6市町が均等割が10%で人口割が90%というような説明であったかと思うのですけれども、中身については新生児医療の集中治療室ですとか、回復室というのでしょうか、そういったものの使用ということなのですか、この163万2,000円の内訳と申しますか、これも当然人口割と均等割になっていますけれども、それぞれの構成市町の負担割合などをお伺いしておこうと思いますが。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

まず、1次救急医療確保対策事業の関係なのですけれども、診療実績ということなのですが、これにつきましては令和元年の10月から令和2年の9月を基にして出しておりますが、全体で1,537件のうち、壮警町は69件ということで、割合にしますと4.49%ということになっております。これは、今年度の割合なのですけれども、前年度は5.35%ということでしたので、ちょっと具体的数字は今持っていないのですけれども、全体的に診療実績が下がっているという状況でございます。

それと、周産期医療の関係なのですけれども、委員おっしゃるとおり日鋼記念病院ということになるのですが、その今回負担金163万2,000円の内訳、こちら均等割が全体の10%ということで、それぞれ93万6,250円ずつ、これが均等割となりまして、あと人口割、これは全体の9割が人口割なのですけれども、壮警町の人口割としては69万6,013円ということになっております。ちょっと負担割合出ていないので、

計算して後ほどお知らせしたいと思います。

以上でございます。

○松本委員 詳細が分かっただうだというわけでもないのですが、それほど大きな質問でもないのですけれども、まず1次救急の医療、僕も走り書きで去年の資料書いてまして、確かに全体で昨年2,132件のうちの壮警が114件、今答弁があったように5.35%ということで、今回全体で1,537件のうちの69件ですから、全体も壮警も減った、一般的に救急車両の呼出しなりに対応というのは増加傾向にあったのではないかと思うのですけれども、そうでもないということなのですか。もしかしたら、これもコロナの影響なのでしょうか。そんなことは分からないのでしょうか。何か聞いておられますか。分からないですか。これが事実ですから、質問してもしようがないのですけれども、恐らく担当者会議等があるのでしょうかから、その辺のこともよく原因究明ではないのですけれども、今後のためにもほかの町の状況も含めて情報収集いただければと思いますが、よろしくをお願いします。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

今委員おっしゃるとおり、伊達市のほうからもらった資料では今回は全体で1,537件ということで、内容まではちょっと把握はしていなかったのですが、機会があったらどうか、調査をしてみたいと思います。

以上でございます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 98ページ、99ページ。ありませんか。

○佐藤委員 99ページの予防費、私は壮警町の一住民として町は積極的に検診等を取り進めている町でないかなと、そのように評価しておりますけれども、各種がん検診やっております。予算は計上しているけれども、受診状況、今言っても難しいと思いますので、明日また予算委員会ありますので、その席でよろしいのですけれども、99ページの予防費の受診状況、それと101ページにも特定健診もあるのです。これは、壮警では大変歴史のある健診ですけれども、この受診状況など併せて伺いたいなど。それによって、やはり私たち住民一人一人がせっかく町でこのように長年かけてやっているのがどのような状況か知ることによって、また住民の皆さんに私は自治会活動の中で呼びかけていきたいなど、そんな気持ちがいっぱいあるものですから、それについて明日で結構ですので、伺いたいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

がん検診の受診状況ということでよろしかったですか。手元にある資料を今お知らせしたいと思います。まず、今年度のあくまでもまだ見込みなのですから、結核、肺がん検診は対象年齢20歳以上ということで対象者が2,077人おまして、見込みとして194名の受診、あと胃がん検診、これは30歳以上ということで1,960人対象

者がおりまして、受診者は81名、大腸がん検診、これも対象年齢30歳以上で1,960人の対象者のうち146名、子宮がん検診、これは二十歳以上となっております、対象者1,107人のうち41名、乳がん検診、これは35歳以上ということで996名中51名、前立腺がん、これは40歳以上となっております、815名のうち49名の受診と、あくまでも令和3年度見込みということですが、ご報告させていただきました。

以上です。

○佐藤委員 私、対象者に対して今説明いただいた人数が多いか少ないかわかりませんが、予算上どの程度、例えば胃がん検診であれば1,962人対象者いるけれども、予定としてはこのくらい受診してほしいのだということで私は予算を計上していると思うのですけれども、その予算に対しての受診といいますか、それはどのようになっているのでしょうか。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

まず、結核、肺がん検診は、先ほど194名というふうに申し上げたのですが、令和4年度予算としましては232名ということで予算は見ております。また、胃がん検診につきましては、81名というふうに申し上げたのですが、予算としましては80人を見ております。大腸がん検診は、146名と申し上げましたが、予算では160名、子宮がん検診につきましては41名と申し上げましたが、75名、乳がん検診につきましては51名と申し上げましたが、予算では70名、前立腺がん、先ほど49名と申し上げましたが、90名ということで令和4年度は予算化をしております。

以上でございます。

○佐藤委員 細かな数字教えていただきまして、ありがとうございます。予算に対して女性のほうの子宮がんとか乳がん関係がちょっと受診者が落ちているなという感じを受けますけれども、やはり私は町民の皆さんにせつかくの機会だから受けてくださいというようなPRといいますか、働きかけを今後も一生懸命やっていただいて、健康寿命を私たち町民一人一人が全うできるような形で一生を終わりたいのはみんなの願いでないかと思しますので、そういう受診に対する働きかけ、今も一生懸命やっていると思いますけれども、より力を入れてやっていただきたいなと、そんな希望を申し上げて質問を終わります。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

ご支援ありがとうございます。今までも広報ですとか、いろんなお知らせですとか、いろいろ行っていますけれども、より一層受けもらえるような広報活動をしていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 100ページ、101ページ。ありませんか。

○松本委員 乳幼児・母子の保健事業経費についてお伺いしますが、妊産婦等健診委託料 183 万 3,000 円の計上で、前年比 33 万 9,000 円の増であります。産後ケア事業委託料、これは 33 万 6,000 円、9 万円の減、不妊治療費助成金、これは 60 万の計上で、前年比 40 万の減と。妊産婦等健診委託料というのは、令和 3 年度新設の事業だったでしょうか、新規事業だったでしょうか、詳細について忘れておりますけれども、読んで字のごとくだと思いますけれども、その 3 年の実績と中身について確認をしたいと思います。それから、産後ケア事業、これこそ昨年からでしたでしょうか、国の補助もあったと思いますけれども、3 年の昨年度の予算計上のときの説明と今回も同じ説明だったかと思うのですが、1泊2日のショートステイ、妊産婦さん、医療機関に対して3日分、それから通所サービス、医療機関ないしは助産師、5日分、訪問サービスも同じく5日分という、これ昨年の予算計上でしたか、ということで3年度の実績はどうだったのでしょうか。減額になっていきますけれども、新年度の予算計上の中身については同様のメニューで同じような規模なののでしょうか。最後の不妊治療費助成金、説明の中で減額になった説明だと思うのですが、保険適用になることによって自己負担額が減額されているということがございました。不妊治療助成の対象というのは、実際増えているのか減っているのかという、予算の中で、その確認と、保険適用になる、自己負担減というのは受診する側にとっては有利、ありがたいことだなというふうに思いますけれども、その辺の実態といいますか、実際そのケースはどのぐらいの数見込んでいるのかということの確認をお願いします。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

3点ありまして、まず妊産婦等健診委託料、ちょっと今手元に資料ないものですが、これについては後ほどご答弁させていただきたいと思います。

それと、産後ケア事業委託料、これ令和3年度からの事業でして、委員おっしゃるとおりショートステイ、あと訪問サービス、あとは通所サービスということで予算は5名分取ってはいたのですが、令和3年度の実績としましてはショートステイと訪問サービスは実績はないのですが、通所だけ1名の方は何回か通われております。実績は1名。なかなか訪問型、ショートステイもそうなのですが、訪問型はいらっしゃらないということで、一応令和3年度5名分だったので、令和4年度は2名分に減額をしております。それ以外は、ショートステイと通所については令和3年度と同じだけ予算を見ているという状況でございます。

それと、不妊治療費の助成についてなのですが、令和4年の4月から保険適用になるということで、これで一応想定としましては4名分見えております。一般不妊治療と特定不妊治療というのがありまして、特定不妊治療は体外受精とかということなのですが、そちらについては20万円、一般治療については10万円ということで、それぞれ2人ずつ見えておまして、合計60万円ということで予算を見えております。

妊産婦等健診委託料については、後ほどお答えしたいと思います。

○真鍋委員長 これより休憩といたします。再開は15時10分といたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時10分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの後刻答弁することになっていた件につきまして答弁をいただきます。

○住民福祉課長 先ほどの松本委員からの胆振西部児童デイサービスセンターの収支改善の内容についてご答弁申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度は、緊急事態の発出などで児童デイサービスセンターの利用を控える家庭が多く、利用料の収入が少なかったということでこの補助金が増大したということであります。依然としまして新型コロナウイルス感染症の影響というはあるのですが、令和3年度の実績では利用を控えるという方が減少して結構皆さんまた利用されるようになりまして、法人としての収支が改善される見込みだということで令和4年度の予算額も減額というふうになっているということでございます。

以上でございます。

○真鍋委員長 100ページ、101ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 102ページ、103ページ。

○佐藤委員 103ページの1番、火葬場及び墓地管理について伺いたいと思います。

町政執行方針の中でも、火葬場の廃止については火葬と改葬の稼働の状況を踏まえ、廃止年度を検討してまいりたいということをお述べておりました。そこで、2年度、3年度の火葬場の使用、私の知る限りでは伊達のほうにお世話になっている方が多いのではないかと思いますけれども、多分町の滝之町にある火葬場を使う人は、私の想像ですけれども、病院等で亡くなられた方が使用されているのではないかなんて勝手なことを想像しているのですけれども、実際2年度、3年度の使用状況といたしますか、それはどのようにになっているか、その点について伺いたいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

火葬場の使用状況ということで、令和3年度につきまして1月末現在ではあるのですけれども、火葬場の利用件数としては4件の利用でございます。町内が2件、町外が2件、合わせて4件の利用ということでございます。令和2年度分につきましては、今手元にないので、後ほどご報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

○松本委員 私は、環境衛生運営費でお伺いします。

害虫駆除に関してですけれども、ほとんどがスズメバチ対策なのかなと思います。

73万7,000円の計上でございます。令和3年度63万3,000円でありましたけれども、令和3年度も結構な額の上昇だったのですけれども、今回も10万を超える増額になっておりました。ふだんの生活から関しますと、令和3年度中と申しますか、そんなに家の周りではスズメバチが随分増えたなという気はしませんでしたけれども、町内で依然増えていっているのでしょうか。数字の上では、そう読み取れますけれども、その実態をお伺いしたかったのと、蜂駆除用の防護服の購入、これ令和3年度も20万の計上ですから、令和4年度39万6,000円、2着分ですから、恐らく令和3年度が1着分で、新年度2着分なのかなと思いますけれども、この辺の摩耗というのでしょうか、劣化していく状況というのはやっぱり二、三年単位で更新しなければいけないようなレベルのものなのか、ないしはさらに防護能力のアップしたような防護服があって、身を守るためにそういったものを新たに採用するとか、その辺の内容をお伺いします。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

まず、スズメバチの駆除の関係なのですけれども、駆除の実績、令和2年度につきましてはスズメバチ駆除69件だったのですけれども、実は令和3年度は増えておりました全部で83件ありました。年々多くなっている状況ですので、令和4年度は一応予算上95件ということで予算を計上しております。

それと、防護服の関係なのですけれども、業者さんに駆除委託をしているのですが、実は防護服も貸すということで委託をしております。もし業者さんが替わった場合、今までは返してもらって次のということだったのですけれども、今コロナの関係で一回違う業者さんに貸したものを返してもらって、またそれを違うとかということも衛生的にというか、感染防止的にということもありまして、それで2着分予算計上させてもらっています。去年1着だったのは、1着あったので、1着追加したということで、やるときは2人対になるので、必ず2着必要になります。そういったことで一応予算は計上しておりますが、もし入札をして業者さんが替わらなければ買う必要はないのですけれども、もし業者さんが替わった場合必要となるということで計上させてもらっています。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 104ページ、105ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 106ページ、107ページ。

○松本委員 地熱エネルギー維持管理経費に関してお伺いをいたします。

まず、手数料として63万8,000円の計上がございます、その中の1項目で滝之町泉源の成分調査15万円というのが入っているという説明があったと思いますが、

10年に1度実施するのでしたでしょうか、その成分調査、分析、それは義務なのか、ないしはどのような調査した後の使い方といたしますか、調査表はどのように活用されていくのだろうということをお伺いします。

それから、弁景泉源資源量調査委託料、3分の2が補助だそうではありますが、1,100万円、昭和54年泉源の揚湯試験を含むということなのでしょうけれども、要は揚湯量、泉源の能力を調査するのでしょうかけれども、その後調査したものを、何のための調査かということなのでしょうけれども、揚湯量をちゃんと把握して、その後の供給の計画に資するものにするのかなというふうに想像しますけれども、そういったことでよろしいかどうか、こういったことも定期的に行う必要があった上で行うのかどうかという確認であります。

○産業振興課長　ご答弁申し上げます。

まず、1点目の泉源の成分調査なのですけれども、こちらは温泉法に基づいて定められているものでして、10年に1回やることになっています。分析結果は、見たことあるかと思うのですけれども、各入浴施設に掲示されている成分表、効能とかも併せて、ああいうところに表示されているものです。

それから、もう一点、2点目の弁景の資源量調査の目的なのですけれども、これ今年度から実施しております高効率化改修計画策定業務の中で二酸化炭素削減に向けてどういったことができるかというところで調査をしたわけなのですけれども、その中で泉源のポンプのインバーター化という案が出されておまして、これ泉源の動力装置に関わるものですから、その辺を関係機関なんかにもいろいろご相談したところ、さっきおっしゃったように弁景温泉54年泉源の揚湯調査をしっかりとやってどういう能力があるかというのを確認したほうがよろしいですよというところで、これを補助事業を使って実施するというにしましたものであります。

以上です。

○松本委員　ほぼ了解いたしましたけれども、最近耳にすることあまりなくなりましたけれども、以前からオロフレハウス組合などでは2次利用、3次利用、3次利用はあったかどうか、温泉も絡むのですけれども、1次利用のハウス供給の分が下がったり、支障までいなくても不安になったりと心配だということで、要するに適切といえますか、ちゃんとした資源量を把握した上できちんと1次利用を賄い、その上で2次利用に使用してもらうというのが当たり前のことだと思うのですけれども、その辺のことがスムーズにいかない時期があって、それで要するに能力を把握した上できちんとした供給計画というか、供給、改修も含めて行おうというようなやり取りがあったと思うのですけれども、その後そういった話は耳にしただけけれども、こういうことを耳にするたびに、素人なのですが、そういう1次供給に対する適切な量を適宜適切にというのは、提供できる仕組みが支障がないようにしていくのが行政といえますか、責務かなと思おまして、最終的にこの1,100万、随分大きなものだけれど

も、3分の2が補助だそうですねけれども、なぜそれが必要かというのは多少理解するのですが、その先のそれがどう活用されて有効的に使われていくのかと。ひいては、オロフレのハウス組合のハウス団地の運営に貢献といいますか、ちゃんと活用できるというふうにつながっていくものなのかなということ、あまりはっきり分からないで聞いているのですけれども、そういったものなのかどうかも含めてお伺いしたかったということなのですけれども、まず550万の高効率化とつながっているということは全く分かっていなかったのですけれども、その関連も今知ったのですけれども、併せてそれがどのようにリンクされていくのか、もう一度お伺いできればと思うのですけれども。

○産業振興課長　ご答弁申し上げます。

まず、今のオロフレ団地、地熱ハウス関係で今使われている泉源3本あるのですけれども、54年、55年、57年泉源とあるのですけれども、夏場は54年泉源1本で量が足りて、冬場は3本泉源ポンプを回してくんでいるという状況の中でやはり先ほど申し上げられましたように限りある資源なものですから、どんどんくめばくむほど井戸の水位といいますか、地下にあるお湯のたまりがどんどん減っていったんだんくむ量が減ってくるわけなのですけれども、その辺を適正量をくみ上げるような管理をすることで今は問題なくワンシーズンお湯を供給することができるのですけれども、夏になるとポンプ2本を休止してくむ量を減らすので、その間にまた地下の中で水位が回復してくるといいますか、お湯の量が回復していくというような循環でやっています。なので、一回くみ過ぎてしまうと、冬場の例えばちょうど今ぐらいの時期になると必要量くめなくなるという事態が過去に度々あったというのは管理がやっぱり難しかったといえますか、どうしてもポンプでそういう微調整ができなかった部分もありまして、流量計とか、そういったセンサー類も設置されておりませんでしたので、勘でやっていた部分もあってなかなかシーズン通して安定的にくみ上げるということができないでいたのですけれども、今はお金もかかりましたけれども、流量計や何かも整備されていまして、ただポンプの部分についてはいまだバルブで調整しているだけです。メインの54年泉源に関しましては例えば夏場は54年泉源で毎分400リッターぐらいくめれば全体量足りるのですけれども、ただ冬場になるとほかの2本の泉源も合わせてもやっぱり54年泉源だけでも600リッターぐらいくまなければならないというところもありまして、その辺はバルブで調整するよりもインバーターといってモーターの周波数そのもので制御してくみ上げたほうがずっと省力になるものなのですけれども、その辺が今回の高効率化改修の調査の結果、非常に効果が大きいというところで、それをやることによって補助金も、高効率化改修の事業に関しては削減したCO₂の量に応じて補助金が決まるものですから、なるべくいっぱい省力したほうがいいので、そこでポンプにインバーターを設置しようというような方向になったのですけれども、泉源の動力装置自体をいじるという部分で今度は

保健所等の申請の関係ですとか、それも出てくるので、しっかり調査をするということで資源量調査ということで別建ての補助事業使って実施するという事にいたしました。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 108 ページ、109 ページ。ありませんか。

○松本委員 これも定例的に聞いていることなのですけれども、じんかい処理管理費及び資源ごみ処理管理に関してですけれども、それぞれ回収委託のアップに関してですけれども、じんかい回収でいきますと1,620万で50万の増、資源ごみ回収は2,200万、60万円の増と、これも毎年のように上がってございますけれども、ほぼほぼ言われるのが人件費のアップに伴うというようなところで始まるのですが、今回も同様のことなのかが1つ、それから回収ごみ量が多くなっているなどの違う要素があるのかどうかということをお伺いします。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

じんかいの回収委託料と資源ごみの回収委託業務についてのご質問ですが、委員おっしゃるとおり人件費はもちろんそうなのですけれども、そのほかにじんかい回収のほうも資源ごみと両方なのですけれども、車両の修繕と、あと夏タイヤ、冬タイヤの購入経費を見込んでおまして、その分ちょっと高くなっているということがございます。資源ごみのほうは、そのほかに実は資源ごみを、ちょうど農業シェアハウスのあるところ車庫がありまして、そこに一時家電なんかをためておくところがあるのですけれども、冬になると物すごく雪が積もって除雪をしなければならないということもありまして、実はこの委託料の中にその除雪の経費も入れているものですから、その関係で若干高くなっていると。今まで人力でやっていたのですけれども、とても大変なので、その辺も併せて業者さんをお願いをすることにしまして、その分経費が高くなっております。

以上でございます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 110 ページ、111 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

◎延会の宣告

○真鍋委員長 お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長　ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決めました。

明日午前10時に再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

(午後　3時32分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

委員長

署名委員

署名委員

壮警町議会予算審査特別委員会会議録

令和4年3月17日（木曜日）

○付託事件 議案第17号 令和4年度壮警町一般会計予算について

○出席委員（7名）

委員長	真鍋盛男君	委員	加藤正志君
委員	菊地敏法君	〃	毛利爾君
〃	松本勉君	〃	森太郎君
〃	佐藤忞君	議長	長内伸一君

○欠席委員（1名）

委員 山本 勲 君

○説明員

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君
会計管理者兼	
	小野寺 寿勝君
税務会計課長	
総務課長（兼）	庵 匡君
企画財政課長	上名正樹君
企画財政課参事	市田喜芳君
住民福祉課長	阿部正一君
産業振興課長	木下 薫君
商工観光課長	三松靖志君
建設課長	澤井智明君
生涯学習課長	河野 圭君
選管書記長（兼）	庵 匡君
農委事務局長	齋藤誠士君
監委事務局長（兼）	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼） 小林一也君

◎開議の宣告

○真鍋委員長 ただいまより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名委員の指名

○真鍋委員長 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長において毛利爾委員、森太郎委員を指名いたします。

◎議案第17号

○真鍋委員長 議案第17号 令和4年度壮瞥町一般会計予算についてを議題といたします。

昨日の後刻答弁することになっていた件につきまして答弁をいたさせます。

○住民福祉課長 昨日加藤委員から質問ありました結婚新生活支援事業についてご答弁申し上げます。

ご質問は、事業の対象となる婚姻の期間、いつまでに婚姻をすれば対象になるのかというご質問でしたが、令和4年度事業では婚姻日、それと補助対象となる支払い期間は令和4年の1月1日から令和5年3月31日までと、4年度末までということになります。

続きまして、松本委員からの質問ありました周産期医療確保事業に係る負担割合についてご答弁申し上げます。周産期医療確保事業の全体事業費は5,617万5,000円となっております。こちらは室蘭の日鋼記念病院の子供用の集中治療室、それと新生児の回復室の運営経費となりますが、全体事業費が5,617万5,000円、それを均等割10%、人口割90%で算出されます。ご質問ありました各市町の負担割合なのですが、室蘭市が43.2%、登別市が25.3%、伊達市18.8%、洞爺湖町6.0%、豊浦町3.6%、壮瞥町2.9%ということになります。

続きまして、また松本委員からの質問がありました妊産婦等健診委託料についてご答弁いたします。この事業は、令和3年度の新規事業なのかというご質問でしたが、これは新規事業ではなくて以前から実施している事業でありました。事業内容は、病院で行われる妊婦健診ですとか産後の健康診査、あと新生児の聴覚検査などに係る費用の支援となります。令和3年度、令和4年度とも14名を見込んでおりました。その中で今回、乳児の4か月健診の人数を令和3年度は2人見ていたのですけれども、それを10人に増やしており、その分増えております。この増やした理由なのですが、通常乳児4か月健診は乳幼児健診ということで保健センターで集団健診という形で行っておりますが、受診者の都合で集団健診にどうしても来られないという方

のために病院で受診ができるように2名分の予算計上をしておりました。それで、令和3年度も2名分を計上しております。ただ、近年コロナ感染の関係で集団での健診を避けたいという希望があったときに、病院で乳児4か月健診を受けられるように対象人数を2人から10人に増やしております。この健診につきましては、保健センターでの集団健診も感染対策を取りながら実施しますので、集団でも問題がないという方については保健センターで健診を受けるということになります。以上が妊産婦等健診委託料増加の要因ということでもあります。

続きまして、佐藤委員からご質問がありました火葬場の利用実績についてなのですが、令和2年度の町の火葬場の利用実績なのですが、全体で10件ありました。そのうち、死亡の火葬が5件、あと身体の一部の火葬が1件、あと改葬が4件、合計で10件ということでございます。令和3年度につきましては、昨日ご報告のとおり令和4年1月末現在で4件というふうになっております。

以上でございます。

○真鍋委員長 質疑を継続いたします。

予算に関する説明書、事項別明細書、歳出について、一般会計、農業費、見開き112ページ、113ページから。

○加藤委員 私は、一般農政の持続的農業経営推進事業の補助金、これはさきの一般質問で同僚議員がいろいろ質疑応答しまして、ある程度の説明は理解しました。改めて確認なのですが、補助事業というのは農協が、まず聞いた中では廃プラ、緑肥、堆肥を3つまとめた事業ということで受け止めていますけれども、令和3年度廃プラと緑肥につきましては実績はどうなったのか、また今年度はそれに含めて堆肥がここに加わっているようではありますが、この堆肥の今年度の見込みというのですか、利用件数というのをある程度把握しているのであればお伺いしたいと思います。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

持続的農業経営推進事業の中の緑肥振興事業に関する令和3年度の実績でございますが、令和3年度は受益者、農家さんが24軒で、事業費総額で69万4,056円となっております。町の補助は、この2分の1で34万7,027円という金額になっております。それから、農業用廃プラ適正処理事業の令和3年度の実績でございますが、受益者の方が70軒で、事業費が総額で138万77円で、町の補助が42万8,729円ということになっております。それから、高収益作物土づくり推進事業として今回新たに新設いたしました堆肥購入費の補助に関しましては100万円を予定しておりまして、受益農家さん1軒最高で2万円を上限としておりますので、50軒までの最大で補助が可能ということになっております。

以上です。

○菊地委員 一般農政事業の中のりんごまつり補助金のことについて質問したいと思いますが、りんごまつりはコロナの影響で中止を余儀なくされていますけれども、

ども、今年度はぜひりんごまつりができるようなことで進めていってほしいなというふうに願っていますけれども、このりんごまつり補助金が令和4年度が50万ということで、前年度が70万ということで20万減というふうになっていて、説明では仮設トイレを減らすのだったのかやめるのだったか、そういうことで減ということの説明あったのですけれども、どういうことで減になったのか再度お聞きしたいというふうに思います。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

りんごまつりに関しましては、今年、昨年とコロナの影響で中止になってEC、ウェブサイトでの開催ということだったのですが、その中で今後のりんごまつりの在り方に関しまして、通常のリんごまつりに関しては実行委員会の中で内容を協議しているのですが、それと同じようなメンバーではあるのですが、別組織で作業部会というのを立ち上げて、その中で今後のりんごまつりの在り方を今模索しているところであります。その中で今の例年行っていました河川敷地の会場が道道の工事も始まるということで、あそこは会場として使えなくなる見通しが強いのと、それと今回コロナの中で仮設トイレを使ったイベントの是非といいますか、可否といいますか、その辺がちょっと衛生的には難しいのではないかとということ、今その作業部会の中でもどこか別の場所できちっとトイレのあるところを会場にしたほうがいいのかというような意見が多くありまして、そういった中でりんごまつりの補助金もこれまで70万見ていたものをその辺の経費削減が可能ということで50万に減らした経緯があります。

以上です。

○菊地委員 場所を変えて開催していくということによろしいのでしょうか。その場所は、大体どの辺に想定しているのかお聞きしたいと思います。

○産業振興課長 今おっしゃられたように、場所を変えるというところはある程度方向性を出しているのですが、まだ具体的にどこということまでは決まっていない状況であります。

○松本委員 何点かお伺いします。

まず、りんごまつりに関して私も確認でありますけれども、今説明をいただいていますように河川敷の使用が難しい、それからコロナ禍にあって仮設トイレの使用について衛生的ではないのではないかとというような観点で開催そのものを、場所の変更、あるいは開催の在り方、今回というか、昨年やったようなウェブ開催も含めてなのでしょうけれども、作業部会で検討中であるという認識でよろしいのですよね。まずは、場所ですけれども、河川敷は非常に広くて使い勝手はよかったですでしょうけれども、トイレとセットで話ししますと、いわゆる仮設トイレはコロナ禍においてだけでなく正直あまり好ましくないといえますか、今の時代にマッチしていないというのは利用者、それから主催者も承知していることだろうと思うのですけれども、豊浦町の

いちご豚肉まつり、行ったことある方も多いと思いますが、あのための会場ではないけれども、ほぼあのための会場のように立派なステージもあってトイレも大きくてというような感じです。それから、洞爺湖町の旧洞爺村の産業まつり、今でも続いておりますけれども、場所は狭いですけれども、あそこも仮設トイレではなくて、近くに公園のトイレがあるのです。そこに並んでいるという感じです。そんなことを考えますと、仮設だけでやっているというのは、例えば昭和新山雪合戦も仮設トイレは用意しますけれども、ほぼほぼあそこよりは財団のトイレを利用される方が多い、理由はお分かりだと思っておりますけれども、私自身もりんごまつりに参加させてもらってお手伝いさせてもらって、いま一つできれば使いたくないというのは僕は本音だと思うので、恐らくそれは今後も河川敷が利用されても仮設トイレの使用について厳しいのではないかと考えているということ、考え方一緒なのだと思うのですが、そうなりますと本当に限られてくるのかなとか、開催が大丈夫なのかなという気がしていますけれども、ごめんなさい、長くなったけれども、今作業部会で検討中ということで、ウェブ開催もあるのだろうなというふうに感じていますけれども、よろしく願います。

持続的農業経営推進事業補助金、同僚委員の質問もございましたし、私も一般質問させてもらいましたけれども、中身については了解をいたしまして、今の数字の算出で予算の中に組み込まれている緑肥が40で、廃プラが45万で、堆肥が100万という内訳聞いておりましたけれども、ほぼほぼ実績に基づいたのだなと。ただ、この事業を併せることで答弁いただいたようにフレキシブルに中で使えていくということが非常に画期的なのだろうと思いますし、総合的に名前はこう変わりましたがけれども、同様に環境に優しく、しかも地力をつける堆肥で高収益の作物につながるというようなことでぜひPRを含めて進めていただきたい。

そこで、堆肥センターで聞いてもいいのですが、堆肥の利用について、たしか昨年でもそうですけれども、増えているのだということと数字を聞いたような気もするのですが、堆肥利用の実態が分かればお伺いしたいと。先ほど50軒というのは見込みですけれども、おおよそその辺なのかもしれませんけれども、お伺いしたかった。

そして、もう一つなのですが、新規就農の支援対策事業に関してお伺いしますが、新規就農者及び就農後継者就農助成金250万、これについては6月に就農研修終わる方がいて、その人が対象となるはずで、農業用の機械施設の導入費200万と農地取得に50万、これ町単独の事業でよろしいのですよね。下段にあります農業次世代人材投資事業補助金、町から出しますけれども、道費補助ですけれども、これ国のお金がそのまま来ている金ですよね。これが経営開始型で150万掛ける2名分なのですから、この方はもうほぼ確定できているのでしょうか、もう既に給付する人は決まっているのでしょうか、ないしは想定内なのか、もう一つはさきに言った新規就農の250万の方とダブることってあるのですか、制度的に。その確認でございます。

○産業振興課長　ご答弁申し上げます。

250万円の部分につきましては、これは1名ということです。これは、おっしゃったように6月に就農研修終わられる方が農業始めるに当たって必要な機械だったり、土地を購入するのに充てられるものなのですが、その方とは別に令和3年度から研修を終えて就農始められている方がいらっしやいまして、その方と合わせて2人ということで、150万円ずつ2名ということで300万という国のこれは開始型と言われているやつなのですが、これは5年間給付が可能となっております、いろいろ要件はあるのですけれども、そういう形で予算を組んでおります。

以上です。

〔発言する者あり〕

○産業振興課長 すみません。答えが足りませんでした。申し訳ございません。これ国の部分と町の部分については、重複しても構わないということです。

それから、堆肥の利用の関係だったのですが、令和2年度の販売数量が1,787立方メートルで、総計で876万8,000円というところでありまし……

〔発言する者あり〕

○産業振興課長 すみません。ちょっと数字があれだったので、後刻答弁させていただきます。

○松本委員 後ほどお願いするとして、農業次世代人材投資事業、これ農水省のメニュー見えていますとというか、道の各市町の取組なんか見えていますと準備型というのが、今のは経営開始型の5年間ですよ。研修を後押しするという意味で準備型2年というのがあるのだけれども、壮瞥でそういった実績はあったのですかねということと、古い資料だったのですけれども、四、五年前のだったのですけれども、道内の市町でこういった国のお金を財源とした支援、それから単独の支援、それぞれやっているところ多いのですけれども、ボリュームは圧倒的に差があって、その中では壮瞥って少ないなど。それは、新規就農や就農研修に入る人がそもそも少ないということに尽きるのかもしれませんが、数字だけ見ているとかなり寂しいなという感想を持ちまして、その辺今言ったようにほかの町と比べて少ないですよというその確認と、そこで少ない理由は何ですかと、決定的な理由は分からないにしろ、どんなことが考えられるかお伺いできればと思うのですけれども。

○産業振興課長 まず、研修時に支払われる準備型の利用の状況なのですけれども、先ほどご説明しました令和3年度に研修された方に関しましては準備型も町の貸付金も利用されています。それと、今年の方も同様でございます。

それから、金額的にどうなのだというお話なのですけれども、それぞれ考え方はいろいろあるかと思うのですが、うちの町は基本的に研修期間1年というところで品目も限定しないである程度研修を受けに来られた方と相談しながら、ご要望を聞きながら、それを指導してくれる農家さんを探して研修に入っただけというところで研修期間は1年というところなのですが、例えば近隣の町であれば対象となる作物が

決まっていたりだとか、研修期間が2年とか長かったりだとか、そういうところが多いようでありまして、その辺をどう捉えるかというのはそれぞれ研修に入られる方のお考えかなとは思いますが、それぞれ一長一短あるのかなという中で壮警は壮警なりに頑張っているかなというふうに考えております。

以上です。

〔発言する者あり〕

○産業振興課長 例えですけれども、伊達市さんであれば、就農支援センターというところがございます、そちらで施設関係のイチゴですとか、トマト、ブロッコリー、ホウレンソウといったようなものの研修をされているようです。実際ちょっと件数までは私も把握はしていなかったのですが、あと豊浦町さんもやっぱり同じような施設の中で豊浦のイチゴの研修をされているというふうに伺っています。

以上です。

〔発言する者あり〕

○産業振興課長 すみません、度々。壮警町の新規就農研修は、今1名の方が去年の7月から研修に入られているのと、令和2年度4月から3年の3月まで研修に入られた方が1名、全くの新規就農で来られた方がいらっしゃいます。そういう実績になっております。

以上です。

○副町長 私があまり出しゃばるとあれなのかもしれませんけれども、まず準備型の活用についてデータで調べた限りは29年から2年までで6名の方で金額が600万ほど活用してまして、3年は1名で150万活用して、それなりに我が町の規模に応じでは使っているのかなと思います。中には国の制度に、これも使ったら借りた期間の1.5倍農業に従事しないと全額速やかに返還しなければならないという要件もありますので、そういった要件から必ずしもこの制度に乗らないで研修される方もいるということも1つ承知していただきたいのと、あとよその町と比べて多いのか少ないのかといいますと、全道でも新規就農者の定義っていろいろあって、新たに新規参入する人と、それからどこかでUターンしてくる人とかIターンしてくる人も、そういうのも全部新規就農者とかという定義になるのですけれども、そこはいいのですけれども、新たに来る人って大体全道でもそんなに多くはないのです。ちょっとデータ古いのですけれども、年間60とか70とか、そんな数字で全道全体でも新規参入で来ると、そんな感じなのです。そういうところで人気があるのは、酪農のほうとか、研修体制が整っているところがやっぱりいいのです。でいえば、委員も前のときに聞かれていたように、よその町ではトマトで就農後のハウスのリースだとか、イチゴとかも、そういうのも含めてやっているところというのはやっぱり人気が高くて、うちよりは実績があるというのは当たり前のデータだと思います。ただ、うちとしても最近の新規就農者を見ていくと1名、2名とか、そんな感じなのですけれども、それなりに体

制が整っていない部分では雇用就農を基本にやってきているという実績はあろうかと思えます。ちなみに、先般の質問の中でキャリアサポート3年もやったということでしたけれども、その成果として地域の農業法人に農業大学校から1人雇用就農するという予定に4月からなっていますので、そういった成果も上がっているということをご理解いただければなと思えます。

それと併せて、先般言ったように入り口から出口、それから出口の3年後ぐらいまでの間で就農の一貫した助けを、支援をしていくということでより就農定着につながるような対策にしていきたいなど、そういう考えでございます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 114 ページ、115 ページ。

○佐藤委員 3の堆肥センター運営事業について伺いたいと思えます。

皆さんご承知のように、この堆肥センターは平成17年の2月に会社ができて、そして町もたしか285万の出資をしている、会社名、有限会社壮瞥町リサイクルシステムなのですが、今回事前に配付された資料を見て果たしてこれでいいのかなという疑問を抱きましたので、質問をしたいと思えます。まず、この委託料の中で大きな比率を占めておりますけれども、人件費があります。人件費で雇用している人数、そして説明を見ると給料、賃金というような言葉使っておりますので、多分通年雇用の方、また臨時雇用、パート雇用などあると思えますけれども、3年度、4年度それぞれ採用といいますか、働いていただいている方は何名かについて最初に伺いたいと思えます。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

堆肥センターで働いている方の人数なのですが、正社員が1名、フルタイムのパートさんが1名、短時間、週15時間程度のパートさんが1名の3名で対応しております。このほかに、短期のアルバイトで袋詰めや何かをするときに雇っている方がいらっしゃいます。

以上です。

○佐藤委員 その点は、時たま堆肥センターへ行くものですから、分かりました。それで、特に委託料の中の人件費、配付された資料を見ますと令和2年度は942万6,000円、3年度は926万1,000円で、前年度比16万5,000円の減になっております。令和4年度は923万9,000円で、前年度比で2万2,000円の減です。現在通年雇用されている方、昇給を考慮した人件費の計上か、通年制の方幾らもらっているかなんていうことは月額給与は聞きませんが、令和3年度と令和4年度を比較したとき、この方の昇給はどのようになっているのか、その点について伺いたいと思えます。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

リサイクルセンターの人件費が令和2年から3年、3年から4年というところで減

額となっておりますけれども、この部分については先ほど申し上げたアルバイトですとかパートタイムの方の人件費の部分で単価を下げているわけではなくて、実績に応じて金額をその分減額してきたというところであります。正社員の方の給料に関しては、変わってはおりませんというところであります。

○佐藤委員 通年雇用されている方、その方の昇給はないということで理解してよろしいのですね。通年雇用の場合、私はその人を知っておりますけれども、まだ若くて子育ての最中だと思うのです。そういう方が昇給のないところ、幾ら不況が続いても民間の会社に勤務している人でもやはり私はそれなりの昇給があるのでないかと思うのです。そういうのを加味しないで予算計上して、それでいいと私は絶対言えないと思います。昨日もこの予算審議の中で委託料が前年よりも上がっている、その要因は何かといったら、人件費ですよというような答弁もありましたよね。そういう面で私は、考慮すべきでないかなと。私は、この堆肥センターは将来的にも継続していくものと思います。その職場で働く職員は、長い経験を生かしてよりよい堆肥製造の専門家でないかと私は思います。ですから、これは町が出資している俗に言う第三セクター的なものだと私は理解しているのですけれども、昇給が先ほどの答弁では前年と同じようなという印象で受け取りましたので、私はこれからきちとした賃金といいますか、リサイクルシステムの有限会社として給与についてきちとしたものを持って取り組むべきでないかなと。これは、何も今働いている人から言われたことではありません。断っておきますけれども、その人の代弁しているわけではありません。この配付された資料を見てそのように感じたものですから、質問したのですが、このことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○産業振興課長 ご答弁いたします。

確かにお配りした資料だけ見ますと、その辺はちょっと読み取れない部分がありまして、説明もちょっと不足していたところをおわびしなければならないのですけれども、令和3年、2年と月額の部分については変わっていないのですが、その前、要は平成30年から令和1年、令和元年から令和2年になるときそれぞれ昇給というか、過去にそういうのもありました。これは、人事院勧告に基づいて上がっているというところでございます。

以上です。

○副町長 確かに予算要求の数字上はあまり見えてこないかもしれませんが、一応第三セクターということで公務員に準拠して人事院勧告で上がれば上げていました。2年、3年は、たしかボーナスが下がるのだったかな、でもそれはやっていないのだ。そういうことで多少の配慮はしながらやっています。それから、実はこれ予算上は見えないのですけれども、私が社長をやっています。その中で売上げなり事業の成果で頑張ってくれた部分については、やっぱり経営の中で見なければならぬので、いっぱいはいせないのですけれども、年末とかにお手当という形で臨時雇用も含

めて追加で給付させていただいております。実際のところそうでございます。私は、一種の第三セクターとはいっても民間企業でございますので、当初の目的に対して、目標に対してどれだけ達成したのかということがやっぱり給与にさらに反映すると思います。ただ、労働意欲を下げてはいけないので、減額するということはどんなに予算が厳しくてもしたくないなと、それは私思っています。委員がおっしゃるように、確かにいい人材を確保し、仕事していただくためには給料というのは大事なものだと思います。それが労働意欲につながるし、生産性の向上につながると思います。私も1年だけけれども、民間企業にいましたので、やっぱり成果の上がった職員と、こういうこと言っただけ失礼なのですけども、数字の見える世界においてはかなりサラリーの当て方というのに格差があるのだなというのを身をもって、私は関係なかったですけども、現場見てきました。ただ、まだまだ発展途上でありますので、町の財政にも大きな影響を与えるわけにはいきませんので、目標達成とその成果と、それを見ながら、それとやっぱり労働意欲を上げるための賃金の扱いについては私も心に思っただけきちんとやっていますので、そこはご理解いただければと思います。

○松本委員 堆肥センター運営事業で、私は堆肥実証圃設置委託料に関してお伺いします。

堆肥効果の実証試験、試験圃場で行うということでございますけれども、この具体的な計画といいますか、どのぐらいの規模で、どのような作物で、どのような堆肥施用して、効果をどうやって判断するのかみたいところ、そしてそれは誰がどのような評価をしていくのかというような流れをお伺いできればと思います。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

今年から堆肥の効果を確認するために、そうべつの恵を使って実証試験を行うというところで予算を計上させていただいたところでありますけれども、町内の農家の方のご協力をいただきまして畑の一部で試験をさせていただくこととなっております。面積は55平米程度なのですけれども、今の予定といたしましてはここを4つの区画に分けて、そこにブロッコリーを植えまして、そこにそうべつの恵と一般的な肥料を使ったところとで比較してみるという試験の計画になっております。これ以上詳しい資料まだ手元にもないのですけれども、要は緩効肥料とそうべつの恵の比較をそういう形で行うと、それも町内の農家さんのほうで日々の管理もお願いしてやると、その管理をお願いする部分の予算計上というところでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○松本委員 かなり古く遡りますけれども、堆肥センターできる前の有機未利用資源の活用という表現ではなかったけれども、長内議長なんかもそのメンバーに入っていたらっしゃったと思うのですけれども、有機物が作物にいかにか効果があるかというようなこと、大学の教授もお呼びしてそんな実証、堆肥場の実証もやったし、畑も植えた

り、それからまた堆肥センターができた後も言い方悪いけれども、役場の担当課だけの判断で壮瞥温泉に圃場を借りて無目的と言ったら怒られますけれども、いろんな作物植えて、ただ草刈りも何もできない状態で雑草だらけになって、議会でそれ視察に行こうと決めた次の日から3日かかって担当職員が草刈りしていたというのを僕は目撃してしまってつらい思いをしたのですけれども、置いておきまして、努力は認めるにしても、だから今回やるにしても、それは必要だと思うのですけれども、ただどういう評価で示すのだと。例えばお米だったら、低アミロース、低たんぱくで明確に分かるわけです、科学的な評価。その辺もただおいしかったよみたいな、みずみずしかったよではさっぱり次につながっていかないのではないかと思います、分からないで聞きますけれども、食味だけではなくて、いわゆるうまみがどうやって成分で出てくるか分かりませんが、これは科学的な根拠に基づいてこの堆肥が効いたという第三者が見ても分かるような評価にしてほしいなと思って聞いているのですけれども、そういうふうになるのですか。難しいのですか。お願いします。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

今委員おっしゃられたように、味がどうこうという調査よりも生育状況を調査するという部分がメインでございまして、一応調査票があるのですけれども、例えば出芽から定植からつぼみのでき方だとか、収穫期までの成長の具合だとか、その辺を調査票に基づいた定量的な形で記録するような予定になっております。

以上です。

○松本委員 了解します。それも科学的です、生育状況だとか、当然。その辺ちょっと失念しておりましたけれども、自分のうちも小規模ながら家庭菜園やほか含めて堆肥を施用するときもあるのですけれども、たまたまですけれども、定期的に作るもの以外に家庭菜園で入れた堆肥を使ったトウキビとか、それが当時、10年前の話ですけれども、元気うちのおふくろがその後ふだんから毎年トウキビを作っているのですけれども、これすごいと、おいしいと、実際食べるとおいしかったと、あと近所に配っても感動されたと、お世辞もあるかもしれませんが。先ほどと矛盾するような話ししますけれども、科学的な根拠に基づいて実際うまいのだというのがお米のように分かれば普及拡大やPRにつながるだろうなということで、例えばブロッコリーを食べるシーンはあれだけでも、保育園児がそれを食べて、どちらがおいしいかと言ったら、こちらがおいしいみたいなことが例えば話題になったり、新聞に載ったり、そういうこともひとつうまいこと工夫してみたらいかがですかということもあったのですが、ただそれだけなら何かやらせっぽいから、科学的な数字で食味みたいなのところがあったらいいのにと考えたのですけれども、ご答弁あったように生育の状況だとか、実のなり具合だとか、見た目の、それも当然科学的な根拠でしょうから、すみません、蛇足になってしまいましたけれども、そういった見た目でも、ないしはPRにつながるようなこともぜひ広い目で見て検討したらいかがでしょうかということ

なのですけれども。

○副町長 では、私からお答えさせていただきます。

実は、20年以上前に未利用資源の協議会で実際にやっていたのは私と役場の当時の職員なのですけれども、そのとき実証をやりながら、有機堆肥100%で作ったもの、あるいは化学肥料を50%それと合わせて落として作ったものと比較しておっしゃるように何か味の変化がないかというのを調査していきまして、食味を分析したのです、トマトとかで。でも、食品って皆さん方御存じかどうか分からないのですけれども、五訂の食品成分表というのが国で出されていて、食品分析、カリウムが何%入っているとかと、それとなかなかそういう調査をしても味の数字の違っていて当時は明確には出なかったなという記憶をしていきまして、長いこういう仕事の経験から申し上げられるのは多分家庭菜園とか農家さんから直接頂く品物というのは圃場で長く熟したというか、完熟したというか、そういう状況なので、多分市販されているトマトというのはあまり言うてはいけないかもしれぬけれども、若いうちに、劣化するので、そういう取り方があるので、農家のところで食べるもののほうがやっぱり圧倒的においしいのかなと。それはいいのですけれども、それで今回の調査なのですけれども、うちの堆肥はいいというふうに、見た感じすごくいいというのですけれども、これは28年から作り方をちょっと変えて今のいい堆肥になってきたと、進歩したと、それをいいというものを証明するものは何もないよねと。いろいろ販路の関係で調査していると、やっぱりそういうことも求められるというか、実際に大きな規模でやられているところは、ではおたくの堆肥いいのだったら買って、それで1年間栽培してみて食害だとか、生育状況とか、それからあと一番大事なのは金肥置き換えというのです。金肥というのは何かというと、化学肥料なのです。だから、有機堆肥を入れることによって何ぼ置き換えられるのだと。生育状況とさっき言ったのは、100%それでやったもの、あるいは50%落としたものでいろいろ工夫していったら、今まで買っている化学肥料を少し落とすこともできるだろうと、そういうデータを1年ではなかなか出ないと思うのですけれども、これから堆肥を持続的農業で推進していくのであれば、我々としてもやっぱり売りにするものを、言われるとおりのおいしさもそうだと思うのですけれども、そこにいくのはちょっと時間がかかるかもしれませぬけれども、おっしゃることはよく分かるので、そういう目的があって我々がやっているということをご理解いただければなと思います。

○菊地委員 私も堆肥センター運営事業について質問したいと思いますけれども、資料を頂いた中の畜ふん堆肥販売状況ということで、これを見ますと令和2年度が特出して売上げが、販売がよかったということです。これは、令和2年度は補助事業があったので、それでぐっと上がって目標値に近いぐらいな金額が出たのかなと思いますけれども、その反動なのかどうなのか令和3年度はちょっと例年よりも下がったということで、これは資料見ますと1月の末現在の金額でありますので、現在令和3年度

どのぐらいの状況なのかお聞きしたいのと、それと令和4年度として売上げの目標として計上しているのが900万ということで、ばら堆肥450万ということでありますけれども、その見通し、それもお聞きしたいと思います。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

令和2年度の実績が非常によく、令和3年度、今年度の1月末までの実績はちょっと思わしくない部分があるのですが、菊地委員様おっしゃったとおり補助事業がございまして、やっぱりその関係で令和2年度が突出して数量が伸びたのかなというふうに考えております。ただ、今年度も農家さんとかも回らしていろいろPRはしてきたところなのですが、なかなか数量は伸びていないという状況でございます。令和4年度、また令和2年度と同じような事業を予定しておりますので、そこで何とか農家の皆さんの理解をいただきながら使う量をどんどん増やしていきたいなというふうに考えております。なかなか分かりづらいのですけども、経年的にはやはり使っていただいている農家さんの数というのは徐々に増えている傾向にございますので、少しずつ浸透はしているのかなというふうに考えております。

以上です。

○菊地委員 令和2年度に補助事業行ったときに新規に、新たに拡充したというか、使ってもらったという実績があればお聞きしたいのと、それと先ほど言った令和3年度の、これ資料では1月末ということだったので、令和3年度の最終的な決算ではないですけども、最終的な見通しの金額というのはどの程度なのかお聞きしたいと思います。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

利用している農家さんの戸数に関しましては、後ほどご答弁させていただきます。

それと、今年度の見通しなのですけども、1月末の時点でお配りした資料のとおり畜ふん堆肥で529万4,800円というところでして、2月時点でこれが532万5,000円というところに若干ですが、増えております。ただ、これが昨年並みの876万8,000円というのはなかなか難しいのかなと思っております。せめて600万は超えていければなというところでございます。

以上です。

○副町長 すみません。去年補助事業を打ったせいで、3月に買って今年は買わなくていいというような、そういう連鎖反応がやっぱり出てしましまして、私どもとしては堆肥を使って秋とかから循環的に持続的に土づくりをするという習慣をまずはつくっていかないと、やっぱり売上げはそういう状況に増減するのだなということだと思います。それから、やはりコロナの影響もあって地域外から購入しに来た方が今来ていないような状況になってしましまして、そういうのもちょっと影響しているのかなと。それから、土づくりの重要性というのがやっぱり使っている人は分かっていると思うのです。だから、先ほど新規の方はどれぐらいいましたかと言われたのですが、なか

なか多分区別ができないと思うのです。ただ、48戸だったり、52戸だったり、47戸だったりというデータはあるのですが、前は使っていたけれども、今回補助金あるから使ったという、そういうのが多分増えているのだなというふうには思いますが、いずれにしても今いろいろと戦略を練ってしまして、多分今年は正直言いますと900万の目標を達成はできないと思っています。できるだけ近づけるようにとハッパはかけているのですが、ただ5月にやはり花壇内とか家庭菜園だとか、そういうのでうちの道の駅ですとか置いているところの店舗で買われるお客さんがいるので、今5月、6月でお客さんを逃がすなということで臨時職員も増強しまして袋詰め一生懸命作って5月、春先の販売に頑張れるように努力しているところでありますので、ご理解いただければと思います。

○真鍋委員長 これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの後刻答弁することになっていた件につきまして答弁をいただきます。

○産業振興課長 先ほどのご質問ございました堆肥を購入している農家さんの軒数の推移に関しましてご報告させていただきます。

平成29年が町内の農業者様44軒、それから30年が46軒、元年が47軒、令和2年が58軒という形で徐々に増えてきておりまして、令和2年58軒、11軒ほど増えています。この分が補助事業で購入された分、増えた分というふうに考えております。

以上です。

○佐藤委員 1ページ3回というような取決めがあるのですが、このページ、項目が多いものですから、質問していいかどうか委員長のお許しを得てしたいと思いますけれども、それは。

○真鍋委員長 はい、どうぞ。

○佐藤委員 お許しをいただきましたので、6番目の農業研修シェアハウス運営事業について伺いたいと思います。

この施設は、平成29年に条例を制定して翌年の4月から運用開始した、そして30年度は私の予想以上の利用があったと記憶しております。そこで、各年度の決算書を調べてみたら、初年度の平成30年度は42万円の収入があった。それは、1か月1万5,000円ですので、延べにすると28の方が利用していただいた。また、31年61万5,000円で41名の方、令和2年度、これは48万円で32名の方がご利用になっております。けれども、私、国道を走って、施設に直接行ったことはありませんけれども、夜になっても電気がついているのは1室か、その程度でないかと記憶しております。現在、それで、3年度も残すところ10日余りです。3年度の利用状況、これ承

知していれば伺いたいと思います。私の見た表面上では、利用者が少なくなっているのではないかなという感覚でいるのですけれども、もしも少なくなったのであればその要因は何だろうか、またこの施設を管理する上で課題はないのか、もしもそのようなこと把握していれば伺いたいと思います。

以上です。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

シェアハウスの今年度令和3年度の利用状況でございますけれども、佐藤委員のおっしゃられましたように非常に少ない状況で推移しております。令和3年4月は2名いらっしゃったのですが、5月には1人4月に退去されて1人になってしまいました。その方も5月に退去されまして、6、7、8は誰もいないというような形で、9月にまた1名の方が入居されまして3月、今までいらっしゃいます。たまたまなのですが、昨日から鍵を受け取って入居しているという方で1人増えております。ただ、実質的には4月から働き始めるというところで、定常的に住まれるのは週明けからというふうに伺っています。そういうような利用状況になっております。

何で少ないのかという部分に関しましてですけれども、これはあくまでも主観ではあるのですが、最近コロナ禍もありまして就農に関する問合せもいろいろいただいています、その中でやはり雇用就農を勧めて、シェアハウスもあるし、入居して、そこから職場に通ってやってみようという方もいるのですが、先ほど言ったように入ったけれども、すぐに辞めて出ていってしまうという方も非常にというか、一昨年から今年にかけて3名入居したうちの2人の方が1年を待たずに職場のほう辞めて、当然シェアハウスも引き払って出ていってしまったというような長続きしていないような状況が現状であります。この辺がやはり課題でもあり、簡単に考えているという方が多いという部分も含めて課題でもあって、今後も就農を目指す方に関しましてはその辺事前によくよく話し合ってから雇用就農なり新規就農なりの研修に入っていたくようなことでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○森委員 私も先ほど別委員のほうから質問あった堆肥の実証圃の設置委託料の関係でお聞きします。

まず、確認なのですが、先ほどの説明で面積は55平米、それで4区画に分けると、これ農家に委託という形でよろしいのですね。だとすれば、現実には55平米で実証試験するというのはまず少な過ぎるのではないかなというのが率直な感想です。

それと、生育状況を調査するということでございますけれども、農家がそういう観察を自分の仕事も持ちながらやるというのは非常に難しいのではないかと。ですから、先ほど副町長が前に町職員であった頃にやられた町が主体的にやるというのが多分正解かなという気はするのですけれども、現実にはそうすると町職員に負担がかかって

しまう、多分そんなに多い人数がいるわけではないですから。だとすれば、私はこの際というか、うちには町立高校があるわけですから、壮警高校を実証の対象として面積的にももうちょっと大きな面積でそういう実証試験をされるというのはいいのかなと思うのですが、その辺の考え方についてお伺いします。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

まず、実証圃に関しましては、先ほど 55 平米で生育状況の確認という目的でやりますよという部分で答弁したことに対してちょっと狭いのではないかというようなご意見と、それと壮警高校の協力を得られればというところでの部分だったと思うのですが、実証圃に関しましては具体的にどういう区画で何本植えてというところで予定がございまして、その中で 4 区画に分けて苗を……やり方に関しましては普及センターさんの協力をいただきまして、指導の下でこういう形でということでそれぞれ 4 区画の中に 10 株ずつ合計 40 本の株を植えまして、緩効堆肥を 25%減らして堆肥に置き換えた場合の比較だとか、そういう形で今予定しております、その辺の収穫物の検証に関しても今普及センターさんをお願いしているところでございまして、農家さんのほうにはその辺あまり負担にならない程度の面積ということでこういう設定になったのかなというふうに考えております。生育状況と併せて、化学肥料を減らせるという部分でのコスト的な部分も含めた比較というところで予定しております、その中で壮警高校さんのほうの協力はどうでしょうかという部分に関しては少なくとも令和 4 年度に関しましては取りあえず今予定している形での試験をやって、その次の段階でもっと規模を大きくしてやるだかというようなステップアップが必要なきにまた別途必要に応じてご相談させていただければというふうに考えております。

以上です。

○森委員 普及所が入ることについては、いいと思うのですが、ただ面積的に言うとやっぱりある程度効果を見るということであれば、例えば相対の肥料にしても量を見るということになれば、多分 1,000 平米というか、俗に言う 1 反単位とかという、そういうことになるのかなと思うのですが、相対の圃場の状態からいったら、やっぱり 55 平米を 4 区画に割ってもそんなに効果が出るようなものではないのかなと。例えばこれが施設野菜だとか施設作物であれば、場合によってはある程度見れるという部分あると思うのですが、本当にその辺、私農家というのは素人でございまして、あまり分からないのですけれども、通常肥料の施肥にしても 1 反当たりどのぐらいというような多分施肥の仕方をすると思うのですが、その辺どうなのでしょう。

○真鍋委員長 暫時休憩とします。

休憩 午前 11 時 24 分

再開 午前 11 時 25 分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

試験圃場の規模に関しましては、普及センターの指導の下に区画を決めておりました、その中で区画を4つ持って比較試験をするというところでやっております、あまり広くてもいろいろ管理の手間だとかもさっき言われたように出てきますので、あくまでも普及センターの指導の下でこういう形で計画したというところでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○森委員 普及センターの指導の下ということなので、これ以上は言いませんけれども、なるべく目に見えて成果が上がるようなやり方といたしますか、実施していただきたいと思います。それお願いして、質問終わります。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 116 ページ、117 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 118 ページ、119 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 120 ページ、121 ページ。

○菊地委員 121 ページ、有害鳥獣関係で質問したいと思いますが、有害鳥獣駆除の謝金、これが令和4年度は180万8,000円ということで、前年が212万ということで31万2,000円減ということがあります。その減になった理由、年々有害鳥獣が増えている中で謝金減というのがどういう理由なのかということと、それと鳥獣被害防止総合対策事業補助金ということで、前年が15万ということで30万増ということでもありますけれども、この内容についてお聞きしたいと思います。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

まず、謝金の減額になった部分なのですが、こちらのほうは駆除の対象となっているエゾシカの部分につきまして町の駆除の部分として220頭令和3年度は計上しておりましたが、令和4年度は200頭に落としております。その部分について、では駆除する頭数が減ったのかというと、これはそうではなくて、先ほど菊地委員様からご指摘のあったとおり補助金のほうで例年15万だったのが45万に30万円ほど増えているのですが、この部分で国費を使った補助事業として鹿を1頭捕ると7,000円という形で国から出る補助金があるのですが、その事業を使いまして100頭分を予定しております、合計すると町単費で200頭と国費の事業使って100頭というところで300頭上限で今駆除する計画を立てております。ただ、この国費の事業が1頭7,000円と単価が町の単費でやるよりも安いという部分と、それと捕獲した証拠書類を作らなければならないのですが、そのときのいろいろ作業の手間とかもあ

て、なかなか今までハンターさんの協力も得られづらかった部分もありまして、今年、令和3年度試験的にやったところではあるのですけれども、写真の撮り方とかも全部変わってきますので、大変だということもありまして、その7,000円に町が3,000円ほど上乗せして1頭1万円でそういう対応を取っていただきましょうということで100頭分考えて、それで30万協議会のほうに補助金として上積みしたというところでございます。

以上です。

〔発言する者あり〕

○産業振興課長 すみません。ちょっと説明が足りませんでした。国費で捕獲した部分の国からの補助金1頭7,000円というのは、これは町の会計は通らないで直接協議会のほうを通して猟友会に支払われるものになっております。なので、3,000円掛ける100頭分を町が上乗せするという部分の30万円しか予算上は出てこないような形になっております。

以上です。

〔発言する者あり〕

○産業振興課長 先ほども申し上げましたけれども、今まで220頭上限だったのが令和4年度は300頭を捕獲の上限として予定しているというところをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○菊地委員 もう一つ、電気柵についてお聞きしたいのですけれども、令和2年度の事業の中で協議会を通して、主体となって電気柵の取組をやったと思うのですけれども、町の会計は通らないけれども、協議会が主体となつてのそういう取組というのがどういうものが令和4年度あるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

協議会のほうの事業で今年度実施したような電気柵の事業みたいなのを来年予定しているかという部分に関しましては、その部分は予定は今のところございませんで、平成24年から電気柵に関しましてはいろいろな形で補助したりですとかでやっております、これまでも102軒の方を対象に延長でいうと105.6キロぐらいの延長の電気柵の助成をしております、率でいうと大体農家さんの86%ぐらいに対して電気柵に関しては整備を終えたというような状況になっております。

以上です。

○佐藤委員 近年このように被害防止のためにいろいろご苦労されている、これには感謝申し上げますし、そこで基礎となる壮瞥町の有害鳥獣被害状況、これをもしも把握していればお聞きして、そのようにあるのだから、このような取組をするということが理解できるのですけれども、基礎となる被害状況、もしも把握していれば伺いたいと思います。

○産業振興課長　ご答弁申し上げます。

有害鳥獣の被害状況なのですが、例年調査しております被害額から申し上げますと、令和3年度、今年度の被害総額、金額でいうと944万959円という金額が調査結果として得られております。昨年は575万8,646円という金額で、率でいうと6割以上、164%ということはかなり増えてはいるのですが、今年度から調査の方法が変わっております。昨年度までは対象となる作物が8品目だったのですが、これが今年度から国費で電気柵の整備とか何かした関係で実績報告の関係もあって、こちらを8品目からブロッコリーとブドウを追加して10品目での被害状況の調査ということで調査内容が変わっている部分もあって増えているのと、ただ、では従来の8品目でやったら幾らだったのだという部分で算定し直しましても、令和3年度の8品目での被害総額が746万1,116円というところで令和2年度の575万8,646円よりはやっぱり3割ぐらい増えているというような状況になっています。この増えた金額、何が増えたかという、やっぱりエゾシカによる被害額が増えている、その分が全体の被害額の増加につながっているというふうに言えます。

以上です。

○松本委員　有害駆除については200頭ということの減額で、国費による100頭プラスで実質は300頭を目標にといいますか、駆除を行う。こちらで見ているのは、鹿ほかですよ。鹿のみということではないですか。熊はないのかもしれないけれども、鹿だけでしたか。あるいは、同じ有害鳥獣関係でいう害獣駆除委託料、こちらアライグマのことでよろしかったですよ。分かれる理由というのは、いわゆる在来種と外来種の違いとか、その辺があるのですか。一緒にしない理由というのがあれば伺いたい。

それと、アライグマの駆除の180万4,000円の根拠といいますか、何頭ぐらいを駆除する予定なのかということをお伺いしておきます。

それから、資源循環林に関することと豊かな森づくり推進事業、2つに関して聞きかじりの確認で恐縮ですが、資源循環林のほうは町有林に関して森林環境保全整備事業950万4,000円の予算計上で、これは町有林に対する下刈りとか間伐とかということが含まれていると思いますが、その予定平米と、これも国、道の補助が入ると思いますが、その負担率、町も含めて、町は含めなくても分かるか、お願いしたい。豊かな森づくり推進事業、昨年と名前が変わっていますが、これは民有林のことだと思うのですが、これについてもどのぐらいの目標をお持ちかということと国、道、町含めた負担割合を確認したいと思います。

○産業振興課長　ご答弁申し上げます。

有害鳥獣駆除の関係で国費で見ている部分は、エゾシカだけが対象になっております。それで、町の謝金で見ている部分には、エゾシカのほかにヒグマ、カラス、キツネ、アライグマというような動物が含まれておまして、それぞれ単価は違うのです。

けれども、アライグマの部分についてはハンターさんが銃で仕留めた部分の尻尾の数で確認して謝金を払っていると。これは、1頭2,000円ということになっております。

これと害獣駆除委託料、これも外来種というか、アライグマの駆除を目的とした委託業務なのですけれども、これは町で購入している箱わなを農家さんとかに貸出しいたしまして、設置者はあくまでも町というところなのですけれども、その中で畑ですとか、ハウスですとかを荒らすアライグマを捕獲、駆除という業務のその最後の駆除する部分について業者さんに委託している料金、作業の料金になります。これについては、一応令和4年度は200頭というところで予算を計上させていただいております。

それから、林務の関係で町有林の間伐、それから下刈りに関しまして例年実施しているところなのですけれども、面積は下刈りが43.34ヘクタール、それから間伐が8.8ヘクタールという面積で予定しておりまして、補助率はこれは公共補助が68%の補助になっております。

それから、豊かな森づくり推進事業に関しまして、松本委員先ほどご指摘ございましたようにこれは昨年までというか、未来森と言われていた事業なのですけれども、ただ名前が変わっただけなのですが、これに関しましては民有林の造林事業に対して補助するものでございまして、補助率はこれも公共負担が68%ありまして、残り32%の負担のうち道が16%、町が10%の26%を上乗せで補助しておりまして、残った6%が所有者の方の負担というところで、造林する面積が予定では23.84ヘクタールということになっております。

以上です。

○森委員 2番目の資源循環林・水土保持林整備事業ですか、これの関係で今年度昨年に比べて保険料の部分が新たに計上されております。まず、この事業自体は、昨年ともいうか、ずっとやっていると思うのですが、保険料で森林保険が入っているということなのですけれども、これが今年計上された理由と、それとこの森林保険の内容についてお知らせ願いたいと思います。

さらには、林務一般の森林整備担い手対策推進事業負担金で2万3,000円、この負担金の内容についてお知らせいただきたいと思います。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目の森林保険の内容なのですけれども、こちらに関しましては令和3年、今年度と来年度間伐を予定している場所なのですが、東湖畔林道沿いの久保内の北向きの斜面になるのですけれども、こちらのほうの面積合わせて17.92ヘクタールを対象に5年間の期間について付保率50%、倒れてしまったその被害額の半分ぐらいを補償してもらえらるという内容の保険なのですけれども、5年分でこの20万が480になるのですが、間伐するものですから、どうしても風通しがよくなるといえますか、特に風当たりの強い部分でもありまして、保険に入っておけば、もし台風なんかで倒れたときに倒木の処理ですとか、そういった部分の経費もこの中で見れるのかなという

ところで計上させていただいております。

それから、負担金ですけれども、こちらは制度的に年間 140 日以上林業に従事した方に就労日数に応じて市町村と道が助成するというものでございまして、1 名の方がそういう申請がございまして、今回補正させていただいたものであります。

以上です。

〔発言する者あり〕

○産業振興課長 ごめんなさい。今回令和 4 年度に当初から計上させていただいた予算でございます。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 122 ページ、123 ページ。ありませんか。

○森委員 林道維持費の関係です。林道維持の補修費で昨年に比べて 100 万ちょい落ちているのですけれども、落ちているのが手数料と町有重機運転委託料、それと砂利砕石ということですが、林道の補修というのはふだんからの継続的な維持というのが必要だと思うのです。ですから、これはもしかなののであればやっぱりふだんから砂利を定期的に補充するですとか路盤整正、もしくは雑木等の伐採も含めてある程度の予算を確保して継続的に実施すると考えるのですが、その辺の考え方についてお伺いいたします。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

委員ご指摘のとおり、林道というのも継続的な維持管理というのは重要であることについては十分認識はしておりますけれども、今年度予算減額したというところの要因につきましては、今年度令和 3 年度では東湖畔林道になりますけれども、個別に路面整正用に増額して予算を計上していたものでございまして、その個別に路面整正の予算計上していた作業に伴いまして、役務費のほうになりますけれども、支障木の伐採とか枝払いとかというの、路面整正する範囲の支障木、枝払いというのが特に今年度想定していたものが多かったというところで令和 3 年度の予算をちょっと多めに見ていたというところがございます。今年度 4 年度につきましては、その分を落としているというところがございます。

それと、町有重機の運転委託、これも路面整正するときに使う重機を運転委託するものでございますけれども、それも路面整正用に見ているものでございまして、多めに見ていた路面整正分に係るものということでございますので、その分も令和 4 年度分につきましては落としているというところがございます。今年度の予算の額につきましてもそういう個別のものを除いても平年並みに見ているものでございまして、今後林道の使用に支障にならないような維持管理を進める上では最低限の予算かなというふうに思っております。

それと、令和4年度には森林管理署のほうで一部東湖畔林道を利用して木の切り出しを行うということで、その作業に使う経路につきましては森林管理署のほうで直していただけないということもございまして、その分は町のほうで維持管理する経費というのも見えていないというところから、今回の予算になっているものでございます。委員おっしゃいますとおり、林道の維持につきましては日頃からやっておくべきというのは十分承知はしておりますけれども、支障のないよう維持管理については今後も継続して取り進めたいというふうに考えております。

以上です。

○松本委員 私も何点か確認がございしますが、まず森林環境譲与税関係にありますけれども、森林意向調査委託料、令和3年度に引き続きの予算計上ですけれども、令和3年度の説明で民有林340ヘクタールに関して経営管理計画策定のために意向調査を行うものであるという説明がありましたけれども、予算として令和3年度が150万で、今回は30万と120万減額されてございますけれども、それは調査対象の戸数が減ったという単純な理解でよろしいのかということと、改めて確認でございますけれども、経営管理計画策定の目的について教えていただきたいと思っております。

それから、林道維持補修経費について、昨年東湖畔林道と駒別林道を当初から予定をして洗掘箇所というのですか、専門用語で、そこがあったので、砂利を入れてグレーダーでならしていく作業があるのだということで砂利料とか作業委託料が増えていたということの説明を受けたと思うのですが、今同僚委員の質問もございましたけれども、今回今年度はそれぞれが減っておりますけれども、確認ですが、現在のところ昨年度のように洗掘箇所をならさなければいけない場所が特定されているわけではない、一応今年度の特定箇所はないけれども、予算計上してそういった場合に備えるという意味なのでしょうか、ないしは今計画されている場所があれば、その規模と、お伺いしたいと思っております。

○真鍋委員長 ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。
休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○産業振興課長 先ほどのご質問に関しましてご答弁申し上げます。

まず、2点ございまして、1つが森林経営計画は何のために立てるのかというものと、もう一つは意向調査が大きく減額になった理由はというところでございますが、まず経営計画に関しましては森林の所有者の方が自分の森林、遠くにいたりだとか、非常に広い範囲についてなかなか個人で管理するのは大変だということもございまして、こういったところを森林組合などの団体というか、専門の事業者さんのほうで管理を委託するに当たってその経営計画、どのように森林整備を進めていくかとい

う部分を示すのに立てるのが森林経営計画というところになりまして、これによって森林の維持保全を図っていくということを目的としております。

もう一つの意向調査に関しましては、先ほど松本委員様もおっしゃられたように対象となる森林の面積が大きく減少したためによるものとなっております。

以上です。

○建設課長 それでは、林道維持費について松本委員からのご質問にご答弁申し上げます。

林道の路面整正の計画的な実施とその規模についてということだったと思うのですが、まず令和3年度につきましては東湖畔林道でございますけれども、町道の阿波国東湖畔1号線で滝之町から林道に上がる町道でございますけれども、その交点から森と木の里センター方向に洗掘箇所が数か所あったということで、延長的には2.4キロ程度ございます。その中で洗掘部分があったところについて路面整正を行ったところと、あとグレーダーによる作業になりますので、支障となる枝払い等含めて実施したということでございます。それで、令和4年度につきましては、今度駒別林道になりますけれども、林道の終点側といいますか、上久保内側のほうに洗掘箇所が数か所、雨による洗掘というのがございますので、計画的に実施するものでございますけれども、規模的には最終的に雪解け後再確認はしますけれども、グレーダーでの作業で大体16時間程度を予算計上したものでございます。それで、延長的には上久保内側から舗装しているところまでで4.3キロほどあるのですけれども、その区間の中で上久保内側のほうに洗掘が目立ってあったという状況でございますので、そちらについては計画的に実施したいというふうに考えております。いずれにしましても、林道の使用について支障ないように継続的な維持管理というのは今後も進めていきたいと思っておりますので、ご答弁といたします。

以上でございます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 124ページ、125ページ。

○加藤委員 私は、内水面漁業支援事業という部分で昨年も似たような質問したのですが、今回漁業組合の捕獲網製作補助金という部分で町として134万5,000円を計上していますけれども、この全体予算の事業費の内訳と、その中で昨年も質問した内容の中と同じように今年度この事業の中で補助金以外で漁業組合の負担計上というのはそこになされているのか、その部分についてお伺いしておきたいと思っております。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

令和4年度洞爺湖漁業協同組合捕獲網製作事業に関しまして事業費の内訳でございますが、事業費の合計が消費税込みで539万円となっております、そのうち補助事業、道からの地域づくり総合交付金を活用する金額が240万円、それから壮警町と

洞爺湖町が 134 万 5,000 円をそれぞれ負担し、漁組自らが 30 万円を負担するという事業内容になっております。

以上です。

○加藤委員 内容について理解しました。今年は、努力していただいて漁業組合のほうで 30 万円を負担していただけるということで、今後も頑張っていたきたいという部分で、また改めて質問なのですけれども、この中で捕獲網を製作する形の中で昨年も含めてどのようなものを捕獲するのか、その網で、そういったものと令和 3 年度の捕獲した実績どうですか、分かればいいのですけれども、それと販売金額等も分かればということなのですけれども、分からなければ後刻答弁でもよろしいのですけれども、お伺いしておきたいと思います。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

漁網の整備なのですけれども、これで捕獲しようとしているのはワカサギということで伺っております。

それで、令和 3 年度のこれは漁協さんに頂いている総会資料なのですけれども、ワカサギに係る経費といたしましては自営事業として 80 万円、それから繁殖保護費として 30 万円ほどが計上されております。

以上です。

○佐藤委員 この組合は、壮警町の方と洞爺湖町の方が構成メンバーになっていると思うのですけれども、今総会資料あるというものですから、お聞きしたいのですけれども、それぞれの町の組合員数伺いたいと思います。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

洞爺湖漁業協同組合の構成組合員数なのですが、全部の組合員で 21 名いらっしゃいまして、そのうち壮警地区の方が 9 名ということで、残り 12 名が洞爺湖地区ということになります。

以上です。

○真鍋委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 126 ページ、127 ページ。ありませんか。

○松本委員 まず、商工振興一般として新年度新商品開発調査研究・販路開拓支援 120 万、これ令和 3 年度と同額の計上でありますけれども、以前に頂いた資料もそうですし、たまに公表になる新商品開発で支援した結果、それによってできた商品の紹介も一覧表が載っていますけれども、結果という言い方はなんですけれども、いわゆるその後販売促進とか売上げに結びついて非常に商品として売上げも好調になったということだけが目的ではなくて、やはりそのきっかけといいますか、そこに取り組む姿勢というのが一番重要であり、それを後押しする施策だろうというふうに理解もするところでありまして、そういった商品開発についての要するに手を挙げなければ

ばその支援続かないわけでありまして、それを相互に情報交換やサポートをするような組織も必要ではないか、ないしはそういった複数の方々が知恵を絞ってアイデアを出してというようなことが必要ではないかということも感じていまして、決して商品開発の数がそんなに、べらぼうに多くはないですけども、毎年のようにというわけでもなくて出ていますけれども、せっかく予算もつけているので、毎年むしろ応募は結構殺到するぐらいの事になればと思っているのですけれども、そのような仕掛けはできないものかというのが1つ目の質問でありまして、もう一つは壮警町商工会補助金に関してですけれども、26万6,000円増額になって980万8,000円の計上であります。予算説明にもございましたけれども、そもそも人件費全体を道費の補助いただいて、その残りの95%を大滝地区の伊達市と壮警で均等割40の会員割が60%ということに分けているという説明でこの数字に落ち着くわけでありまして、けれども、壮警の負担が大きくなった理由として商工会員が増えたと。これは、喜ばしいことなのだろうと受け止めますけれども、いきなり八十数名から95名に増えるという、会員数が、どんな原因があったのだろうと素朴に感じていまして、分かればお伺いしたいと思います。

それから、続けて言いますと、起業化促進についても、これこそ実績があまり近年見ないなと思っておりますけれども、この辺一般質問でも質問いたしました内容ではございますけれども、こういうことで取り組んでいくというような相互情報共有とか、そういうことの素地をつくっていくような場面が必要ではないかと感じるのですけれども、この後多分補正予算の質疑があるのでしょうかけれども、コロナ経済対策で200万増額になる予定ですよと、それは補正予算の際の質疑でいいのでしょうかけれども、そういった意味合いからもただボリューム増やすだけではなくて、手を挙げる人が多くなるような仕掛けづくりも必要ではないかと感じるものですから、お伺いしたいと思っております。

それから、すみません、多くて。住宅等リフォーム支援事業補助金でありますけれども、これもほぼ毎年200万ぐらいで、内容については決算等で見せていただいていますので、ほぼほぼ使い切っているような状況ですけれども、当然リフォームに伴った商品券の支給で、予算計上もそうなのですから、ほぼ満額の50万以上で、10万でしたか、掛ける19件プラス事務費ということで200万の計上ですけれども、多分そうなのでしょうけれども、どのぐらいの幅で、10万から各階層に分かれて補助になっていますけれども、その中身、どういう内容になっているのかということが分かれば、概略で結構です。お伺いしたい。

それから、何せ1ページ3回ということなものですから、1回目長くなって恐縮ですが、観光施設維持管理事業の中で気がついたこととして、壮警公園管理委託料293万2,000円で、これは昨年同額の数字であります。この二、三年というか、昨年と同じなのですから、令和2年からほぼほぼ同じような水準できています。その前は

300万近くの管理委託料だったのですけれども、3年前の話を聞くのもなんですけれども、大幅に減額になったところ何でしたかねという確認が1つと、今朝資料忘れてきましたけれども、頂いた予算資料の中で壮警公園の管理委託料の中身について、観光協会の資料としてきれいにいっぱい内訳について整理されたものを頂いていますけれども、草刈り等を山頂から2か所に分けて年数回やることになっていました。見させていただきましたが、さきに同僚委員の質問にもございましたけれども、そういった草刈り作業等の請負なのか委託なのか、人件費単価のアップというのはよく耳にすることで、大体が大まかにコストアップされているわけですけれども、これ全く動いていない数字なのですが、この辺そういった内部の中の精査といいますか、受ける側からの予算要求の中の課としての査定というのでしょうか、その辺のやり取りというのはスムーズにいったのでしょうか。要するにほかはいろんな作業の単価上がっていますけれども、この草刈り、結構な面積やることになっていると思うのですけれども、これが変わらないというのはそれでよかったのでしょうかという、含めての質問です。

○商工観光課長　ご答弁申し上げます。

まず、1点目、特産品開発支援に関しての仕掛けといいますか、組織づくりであったり、双方向で特産品を開発した後のPRであったりということについて連携してできる組織がつかれないかというご質問でございましたが、先般中小企業及び小規模企業の振興基本条例をご承認いただいたところでございまして、その答弁の中でも申し上げたのですけれども、町内一帯特産品だとか商工業事業全般に関してお互いに意見を言い合って、それを施策に反映させていくというところが大きな肝になってございまして、当然この特産品開発支援に関しても今まで毎年1件程度で予算に対してあまり応募というか、額が小さかったりするというのも特産品の支援の在り方といいますか、その補助の仕方といいますか、平たく言うともっと使いやすい支援ができないかとかいうようなご意見もいただこうと考えているところでございます。特産品開発に関しては、特に取っかかりの部分で、いざ壮警の有効な資源、農産品があったとしてもそれをどのように特産品化するかというノウハウの部分や先進地の視察など、そういった経費は今対象に含まれていないので、まずスタートアップの場面でのそういった経費を認められるような仕組みをそういった審議会の皆さんとも意見を交わしながら、より一層申請者にとって使いやすく、また頼りになるような補助金をつくってまいりたいなという、そういう仕組みをつくってまいりたいと、そこからまずスタートしたいというふうに考えてございます。

2点目の商工会の補助金の会員増による負担増のその原因の部分でございましてけれども、先ほど委員もおっしゃっておられましたけれども、コロナ対策の緊急経済対策事業、それから起業化支援などにも全て商工会の経営指導を受けてこの大変なコロナ禍にあって少しでも経営安定につながるというようなところも含めて補助といい

ますか、支援金を皆様に配付しているというような経緯がございまして、コロナ禍にあってそういった制度も含めて会員数が増えた原因というのがまず一因であることと、それからもう一つは個人事業主の入会が非常に増えてございます。やはりこのコロナ禍にあってリモートとかオンラインであるとか、あるいは自分が今までやってきた、温めてきたことをこの機会に取り組んでみようと、挑戦してみようという、そういった事業者さんが結構増えているというようなことも伺っております。そうした社会情勢の背景というものがメインにありまして、そこに町が行っている施策の反映でちょっと商工会に入ってみようというようなことで、また役場のほうもそういう指導もしていますし、商工会自らが額に汗をして取り組んでおられる結果がこの会員増につながっているのではないかと、このように考えてございます。

それから、3点目の起業化促進についてのボリュームを増やすだけでなく仕掛けづくりということでございますが、こちらも起業化支援の在り方についてはやはり補助制度の内容についてもいま一度精査をしていこうという、見直していかないかという話を商工会ともしてございます。実は、先ほどの会員増の話ともつながるのですが、昨年度から今年度にかけて、令和2年度から3年度にかけて起業化の相談件数が商工観光課のほうには11件来てございます。制度の使い勝手ということもあるのですが、資金面であるとか、そういった相談も含めて新たな芽吹きといいますか、動きがある中でそういった審議会の意見も取り入れながら仕組みづくりを考えてまいりたいと思います。

4点目、リフォーム支援につきましてでございますけれども、これはここ数年ほぼ満額ご利用いただいている非常に活用頻度の高い補助金でございますが、昨年度は最後1件取下げがありまして、188万でしたか、満額まで至らなかったのですが、それがもし来ていれば200万という数字に落ち着いたところなのですが、その分布でございまして、額に応じてその2割分を商工会の商品券でお返するという制度でございますけれども、今ざっと勘定したところ4万円の補助が9件ほどございまして、6万円が3件、8万円が3件で、議員のおっしゃっていた最大補助の10万円が9件でございました。ということで、小さなリフォームから大きなリフォームまで幅広くご利用いただいているというところでございます。

それから、5点目の観光施設維持管理の壮瞥公園に関する業務の単価の部分についてですが、こちらは毎年お願いしている業者さんとも綿密に打合せをさせていただいてまして、ご相談の上、制度設計についても施肥や、あるいは梅の植栽の本数であるとか、それから時期であるとかも打合せをした上ではじき出した数字でございまして、単価については今年度の基本の単価を反映させた業者さんからの見積りという形で予算として計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○松本委員 いっぱい聞いたので、はなから最初の質問忘れるかもしれませんが

も、何点か再質問させてもらいたいと思いますけれども、新商品開発にしましても起業化推進にしましても芽吹きというか、傾向的に相談含めてそういう傾向にあることは了解いたしましたし、非常にいい傾向だろうと。ただ、どちらも答弁の中に出てきましたけれども、これさきの一般質問で町長にも答弁いただいた折に耳にしたと思うのですけれども、中小企業条例制定に伴って審議会が設置されて、その審議会に期待するものというようなお話もございましたし、それはそのとおりでなるほどと感じたわけですが、全てその審議会が万能的に問題解決できるわけでもございませんし、条例の中でうたっているのは行った施策に対して評価、検証などをした上で町長に対して答申としてその方向性や新たな検討課題などを多分答申するというような仕組みだろうと。基本的には、別に課長さんおっしゃっていませんでしたけれども、問題解決のためにそこが何でも相談に応じて検討、議論、あるいは回答も出してくれるわけではないというふうに思っておりますけれども、ただせっかくそういったものができて会員数もまた増えて、相談数も増えているわけですから、そういった対応窓口としては商工会や町の商工観光の担当課になってくると思うのですけれども、その辺を会員の要望含めて商工会が基本窓口になっていただいて、その内部で調整といいますか、その支援を町が行うと、予算的にもというところの仕組みで。今動いていないわけではないのですけれども、商工会のほうにもそういった議論の場なり醸成していくといいますか、その機運を会員さんに対して、せっかく増えたわけですから、そういったものをその雰囲気なり、そういう機運を高めるようなことを同一歩調で商工会さんと進んでいくように期待したいと思いますので、お伺いしたいと思います。

ずっと飛びまして、いいのですけれども、去年と同じ単価で同じ算出方法で壮警公園の管理委託ができるということは支出する側にすれば非常にいいことだとは思っておりますけれども、どうもうがった見方をしてしゃべると、毎年建設関係という言葉当たらないのか、道の労働単価から割り出したような作業単価というのが決算なんか審査していますと出てくるのですけれども、それが毎年のように上がっていくような傾向にあって、建設関係、作業関係、公共事業等の単価に反映されているというふうに見えますし、町から委託したそういった単純作業についても同様に単価が上がっていったというように傾向として目にしたわけですが、作業内容についてはそんなに、草刈りですから、変わらない気もしますが、そういった情報が届かないところはとりわけ別に単価上げることなく、人件費単価、従来の単価で進めていると、そんなふうに理解してしまったのですが、別にそれが駄目ではないのですけれども、そんな傾向あるのでしょうか、ないのでしょうかという質問です。
○商工観光課長　ご答弁申し上げます。

1点目の商工会が基本窓口となって町が支援していく、そういった車輪の両輪のようにお互い連携して歯車をかみ合わせて機運を醸成していくということは、誠にもつ

てごもっともでございますし、同じ考えでございます。先般申し上げましたが、コロナによる2年間、これを無駄にはしてはいけないと考えていまして、その中で商工会との意思疎通であったり、情報共有の中で考えているところ、目指すところは同じというふうに町も認識しておりまして、今後もそういった連携を続けながら特産品開発であったり、起業についての支援を継続してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、2点目の労働単価についてでございますが、こちらもご指摘のとおりだと考えてございます。基本的に町内の委託であったり、そういった労働単価については道や建設の単価の指標に基づいて変わっていくものでございまして、今後もそういった単価については労働される方の不利益、委託業者さんの不利益にならないように十分に留意してまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 128 ページ、129 ページ。

○佐藤委員 2番の観光振興一般について伺いたいと思います。

その中に北海道登別洞爺広域観光圏協議会負担金がありますが、この協議会が発足したのは調べてみますと平成21年12月21日、この協議会の規約が制定されたという記録を見つけたので、結構昔にこの会が発足していると理解いたしました。発足時には、この会は北海道登別洞爺広域観光圏計画というものをつくりました。サブタイトルが「湯ったり 食ったり 学んだり 火の郷(さと) 湯のくに」というキャッチフレーズでつくられております。ご承知のように、この観光圏計画ができた後にその後登別に国立のウポポイですか、それと伊達、洞爺湖町に遺跡群が加わった、そして観光圏もその発足したときと比べると大幅に変わってきているのではないかと、そのようなことを感じます。現在この協議会は、規約に掲げている目的達成のためにどのような活動をしてきたか、こう質問すると、多分コロナ禍でできませんでしたと言われるかもしれませんが、3年度も間もなく終わります。新年度を迎えますけれども、3年度目的達成のためにこの協議会はどのような活動をしてきたかということを理解するために伺いたいと思います。

また、新年度の負担金の予算書を見ますと、前年度比2万円減となっておりますが、この予算の裏づけとなる活動計画と予算はどのようなことを考えての負担金か、そしてこの協議会は室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、洞爺湖町、白老、そして壮瞥が構成メンバーとなっております。そこで、それぞれの負担金、どのような負担金を求められて予算化しているか、これについて伺いたいと思います。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目の令和3年度の登別洞爺広域観光圏協議会の行ってきた活動内容でございますけれども、ご指摘のとおりコロナによって、プロモーションが本業の協議会

なわけでございまして、本州とか、あるいは海外に行ってプロモーション仕掛けてくるというのが大きな事業の柱ではあったのですが、なかなかコロナでそういった機会は計画していても全て中止もしくはオンラインになるというような状況ではございました。ただ、コロナの緊急事態宣言やまん延防止措置の合間を縫いまして東北の教育旅行プロモーションであったり、首都圏、池袋での商談会、それから当町からは商工観光課からも参加しましたが、九州での商談会、これは旅行会社や市民の方々への北海道の登別、洞爺をPRする機会を得てその商談会に白老以西の3市4町の皆さん方と連携しながら、大体二、三人で1班になってプロモーションに行ってきたというようなことは実績としてやっております。また、そのほかにコロナでの待つ姿勢ではなくて、仕掛けの中では2年前にオープンした民族共生象徴空間のウポポイ、それから昨年度世界遺産に認定されました北海道・北東北の縄文遺跡群、これは伊達市と洞爺湖町にあるわけで、これらを核とした誘客のための動画撮影と、それをYouTubeにアップしてSNSで発信する情報発信事業、それから教育旅行のジオパークを含めまして、それから室蘭や豊浦の産業観光も含めた胆振の4大遺産といいますか、ということパンフレットの整備と次のアフターコロナに仕掛けられるそういう取組を今年度は実施しております。

それから、2点目の次年度の活動の計画についてですが、基本的には引き続きそういった計画、今年できなかったことを再度トライしていくというような形になろうかと思っております。観光に関する情報発信、これはホームページを昨年新しくしたのですけれども、そのさらなる閲覧者数の向上であったり、数を増やすことであったり、それから訪日リピーター向けのファミトリップといたしまして、海外、これ日本国内に在住している旅行会社の方も含めてなのですけれども、東南アジア向けの招聘事業、実際こちらを見ていただいてコロナが終わった後来ていただくというような旅行会社への仕掛けであるとか、それから道内、道外の新幹線を使った教育旅行のプロモーションであったり、横浜市内ずっと行っています教育旅行のプロモーションであったり、事業計画としてはそういったものを予定しております。もう一つ、3市4町の連携してやる中で北海道観光振興機構と連携した商談会であったり、セミナー、これはなかなか単独市町ではできないこと、これらについて取り組むというようなことで報告を受けているところでございます。

それから、3点目の負担金でございますけれども、これは3市4町の負担金が750万というふうに、これはずっと変わらずやっております、基本均等割の部分と、それから人口比、それから前年度の入り込み客数、それから宿泊客数、これのそれぞれの比率によって750万の案分比率を決めてございます。全部の金額を申し上げますとちょっと長くなってしまいますので、室蘭市が一番多くて138万6,000円でございます。豊浦町が23万3,000円、当町はといいますと下から3番目で73万6,000円ということになりまして、委員のおっしゃるとおり3万弱ですか、下がっているのは令和2年

度の入り込み数が100万人減ってしまったということもあって、その分で前年よりも減ということになってございます。負担金の金額については、以上でございます。

○佐藤委員 ただいまの答弁である程度理解できました。といいますのは、やはり私はこの団体のホームページを開いてもなかなか実際にやっている活動が目に見えなかったものですから、見方によるかもしれませんが、見えなかったのもので、質問させていただきました。

それで、もう一点、これは予算に関係ありませんが、担当課としての考え、それを聞きたいなということで質問したいと思います。令和2年、3年度は、先ほどの答弁にもありましたけれども、コロナ禍の影響をまろに受けて観光地は今までに経験のない2年間でした。そこで、私は新山に行くたびにお店に行って商店主と話し合っております。特に今年は、大雪で店を閉めているところも多いのですけれども、行きますと一生懸命除雪しているのです。雪の降るたびに私は除雪のために店に来ていますと、そういう方がいらっしゃいます。また、店を開いても、ちょうど私行ったときは午後2時頃でした。観光に来ていただいても店に入ってくれたのは夫婦1組だけですよ、そして買物はゼロでした、そういう状況です。それで、店を閉めていたほうが出費が少なくて済むので、これで閉めて帰りますからというお話を聞きました。そのような中で現実を見たり聞いたりしていると、やはりコロナが一日も早く私は終息していただきたいなという、これは国民みんなが願っていることですが、そして観光客がやはり従前どおり来ていただけたらとしたいと考えております。そこで、新山地区の振興については、10日の一般質問で企画財政課が担当して鋭意努力する旨の答弁をいただきましたけれども、実際に観光地と密接な関係のある商工観光の観光面でお聞きしたいのですけれども、先日補正予算を議決しました。それは、結構なことですし、日頃観光行政に携わっている担当課として地元の皆さんとお話合える機会が多い課です。ですから、その中から魅力のある観光地、そういう話合いの中でこういうことを考えると魅力があるのでないかなんていうことをもしも担当課で考えていることがあれば伺いたいと思います。本当に突然の質問で申し訳ありませんけれども、よろしく願いいたします。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

同じ考えと申し上げてしまうと簡単なのですが、この2年間でビジット昭和
新山キャンペーンであったり、プレミアム商品券であったり、町長の施政の方針の下にいろんな施策を打ち出しているわけですが、それらはやはり地元の観光事業者さんの声というものが大きく反映されているというふうには受け取っていただければと思います。町として、昭和
新山にも何度も私も足を運ぶのですけれども、店を閉めざるを得ない状況ということは見ていて一目瞭然でございます。店が開いたときに何をすると、その分を取り返していくもっと魅力ある観光地づくり、求められているのは観光事業者さんであって町民の皆さんではなかろうかと。もっと壮警全域に

足を運んでいただいて、広く長く経済的にも消費をどんどん喚起して来てよかったなという形でご満足いただいてリピーターになっていただくというのが地味なのですけれども、一番の早道かなと。インバウンドがなかなか回復が期待できない中で、マイクロツーリズムという言い方をするのですけれども、近郊、近在のここできうと道央圏であったり、胆振管内、近隣市町村も含めて足を運んでいただけるような仕組み、それを観光事業者さんの声を聞きながら、住民の皆様の声を聞きながら反映させていくというのが一番大事なことで、かように考えてございます。

以上です。

○松本委員 私も観光振興一般でお伺いしますが、まずその中の国立公園清掃活動事業補助金 50 万の計上、これ近年続けて計上されているのですけれども、改めてどういった活動に、どういった団体に、どういった個人なのでしょう、補助されているのかお伺いします。

もう一つは、4、特定非営利法人、観光協会ですけれども、1,588万5,000円の予算計上、41万円昨年より増えておりますけれども、予算説明にありましたように昭和山入り口左側、レストランおおでらさんの近所、左側に歓迎の意味の塔が建っているわけですけれども、その鉄の脚の部分というのでしょうか、桁の部分というのか、あれが数年前からさびついて危険だという指摘があって、このたび予算つけて撤去するわけでありましてけれども、言わば昭和山観光の象徴なんて言ったら怒られますけれども、古きよき時代に建てたものでしょうけれども、その跡に歓迎の塔が必要だとは思いませんけれども、とはいえ観光協会等で何かそれに代わるものなどの検討や意見などがあるのかどうかというようなことと、もう一つ、この質問は適当ではないかもしれませんが、最初どなたがそれを発見されたのかということ、興味本位で聞くわけではないのですけれども、確かにどなたかが発見、見つけて、それを助言なり指摘しなければ、もしかしたらむしばんでいってこの大雪で春先にばったんと倒れていたという可能性もないではないのかなということも感じまして、その辺が分かればお伺いしたかったのですけれども。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

1点目の国立公園清掃活動事業補助金の活動内容ということと中身でございますけれども、総事業費が340万弱の事業費でございます、環境省、国と、それから北海道と町と、それから主体である財団とが案分してそれぞれ負担金を出し合って実施するものでございまして、大きいところでは湖畔の園地の草刈りでございます。来訪された観光客の方に草ぼうぼうの湖畔を見せないように、壮瞥温泉の園地の草刈りをしていただいていることと、それから昭和山、洞爺湖温泉周辺のごみ清掃活動、特に昭和山の登山道といいますか、道道は道路管理者さんも清掃されているのですけれども、なかなかひどいごみの散乱ぶりでございます、これを財団さんが拾っていただいていると、そういった国立公園の清掃活動全般について補助するものでござい

ます。

それから、2点目のそうべつ観光協会事業補助の中の危険な看板の撤去でございますけれども、これはNPOで単一観光協会になる以前、相当古い時代のものでございまして、協会自身もなかなか把握し切れていないというところでございまして、鉄塔が腐れていることのほかに、歓迎の歓の字とか看板が落ちてその辺に散乱しているという危険な状況であるということでございまして、これ私が承知したのは観光協会のほうから写真を見せられて、事務局長さんのほうでこれは何とかしなければいけないと、通行者や、また町の観光のイメージダウンであるということでも何とかしたいというご相談を受けたのが発端と承知してございます。跡地の活用については、今のところ管理が絡む部分と何年かしたらまた維持管理をしていかなければいけないという部分と財源の問題があります。昭和新山の入り口という点で何かそういった代わりになるようなものがないかと、できないかという点については、ご指摘を踏まえまして観光協会や関係者とも今後協議してまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

○松本委員 まず、歓迎看板の鉄塔について了解いたしましたけれども、関連しないでもないのですが、実は国立公園清掃活動補助事業、国、道、財団も、洞爺湖町もですか、がしているということは分からなかったですけれども、相当なボリュームかもしれませぬけれども、いずれにしても昭和新山、洞爺湖畔、町内のですね、あのかいわいの草刈りもそうですし、ごみ拾いも昭和新山に本部のある財団のほうで行われているのは承知しております、一生懸命やっていますけれども、その網をかいくぐって不法投棄、ちっちゃいごみですけれども、絶えないのです。あの辺に住んでいる、私も自治会員でございまして、年に1度は全体でごみ拾いしたり、時には有志という言い方したらちょっと格好よ過ぎますけれども、仲間内で昭和新山道路の草刈りも年に1度ですけれども、やっております。背景にいろいろあるのですけれども、実は鉄塔の最初の腐れというか、危険なのに気づいたのも財団の方々のごみ拾いのときなのだと思います。正確かどうか分かりませんが、そのぐらいあの辺回っているのです。50万の町の負担でありますけれども、そうやってあまりふだんに目につきませぬけれども、地道にやっている彼らも雇用されて動いているわけですけれども、あまり人件費アップという話聞かない団体だなと思ってございまして、別にそれがどうしたわけでもないのですけれども、そういった下支えがあるということもぜひ理解すべきだと思っております、ただその上でまだまだ不法投棄なんかが多くて困ったものだなというふうに思うのでありますけれども、もう一つ、草が生えれば生えるほど捨てるのも増えている状況にあって、昭和新山の縦線、道道洞爺湖登別線と言わないですね、名称はちょっと置いておいて、あそこまずほとんど草刈りをしなくなった、数年前から、そこで地元自治会が、偉そうに言いますけれども、草刈りを皆さんでやっています。そういったことをすると不法投棄の数も減ると思っております。

のですけれども、なかなかいちごっこみたいところあるのですが、どうも道という名前がついたときの道道の対応がいまだに、除雪はすごく改善された気もしますが、目立つなど。

例えば、また話飛んでしまいますけれども、町内の町道路肩は草刈りもそこそこやっていると思いますけれども、中島1号線なんかはずっと行ったら突然道道の滝之町伊達線と交差しますけれども、あの周りは立派に草がぼうぼうと生えていて、あれ町内ですけれども、町も町内業者も手を出すわけでもないから放置されまま、昭和新山も下りていくと本当に長和に向かって草ぼうぼうの歩道があるという、これが実態です。だから、片方で道も含めてそういった支援、清掃支援をしながら、肝腎な道路清掃とか草刈りとかがおろそかになっているのが実態だということについて、ぜひそういった観光だけではなくて広域的な集まりも発言の機会も町長含めてあると思いますので、あまり角が立たない程度にどうか進言いただいて観光地をきれいにするようにご助言、支援いただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

財団さんの見回りの中でそういった危険箇所であったり、ふだんからの清掃活動を下支えされているということで伺いまして、この場を借りてではありますけれども、感謝したいなという思いでございます。それで、それも含めましてやはり草刈り、刈れば刈るほどごみが目立つということもあって、草を刈ってしまうと、そこに捨てる人の心理として遠くへ見えないように、罪の意識から逃れるために遠くに投げるといような話も聞いたことがございますけれども、どうしてもご指摘のとおりいちごっこになっているというのが現状かなというふうに思っています。シーニックバイウェイという活動がございまして、「1008 453（とうや よごさん）キャンペーン」と銘打ちまして国道453から洞爺湖一周全域を環境省や道路管理団体、開発局さん、その他NPO、民間人含めまして百数十名で年に1回ごみ拾いをする、それ以外はパークボランティアサービスとか民間のボランティアに支えられているというのが現状ではないかと思えます。開発局さんとか建設管理部さんとかもそこに参加していただく場面が多くて、やはり皆さんひどいなと思いながら、みんなで汗をかいてごみ袋に火ばさみで灰皿とかカップ麺の空き殻とかをみんなで拾っているという意識の共有はずっと続けてきてございます。ごみ拾いをより一層強化してほしい、回数を増やしてほしいといっても、なかなか向こうもおいそれとすぐのところまではいかないかもしれませんが、地域の要望としてそういった場面でも繰り返し要望して現状を知っていただくということが重要なこと、このように考えてございます。

以上でございます。

○真鍋委員長 これより休憩といたします。再開は14時10分といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

128 ページ、129 ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 130 ページ、131 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 132 ページ、133 ページ。

○松本委員 土木一般事務費でありますけれども、町道測量等委託料 945 万円で計上されてございまして、説明では町道上立香第 2 線区域の測量調査ということで、さらに何のための調査かということ道道昇格に引き継いでいくためのものであるという説明でありましたけれども、確認でございますけれども、道道昇格は間違いなく進むという理解でよろしいのでしょうか。プラス、そうなったときの橋の補強等の道道に見合った規格、架け替えなのか補強なのか、そういった作業も後ほど道のほうで行うような手はずで進んでいくというふうな理解でよろしいのか確認をしたいと思っております。

それから、北海道土木積算システム連絡協議会負担金、長い名前ですけれども、51 万 6,000 円、昨年と名目が違っていたと思うのですが……昨年は何もなかったのか、すみません、新たにできたことになっているのか、説明の中で従前は民間の積算システムを使用していて、その機器の計上でしたか、機器の借り上げとして予算計上、48 万数千円の計上しておりましたが、新年度から市町村土木積算システムを使用することになったと。名前だけ聞けば、公のものらしいですから、その割には 51 万 6,000 円と 2 万 7,000 円も上がっているというのが、民間のほうの方が安いなら民間使ったらいかがかと思って説明聞いていたのですけれども、この辺はいかがなのでしょう。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

まず初めに、1 点目ですけれども、町道上立香第 2 線の道路用地の測量業務についてですけれども、町道の上立香第 2 線につきましては、まず 1 点目の 1 点目で道道昇格は間違いなく進んでいくのかということでございますけれども、町としましては道道昇格に向けて要望して、道路についても道道の規格に合うようにということでも要望してございますけれども、まず道道の昇格について北海道のほうで検討結果というのが出されまして、それが令和 2 年 3 月 6 日付なのですが、その検討結果については決定しましたというお知らせは来ております。ということで、それに伴いまして今道道昇格に向けた事務手続的なものの協議を進めている最中でございます。次に、今の橋ですとか道路の線形では、なかなか道道との間にある道路の規格としてはちょっと狭かったりとか線形が悪かったりということで、その辺の検討についても今北海道のほうでやっていただいております。来年度には道路、橋梁も含めて概略的な設計をする予定というところは聞いております。あとは、昇格に向けた事務手続について

も先日も行いましたけれども、こういうスケジュールで進むという具体的なものはまだ、いつ頃道路ができて供用開始するということまでは全然至ってはおりませんけれども、今後の事務処理の手続等について協議を進めている最中というところでございます。

続きまして、土木積算システムの関係でございますけれども、これについては今年度までにつきましては委員ご指摘のとおり民間の公共土木積算システムというのを契約しておりましたけれども、令和3年度いっぱい契約期間が満了になるということで、以前より検討はしていたのですけれども、北海道土木積算システム連絡協議会が運営する北海道市町村土木システムを使うように変更したいということで考えております。北海道市町村土木積算システム連絡協議会というのは、北海道と同じ機能、同じ単価、歩掛かりを有する積算システムをアプリケーションサービスプロバイダーの形式で市町村による共同利用を目的として提供、運営管理をするものということになっております。その協議会につきましては、各市町村の窓口として積算システムに関する開発や運用管理、それらに伴う関連機関との協議や調整で、委託先というのはシステムの開発者になりますけれども、委託先への指示等を行い、会員、会員というのは市町村、市町村へサービスや情報提供を行う機関ということになっております。

ということで、当初は民間のほうが安いので、何でこっちを使うのだというところではございますけれども、もともとの積算システムは前から、10年ほど前よりこの積算システムについては町のほうで利用しているのですけれども、そのときから北海道の積算システムを導入したいなということで考えていたのですが、10年前ですと年間に100万から150万ぐらいかかるということでして、それだとちょっと経費も高いということで民間のシステムを使い出したというのが始まりでございます。民間の土木積算システムにつきましては今現在3台のパソコンに導入はしておりますけれども、その辺メリット、デメリットそれぞれあるのですけれども、まず金額的には民間のほうが、月々幾らということで計画していますけれども、月額民間では4万700円、税込み、土木積算システム、道のだと4万3,010円ということで、年間にすれば2万何がし多くはなるのですけれども、月払いとしてはそんなに変わらない、同等かなというふうには判断しております。それと、民間のシステムにつきましては、単価の更新とかというのがあれば毎月更新されるのですけれども、そのときにはCD-ROMで送られてきて、それをパソコンに取り込むという形になっていますので、場合によってはCDが届くのが遅かったりですとか、なかなかすぐ直感的に積算時期と単価が合わなくて待たなければいけないようなときもあるのですけれども、道の積算システムにすることによって変わればその都度システム自体で変わっていきますので、そういうロスがないというようなメリットもございます。ということもありますし、10年前はなかなか普及はしなかったのですけれども、今現在かなり普及されておまして、北海道では146の市町村、割合にしたら大体82%ぐらいの市町村が使っている

て、特に問題もないということで信頼性もあるということで、民間のシステムの契約満了に伴い、こちらのシステムに移行したいというもので、使用料から今回については負担金という形でお支払いするというようになったものでございます。

説明は以上でございます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 134、135 ページ。ありませんか。

○松本委員 道路橋梁維持経費の町道改修工事、大幅に増額で 750 万 1,000 円ということで、予算資料にも説明が載ってございましたけれども、町道高等学校線及び高等学校第 2 線、総合グラウンドを走る縦と横の線のことなのでしょうか、それぞれ説明があったのですけれども、U 型トラフとか大型のトラフを老朽化に伴って設置替えを行うような話がございましたけれども、日頃、説明があったときには大雨のときに土砂が流れた、雨水が道路を覆ってしまったみたいな説明があったかどうかあれなのですけれども、ちょっと忘れましたが、大規模な改修が必要となる前の言わば予備検査というのでしょうか、点検等の作業について、関連になるかもしれませんが、そもそもそんな大きな規模ではないといえばそうですけれども、合わせて 450 万ぐらいの規模の総合グラウンドの周りの排水溝等の補修工事ですけれども、学生含めて、ないしは町民含めて結構人通りのあるところだと思いますので、もう少し軽微な改修で済む時期にそういったことを指摘して改修できなかったのかなと思いつつながらこの予算書見ておりましたので、その辺のご見解をいただければということが 1 つであります。

それから、道路新設改良費に関してですけれども、まず町道道路改良舗装工事 1 億 1,572 万円の計上で中島第 1 線、一応予定では 436 メーターということですが、例年のごとく国の補助具合で変わってくるのだらうと想定はしておりますけれども、この 436 メーターというのは今まで進んでいたところから道道滝之町伊達線までのあの交点まで最終目的だということの理解でいいのかどうか。

それから、町道調査設計等委託料が 231 万円で計上されておりますけれども、この説明が素人ではちょっと分かりづらかったのですけれども、資料を置いてきてしまつてすみませんけれども、境界の標示を設置するとか、その辺の内容がちょっと分からなかったものですから、内容についてお伺いします。

○建設課長 では、ご答弁申し上げます。

まず、道路橋梁維持費の工事請負費についてですけれども、これにつきましてはそれぞれの金額的には大きくはないけれども、日頃の点検においてももう少し軽微なうちにやっておくことはできなかったのかということではございましたけれども、まず町道高等学校第 2 線排水補修工事ですけれども、高等学校第 2 線のほうにつきましては総合グラウンドから高校の体育館の横を通って建部の自治会館に下りる路線が第 2

線になっておりまして、その体育館側の側溝がかなり 90 センチぐらいの断面の大きい排水路になってはいるのですけれども、現在としては機能していないといえますか、そんなに断面は要らないのですけれども、そういう排水施設が入っているということで、それが舗装と側溝の蓋との段差がだんだん大きくなってきていて何年か前にも部分的に補修はしたのですけれども、その段差が大きくなって蓋付近が割れてきているという状況で、壮警高校の生徒さんたちも農場に行くときに通る場所でもございますので、ちょっとこのままにしておくことはできないなということで今回工事請負という形で計上させていただいているのですけれども、実際はそんな大きな断面は要らないので、全部撤去してもう一度必要なだけのトラフを入れればいいのですけれども、また撤去するのもお金が結構かかるといって、トラフの大きい断面の中に排水管路を入れてそのまま埋めてしまうというような形で排水機能だけは維持しつつも、道路としては安全な形状にするというような形で経費を抑えて補修工事を行うというものが高等学校第2線でございます。

その次に、高等学校線ですけれども、そちらについては旧滝之町の保育所と高校の間の道路で、そこから総合グラウンドのほうに向かって上がっていく町道でございますけれども、その道路排水が場所的には総合グラウンドと接しているところの排水になりますけれども、その排水がいろいろ詰まっていたり、破損してずれていたりということで道路からの水を適切に受けることができない状態になっておりまして、まとまった雨が降ったときには総合グラウンド側のほうの水も処理し切れなくなったりとか、総合グラウンドのフェンスの基礎だとかに悪影響を与えているような状況でもあったので、ちゃんと道路の排水を処理できるように、こっちは 300 の幅のトラフなのですけれども、それを敷設替えしたいというものでございます。

維持管理につきましては、日頃から適宜見ておりまして、悪いところについては修繕していつているという形を取っておりますけれども、あまりにもひどいようなところであれば、今も建設課として担当としてこの町道こういうところ悪いというところについてはリストアップしておりますので、今後うまく予算を取れるようであれば計画的にやっていきますし、予防保全的にちょっと直せばいいようなものにつきましても拡大する前に適宜やっていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

それと、2点目、新設改良費のほうの滝之町中島1号線でございますけれども、委員ご指摘のとおり今回予算計上しているものにつきましては基本的には全て滝之町中島1号線の事業が終わるだけの経費を見込んで計上しているものでございますので、町道星野線と滝之町中島1号線、長日園の前の通りの町道と今改良している滝之町中島1号線の交差点よりもうちょっと情報館側まで改良終わっているのですけれども、それから道道滝之町伊達線、情報館側のほうに 436 メートルを整備するという内容になったものでございます。

その中で委託業務でございますけれども、町道調査委託料として用地境界標設置委託業務ということで、今回滝之町中島1号線の事業に当たりましては用地を取得しなければいけなくて新たな事業地を求めたのですけれども、それに伴って、基本的には敷地の境界に石あります、頭が赤くてバツェンついたもの。それと、その見出し、ここに境界ありますよという見出しなのですけれども、それについては工事の進捗に合わせてできたらやっていこうかなというものだったのですけれども、なかなか計画どおりに進まないといえますか、国費に合わせた事業量ということでぽつぽつ、ぽつぽつやっていったものですから、ある程度完成した段階で用地境界ぐいを入れていきたいということで、昨年も計上はしていたのですけれども、今回また改めて計上させていただきますというものでございます。

以上です。

○松本委員 了解しました。確認でございますけれども、再度、答弁いただきましたが、町道の改良については今回高校線、高校第2線、場所も理解いたしましたけれども、唐突ではなくて以前からそういった情報収集はしていて、現在も優先順位は別としても順次改良の必要があるところについては情報として持っている、資料として持っていて、あとは予算等含めて計上する機会を順次待っていると、こういう理解でいいのですか。そして、担当課の中では、予算規模にもよりますけれども、ヒエラルキーとは言わないのか、こういう順番ぐらいは内部検討して、ちなみに何件ぐらい抱えていらっしゃるのか、何年ぐらいの予定でいられるのかということも、その辺ぐらいまでの情報はあるのですか。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

道路の損傷具合ですとか、どの辺が悪いのだというものは、建設課として把握はしつつ取りまとめているというお話をさせていただきましたけれども、それについてもほとんどが小さい、この辺がちょっと悪いですとか、そういうものでちょっとした修繕で直せるようなものも含めて取りまとめているというところでございます。それにつきましては、何年にとり事業的に計画してやるという状態では今のところではなくて、少額なものであれば全体の維持費の中で直していくというような形を取っているのが現状でございますけれども、ある程度まとまって計画的に直さなければいけないなというものが出てくれば、財源等も含めながら検討して計画的に進めていきたいなというのが今の現状でございます。ですので、まだ具体的にこれを何年にやるというところまでの整理までは至っていないのが現状でございます。

以上です。

○毛利委員 今の質問、答弁に関連してお聞きしたいのですが、以前にも申し上げたことあるのですが、中学校の入り口というか、校長宅とグラウンド、その間というよりもグラウンド側、あそこ倉庫、道具庫かな、が置いてあるのですが、あそこ以前にも言いましたけれども、雪解けの水が流れるときに特にあふれ出て、一応小さい土の

うはして補強はしてあるのですが、それを通り越してどンドン水が流れて、あその斜面の軽石みたいのとか砂利が流れてくるのです。以前は、校長宅の法面が流れたのですが、あそこはきれいになっています。流れているのは、今のところ今回は修繕する考えはないと答弁あったのですが、あそこ児童生徒、そのほかに町民も通るのです、あの歩道側は。特に田淵自興さんの歩道側よりもあっちのほうが多く利用されているのです。そのときに限って石が本当にいっぱい、小さいのから中ぐらいの、あまり大きいのはないのですけれども、出てきている状態なので、先ほどの箇所を捉えているところの中に入っているのかどうか分かりませんが、早めに対処していただきたいのですが、どうでしょうか。

○真鍋委員長 暫時休憩とします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時37分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

今委員おっしゃったのは、グラウンドからの排水ということで道道の歩道に流れているということでございまして、以前からもそういうことがあったときには土のうを積んだりという対処、処置を、処理をしてきたと思うのですけれども、今後もひどい状態が見受けられれば、その都度協議して対応していきたいなというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 136 ページ、137 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 138 ページ、139 ページ。

○松本委員 3、壮警町幸内地区地滑り観測委託経費でありますけれども、58万3,000円、この地滑り観測委託について平成30年からでしたか、町が所有する機器を使用して観測を行っていただくという委託をしているのですけれども、それで多少委託料になって経費が下がったのか、四十五、六万のたしかスタートだったと思うのですけれども、こつこつと増額になっているのですけれども、去年は50万ちょうどぐらいだったのですけれども、50万6,000円、このたび58万3,000円、令和2年度は49万円ですから、微妙ですけれども、このたびの7万7,000円とすれば10%を超えるアップになるのですけれども、作業量が増えたのか、またよく聞く人件費の高騰によるものなのか、その辺の内訳はお分かりでしょうか。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

こちらの幸内地区地滑り観測委託経費につきましては、町の水道施設あるところで

ございまして、低区配水池の敷地内に町の施設であります伸縮計というもので観測記録をしていると、地形の動きを観測しているというものでございます。これについては、委員のご指摘のとおり継続してやっている事業でございますけれども、基本的には予算の積み上げの中身につきましてはやることについては同じものを委託したいという考えでございます。ですので、基本的には人件費の高騰によるものというところでございます、この予算作成時にはまだ北海道の人件費というか、新たな4年度の人件費というのは示されておられませんので、ある程度含みは持たしておりますけれども、人件費が大幅に上がってしまうこともなきにしもあらずということで、間違いなくこの事業を行えるようにちょっと含みを持たせて予算計上しております。上がった原因というのは、人件費というところでございます。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 140 ページ、141 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 142 ページ、143 ページ。

○加藤委員 私は、公営住宅等の整備事業の中の蟠溪団地除却工事につきまして聞きたいと思っておりますけれども、この場所というのは大体把握するのですけれども、間違ったら困るので、もう一回確認したいということで、蟠溪に入る蟠溪橋より手前の左側の住宅というふうに理解して話するのですけれども、もしそこであれば、あそこに2階建てと平家が2棟あります。それを全て除却するのか、そしてその除却した後の活用という部分は何か考えていることがあればお伺いしておきたいと思っております。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

こちらのまず位置ですけれども、委員のおっしゃられるとおりの場所でございます、国道453号上久保内の方面に向かったときに国道の蟠溪橋に向かう手前にある住宅で山側の左側にあるものでございます。その団地には、公営住宅と町有住宅ございまして、今回解体の対象になっているのは2階建ての公営住宅、1棟4戸の公営住宅の解体ということになっております。

跡地の活用とかというのは何かあるのかということでございますけれども、その敷地につきましては今民間の土地を借地しているという状態でございます。今回の予算計上に当たりまして、貸主さんと協議もしております、公営住宅解体後は整地して返却するというので今のところ協議は調っているというところですので、改めて何かの施設の土地に利用するというのではなくて、持ち主の方にお返しするという計画になっております。

以上です。

○加藤委員 了解しました。今説明の中にありました除却に向けての場所は理解しま

したし、また除却するところは2階建ての公営住宅ということも理解させていただきました。

そこで、町営住宅が残ります、平家の。今後この除却というのは、多分まだ入居されているのかな、その辺も伺いたいのと、今後の予定という部分、民間の敷地ということも聞いていましたので、そういった部分を含めての今後の考え方お伺いしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

今回解体対象の公営住宅の隣に平家の町有住宅、1棟3戸の町有住宅がございます。現在は、1世帯がまだ入居している状況でございます、その方とはただいままだ協議をしている最中でございますけれども、町の意向としましては将来的には解体したいということで入居されている方とは今協議中で、まだ調べてはいない状態でございますけれども、そこも入居されている方とお話がつきましたら、公営住宅と同じように底地というか、敷地はお借りしているものなので、解体後には返還するという考え方で今のところ計画しております。時期的なものは、まだ決まっております。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 144、145 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 146、147 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 148、149 ページ。ありませんか。

○松本委員 事務局事業費でお伺いしますが、中で校務支援システム使用料 42 万 3,000 円が計上されております。説明がありまして、壮警高校で使用している校務支援システムを新学習指導要領等に対応するためにシステム改修を行うということでもありますけれども、それで 23 万円の増額になっていたと思うのですが、そもそも校務支援システム、校務とは何で、何を支援していくのかということですが、事務全般と学校業務、壮警高校に関わる業務全般、そういうことなのでしょうか。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

校務支援システムにつきましては、壮警高校で導入してございます。当初は、北海道教育委員会が構築したシステムでずっと運用をしてまいりました。既に9年経過してシステムの腐食化ですとか、新学習指導要領の改訂などを踏まえてシステムを更新するというところでございまして、システムの更新に当たっては道教委で更新することが難しいということから、民間のパッケージ版を利用するということで月額の利用料金が增加となったということでございます。この校務支援システムでは、内容につきましては高校の生徒の情報を入れているシステムでございまして、具体的には成績管

理ですとか出欠管理、証明書の発行ですとか、健康記録を入力して管理しているシステムでございます。

以上でございます。

○松本委員 ほぼ理解はするのですが、最後のほうの壮警高校に限って壮警高校の生徒の情報を管理されて、健康状態、出席、成績もでしょうか、個人の情報管理なのかもしれないけれども、それをいわゆるアナログではなくてデジタルでというか、パソコン、外部からのシステムを利用してまでするような中身なのですかという、手書きの1冊の台帳で済むような話かなと思って私みたいなアナログ人間は聞いてしまうのですけれども、そうでなくてこの情報を基に縦と横で結び合わせて例えば生徒の全体が抱えている問題を把握するだとか、ないしは成績全般の動きだとか、この辺が弱点だとか、それを教育に生かすとか、そういった新しい情報もそこで発見することができるのか、そういう次のステップにつながるようなものなのではないでしょうか。分からないので、お伺いします。

○教育長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

まず、成績管理でいくと、期末考査があります。テストです。テストの成績を入力しますと、通知表等にそれが自動的に全て行くようになります。さらには、成績会議を行うときの資料、一覧表に全部なりまして、それを持って成績会議を実施します。そして、さらにはそれが指導要録のほうにも転記されるようになっていきます。成績、テストの点数だけではなくて、評価をそこに入れることによって先ほど言った指導要録のほうにも自動的に入力されるようになっていきます。これを次に何に使うかという、生徒の進路のとき、就職するにしても進学するにしても調査書というのが必要になってきます。全てそちらのほうに自動的に入力されて調査書が出てきます。当然平常の活動とか、委員会でどんなことしていたかとか、そういったことも全て指導要録のほうに入力するのですけれども、そういった調査書のほうにも活用できると、そういった状況でございます。したがって、一つの入学してから卒業するまで生徒のそういった記録がしっかりと整って行って、それに基づいて成績を管理したりとか、生徒指導に活用したりとか、そういったことで活用している状況でございます。

○毛利委員 私のほうは、小中高、3つ通してなのですが、この項目の中にあります消耗品費とか、それから食糧費とか、全てではないのですが、それらの対応のために1校に対し、小学校、中学校、高校それぞれに対し、100万なら100万という金額をあげて、その中で行ってもらうという方法を取られているところもあるのです。ということは、それをすることによって、領収書をちゃんと取っておきますけれども、それぞれの学校においてそれぞれの配慮というのか、仕方によって自由に決済行えると。それをすることによって、今教職員の方の業務を減らそうという文科省の働きもありますし、それからそれをすることによって一々領収書を貼ってこっちに提出したりするためのペーパーレスにもつながると思いますので、そういうシステムというのを導

入していけないのかなと思っているのですが、いかがなのでしょう。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

今小中高の消耗品ですとか、そういうのを定額にして、今学校の働き方改革とか呼んでいるのですけれども、そういった意味で業務の縮小とかに使えるようなシステムを導入したらどうかというご質問だったと思いますが、今現状では小中高にそれぞれ需用費の消耗品を割り当てて、人数割ですとか、学校割ですとか、そういったちょっと細かな計算で割り当てて予算を管理してもらっています。予算の執行につきましては、各学校にある程度要望などを聞きまして、見込んで予算を配分しておりまして、その中で主に事務職員の方がそういった支出の管理等をしております。その配分された予算の中で支出をしておりまして、実際支出行為を行うのはこちら事務局側で行っております。ただ、そのシステムというのは、私まだちょっと勉強不足で、そういった一括した管理するようなシステムがあるのかどうか分からない状態なのですが、現状では事務職員の方がそういった管理をされているという状況でございます。将来的に働き方改革ですとか、そういうことが出てきて、そのシステムが有効だよというようなことがあれば、また検討の余地はあるのかなというふうには考えています。

以上でございます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 150、151 ページ。

○佐藤委員 5番の給食関係でお伺いしたいのですけれども、伊達のセンターというか、新しくできたところをお願いしている、これはそのとおりでいいのですけれども、学校給食として各学校の日頃のメニューの中に地域の食材といいますか、そういうものの、例えばよくニュースなど出てくるときは、よそのところで見ると、ホタテが産地のところは子供たちが一生懸命ホタテを食べている、うれしそうに食べているニュースを見るのです。それで、メニューといいますか、その中に壮瞥の産物が活用された例はあるか、もしもそれがあればどのような形で利用して、このセンターで配食受けている各学校の子供たちが、あっ、壮瞥のものだとか、またはこれは伊達の海から取れたものだ、そういうやはり郷土に根差した食が私は必要でないかと思うのですけれども、現実はどうかということ、それについてご承知であれば伺いたいと思います。

○真鍋委員長 これより休憩といたします。再開は15時10分といたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時10分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

給食に関して地元、地場産品、地域の食材を使っているのかとご質問でございます。

が、だて歴史の杜食育センターでは運営計画といいますか、その中で衛生管理の徹底ですとか、食に関する教育の充実、それから特色ある給食づくりということで取り組んでおりまして、特色ある給食づくりの中でこの地域の地場産物である野菜ですとか果物、水産物を有効活用して地産地消を推進して特色ある給食づくりをしているというところがございます。その中で食育センターでは、毎月1回地産地消の日ということで設けておりまして、それぞれ先ほど言いました農産物ですとか果物、水産物などを使った給食を提供している。その中で壮瞥産の何かあるのかということでございますが、近くでは11月に壮瞥産リンゴを使った給食の提供がされているということで、あと記憶にあるのは壮瞥産の卵を使った給食の提供ということで、そういった食材を壮瞥の食材からも提供しているということでございまして、引き続き食育センターではこういった食育も含めながら地産地消の取組を続けていきたいということでございます。

以上でございます。

○松本委員 私は、新たに設けられましたG I G Aスクール推進事業 261 万円でお伺いします。

G I G Aスクールという言葉自体もそもそもこの一、二年、二、三年なのでしょうが、耳にするようになりまして、本町の学校教育にも活用と。調べますと、そもそもG I G Aスクール、どういう意味なのか分かりませんでして、耳に入った1ギガとか、そういったコンピューター用語なのか、ないしはメガとかギガとか大きなという意味なのか分かりませんでしたけれども、グローバル・アンド・イノベーション・ゲートウエー・フォー・オールだそうで、なるほど、よく分からないのですけれども、この出だしが2019年といったらつい先日もかもしれませんけれども、学校教育の現場でICTを使ったものがOECD加盟国で一番最低だというようなことを今さらながら文科省がを見つけといいますか、そういったことを言い出して一気に二、三年のうちに、1人1台端末を提供して高速大容量のネットワークを使えるようにして一体的に整備をすと言った途端に全国で96%、昨年の資料で、もう整備されているということだそうであります。先ほど言ったような高速大容量のネットワークを活用して教育、OECDの最低を超えるということはよく分かりますけれども、そのハードの面ですけれども、これ去年も多分同僚委員が質問していることだと思えますけれども、では教育現場のどこがどのように変わっていくのだというところを何遍聞いても分からないものは分からないのでありますけれども、少しは分かりやすく説明いただければ、もう一度、お手数ですけれども。

それから、通信運搬料、手数料、中身については省略しますが、それぞれかかるものはかかっていくというふうなことでありますけれども、これはいわゆるランニングコストとして今後も計上されていくものなのだろうなというふうに思いますけれども、それでよろしかったでしょうか。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

G I G Aスクールについてのご質問でございます。委員ご指摘のとおり、G I G Aスクールということで高速の大容量のネットワークを使ったシステムを構築して1人1台端末ということで令和2年度に児童生徒全てに、それから教職員全てにタブレット端末を1台ずつ整備してございます。現場でどのようにこれから変わっていくのかということですが、各小中学校では昨年の合同常任委員会で中学校の視察もしてもらったと思いますが、常にタブレット端末が自分の机の上にあり、それを活用した授業を行っているということでございます。中身、どういう活用しているかということですが、通常の授業で活用して例えば大画面のモニターにデジタル教科書ですけれども、先生が映し出した画面を使って、それと共用してやるですとか、それから小学校なんかで通常の学習とともに、特色ある活用としてはほかの小学校と防災学習におけるオンライン交流学习ですとか、そういうことに使ったりしております。今コロナ禍ということで、感染予防として全校朝会や集会などのオンライン化ということで使っております。それから、高校なんかでは、農業実習に使って栽培管理ですとか生育調査、それから記録写真の撮影などもこのタブレット端末を使ってやっていると。先日高校で学年閉鎖とかあったときにもタブレット端末を持ち帰ってオンライン学習といたしますか、健康観察も含めたそういった使い方をしております。将来的には、デジタル教科書が普及していきますと、今は教師用で先ほど言いましたデジタル教科書の内容を大型の画面のモニターに映して活用しているのですけれども、今教科書実証事業で文科省からの事業を活用してやっているのですけれども、実際にタブレット端末を活用してインターネットからクラウド上で配信されるデジタル教科書で、要はこういった紙の教科書が不要になるということで、今実証実験を行って文科省ではデジタル教科書の普及を推進しているというところでございます。主要教科ですとかを含めた教科で完全にデジタル化すれば紙の教科書がなくなっていく、そういう使い方もあるということになって、そのようなことが将来像かなというふうに思っております。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○生涯学習課長 失礼しました。通信運搬費でございますが、ランニングコストということで将来的にこれからずっと続くのかということですが、そのとおりでございます。回線使用料がずっとこれからかかっていくということでございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 152、153 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 154、155 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 156、157 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 158、159 ページ。

○松本委員 小学校運営も実はあったのですけれども、併せてお伺いしようと思ひまして、この中学校運営事業の中の手数料になります。学校周辺の支障木の撤去等、伐採等でしたか、を含んでいるということでございまして、中学校でも昨年よりも20万ちょっと、小学校も28万ぐらいの増額で、同様に支障木等の伐採を含んでいるということなのですけれども、同時に小中学校でこのようなことを行うということで、確かに雨風の強い日が続いたかもしれませんけれどもということあるのですが、そういう調査なり、事前の危険事項になる前の調査等を行った上での判断なのか、たまたまこのように計上されたのか、その辺の経緯をお伺いしたかったのですが。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

小学校と中学校で学校周辺の支障木等の伐採処理ということで、手数料で20万円ずつ見てございます。これにつきましては、委員おっしゃるとおり調査という大げさなものではないのですけれども、最近学校の周辺の樹木に関して老木が大変多くなってきているという状況でございます。実際的にも台風の後ですとか、大きな風が吹いた後ですとか、結構枝葉が落ちている状況が見られます。そういったことを学校から報告受けたりして、その都度集めて撤去している部分でございますが、今後そういった老木が増える中で枝葉あるいは太い幹といいますか、枝などが落ちて事故につながったら大変だと、そういうことを懸念して20万円ほどずつ予算を見させてもらって、そういったときにはすぐ対処できるようにしておこうということでございます。

以上でございます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 160、161 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 162、163 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 164、165 ページ。

○松本委員 高等学校教育振興事業でお伺いしますが、資格取得の助成補助金であります。61万8,000円、前年比41万2,000円の増でございます。説明もございましたけれども、食品衛生者養成講習を受験すると、2年生、3年生が対象だそうございまして、令和3年度が38名でございましたけれども、新年度は50名の規模で予算化されているということなのですけれども、そもそもこの食品衛生者の資格というのとはど

ういったことに活用されるものなのか、また学校でそれを推奨している意味合いということについても伺いたしたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

食品衛生責任者の受講ということで来年度予算を計上しております。食品衛生責任者といいますのは、食品を取り扱う上で衛生的に食品、食物を処理していくというところで、衛生管理者とか、そういう資格まではいかないのですけれども、その辺の知識を習得して食品を調理したりするということでございまして、学校といたしましてもずっと例年2、3年生にこの資格を受験させて、講習で受かりますので、全て合格ということでございますので、将来就職したときにこういった資格を生かしてもらうようなことで生徒に励みになるようなことで与えているという部分もあるかと思えます。

以上でございます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 166、167 ページ。ありませんか。

○佐藤委員 地域農業科実習運営事業ですけれども、壮警高校がいろいろな食品加工だとか取り組んで、そしてそれが販売されているのですけれども、学校のほうから例えば4年度にこんな食品加工に取り組みたいというような要望があって、もしも器具をこういうの欲しいなんていう要望はあったのかどうか、その点について伺いたしたいと思います。といいますのは、私たち幾つかの町立のこのような農業高校を視察したことあるのですけれども、その学校行きますと本当に食品加工の器具が充実しているなということ、もう七、八年前のことですけれども、そういうのを実感として受けたのですけれども、今壮警高校のところを見るとあまりにも生徒が取り組む器具としてはちょっと気の毒だなというような感じも受けますので、そういう要望があったかどうかだけ今回は伺いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○生涯学習課長 壮警高校の食品加工室だと思いますが、器具の充実ということで、そういった要望があったのかということでございますが、今年度は特になかったということでございます。その中でもあるもので工夫をしながら加工品なりを作って昨年めぐみですとか、あるいは収穫祭というところで加工物ですとか、そういったことを販売しているということでございます。今後も何か取り組みたいというところで要望があった場合、生徒がめぐみや朝市ですとか、あるいは収穫祭で頑張っている姿を見て要望があればできる限りのことは応えていければなというふうには考えております。

以上でございます。

○教育長 私のほうからも少し補足をさせていただきたいと思えます。

今生徒も頑張って食品加工のほう、様々なものに取り組んでくれていると思えます。

長年かけて備品のほうも町にお願いして、例えばオープンですとか、それからトマトジュース、リンゴジュース等々作るものとか、そういったものを徐々に入れていただいておりますし、去年は冷蔵庫、食品を保管して、そして加工品に使っていく、そういったものも含めて少しずつ手だてをしていただいているかなというふうに思っております。また、ただ加工室の夏場非常に温度が上がるといことで非常に苦慮しております。また、そこについてはガラスに温度が高くならないように遮光のフィルムを貼っていただいたり、あるいは扇風機等々、そういったものも配備させていただきながら、今工夫して何とか頑張ってくれているという状況でございます。

以上です。

○松本委員 まず、関連でございまして、アンテナショップめぐみは新年度このままいけばいつ頃からオープンする予定でいるのか、ないしはその取組についてコロナ禍という言葉を使っていいのか、今 21 日でまん延防止等重点措置が解除されようとしているようでございますけれども、高校としてどのような来場者に対して対応しているのか、要はアンテナショップめぐみの運営についてどのような考えでいらっしゃるのかと。せっかく元年から始まったのでしたか、元年の利用、9回開いて84名が令和2年は8回で157名、途中はコロナで1度ぐらい中止になっていると思うのですけれども、3年度は多分一切なかったのかなと想像しますが、どのような考え方で対応しようとされているのかお伺いします。

もう一つは、手数料に関して91万5,000円の計上で、前年比33万8,000円の増ですが、去年のときも若干手数料上がってしまして、グローバルGAPに関わって中間検査といたしましたか、そういった自主検査を行う手数料で上がっているという説明がありました。今回残留農薬検査も含むという説明を耳にした記憶があるのでございますが、この辺につきましては昨年あった例のリンゴ防除に伴う実が結ばないような事件と言ったらいいか、そういった事故がありましたけれども、その後校内できちんとどのように改善したかということの経緯は聞きましたし、心配ないとは思いますが、作業面についてはいいのですけれども、そういったものとの関連があって残留農薬検査が入ってきたのか、その辺のところはどうなのでしょう。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

まず、めぐみの関係でございまして、オープンの時期というところ、それからコロナ禍に関しての対応の考え方ということでございます。オープンに関しましては、例年6月20日過ぎ、4週目ぐらいですか、令和3年度でいくと6月24日にオープンしております。令和4年度におきましてもコロナの状況を見ながら、そのような時期になるのかなというふうに考えております。来場者等への対応ということでございますが、これもこの一、二年対応してございます。感染症対策をしっかりと中でマスクですとかフェースシールド、あるいはゴム手袋、手指の消毒といったことで来場者、あるいは生徒のほうもそういった対応して来場者、お客様をお迎えするという

対応を考えてございます。

それから、手数料の部分に関しましては、委員おっしゃるところでございまして、念のための残留農薬の検査ということで金額的に上げてございます。予算を計上してございます。

以上でございます。

○教育長 私のほうからも補足させていただきます。

今のめぐみの件ですけれども、6月の……昨年の計画でいくと6月の10日が最初に計画してございまして、その次が24日でございました、計画に入っているのですけれども。令和4年度につきましては、3月いっぱい年間計画を決めますので、それくらいの状況ではっきりすると思えますけれども、令和3年度についても実施してまいりました。私も何回か行っているのですけれども、計画していてできなかったこともありましたが、正確な数字ではないかもしれませんが、年間通すと5回くらいは実施しているかというふうに思います。

〔発言する者あり〕

○真鍋委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時37分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

先ほど教育長が6月10日からとおっしゃいましたが、あくまでも計画段階のこととございまして、実績では令和3年度につきましては6月24日からオープンしまして、11月11日まで9回の実施をしております。来客数ですが、昨年よりは大幅に減少しまして、合計して84名でございます。売上げにつきましては17万350円ということで、実績の報告を受けております。

以上でございます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 168、169ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 170、171ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 172、173ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 174、175ページ。

○佐藤委員 毎年第1回の定例会の初日に教育行政執行方針が示されております。そ

して、それを見ますと、令和2年から令和3年、令和4年と文化芸術活動について述べられておりますけれども、町の無形文化財に指定されている仲洞爺獅子舞、久保内獅子舞などの伝統芸能活動を支援してまいりますという言葉が3年続けてあります。その前は、ちょっと別な表現でしたけれども、あるのですけれども、どのような形で仲洞爺獅子舞、久保内獅子舞などの伝統芸能活動を過去、4年度はこれからですけれども、2年度、3年度でどのような形で支援してきたかについて伺いたいと思います。

○生涯学習課長　ご答弁申し上げます。

伝統文化活動の支援というところがございますけれども、壮瞥町の無形文化財、仲洞爺獅子舞と久保内獅子舞への伝統活動の支援というところがございますが、実際のところ目立ったといいますか、支援というところではございませんが、このところなかなか開催もできていない文化祭ですとか、地域のイベントですとか、そういったところに出演していただいて伝統文化を継承していくという、町民にも知ってもらうというところで後方的な支援をしているというところがございますが、過去にはこの獅子舞のところで例えば太鼓の革が古くなって張り替えるよと、そういったときに補助金として支援してその活動に使ってもらうというところでも支援をしておりますし、今後もそういった中で団体から要望があれば無形文化財として引き継いでもらうような支援をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○真鍋委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長　176、177ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長　178、179ページ。ありませんか。

○佐藤委員　2のスポーツによる地域活性化推進事業、これは多額の補助金を受けて実施しておりますけれども、そして例えば先日も主催してありましたけれども、大勢の方が参加しております。それで、主催する事業の参加者というのは、講演会は別としてもアウトドアなどでいろんな活動してこういうのをやりますから参加しませんかという働きかけ、これは対象者は町民だけか、町外も含んでいるのか、これについてまず最初に伺いたいと思います。

○生涯学習課長　ご答弁申し上げます。

令和2年度から開催しておりますそうべつアウトドアネットワークでございますが、その事業の対象者ということでございますが、まず町民の方対象のものと町外の方対象のもの2つ考えておりまして、本当はそうだったのですけれども、コロナの状況等で事業の内容を町民限定にしたりという部分はございます。アウトドア体験会などは、町内限定にして今まで3回実施をしたところでございます。それから、今回はモニターツアーと、外向けのツアーを、事業を計画しまして雪合戦の体験ツアーとい

うことでモニターツアーを開催しております。これは、町外向けでございますが、この中身につきましてはニセコリゾート観光協会から打診を受けて、ニセコのほうでもそういった修学旅行の需要などが見込まれるという部分でぜひ開催してほしいということがあります、それから業者であります、雪合戦体験を商品化している業者もありますので、そういった業者と連携しながら開催をしております。こういったツアーを通して関係機関と連携を取って雪合戦の商品化ですとか、アウトドアネットワークの今後の展開につなげていきたいというふうに考えております。また、毎年行っています町民のスキー、スノーボードスクールですけれども、これにつきましても今回初めての試みでアウトドアネットワークと連携してビギナーズスキー、スノーボードスクールということで、これは町外向けで1月5日から7日に行っております。1月5、6日で、ちょっと分かりにくいのですけれども、通常町でやっている町民対象のスキー、スノーボードスクールを開催したということでございます。それから、アウトドアの先日行われました講演会も本当は町外からも呼びたかったのですけれども、こういった状況でございますので、町内限定のものにしてございます。本当はモニターツアーなんか商品化に向けていろいろと検証するのに、例えばブドウのツアーですとか、そういったことを外部から呼び込んで誘客して開催を計画しておりましたが、なかなかコロナの状況でできなかったということでございます。

事業につきましては、3月末まで予定をしております、アウトドア体験会をもう一回開催したいというふうに思っておりますし、あとサウナ体験会も開催したいと。これも本当は町外向けにやりたいことではありましたが、町外、町内問わずに参加募集をしたいというところではございましたが、状況を見ながら開催をしていきたいなというふうに思っております。本当は今年の事業の検証も含めた意味で、これから商品化につなげるような意味も持ちまして、あといろいろと町外からの参加者も多く募りたかった事業もでございますが、なかなかできなかったというのが現状でございます。

以上でございます。

○佐藤委員 この事業に反対だとか、そういうことでなくて、内容を少し知りたいなということで質問しておりますので、よろしくお願ひします。私も第1回目から、2年からオロフレスキー場で行われた、あのときは子供が中心でしたけれども、そういう活動も参加したり、またいろんな講演会も参加させていただいております。そこで、この事業はずっと補助金制度を継続していただける事業なのか、何年かたったらそれで終わりなのか、それが1点。

それと、もう一つ、広告料というのがあります。80万円予算化しているのですけれども、この広告料は新聞広告というようなことがたしかあったと思うのですけれども、何回ぐらい予定しているのか、そのようなことを2点目で聞きたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

まず、この事業につきまして補助事業でございますが、継続していくのかということでございますけれども、毎年確実にというわけではなく、毎年事業申請をして、それが採択されて補助金がもらえるという仕組みになっております。それから、目標といたしましては、令和5年度までを目標として、その後はアウトドアネットワークなのか、そういう名称になるか分かりませんが、法人化していくということを目指してこの事業を進めているところでございます。

それから、広告料につきましては80万ということでございますが、これは委員おっしゃるとおり新聞への広告料でございます、2回ほどを予定してございます。

以上でございます。

○佐藤委員 分かりました。それで、5年度をめどにしてということ分かったのですが、5年度以降法人化ですか、そういう言葉使われたと思うのですが、そういう団体ができたとき町は事業に対して補助金を出していく考えですよね。そういう中でやはり私が考えるのは、まずこの事業を町民の皆さんに理解してもらうような形で進めていただきたいという気です。といいますのは、私たちが若いと言ったら笑われるかもしれませんが、若いとき町民の皆さんもいろんなスポーツに積極的に参加していたけれども、今見ると私が若いときと比べると本当に少なくなってきたのではないかなという気です。ですから、健康づくりとスポーツということをもう少し町民の皆さんにPRしながら、この事業に大勢の皆さんが参加できるようにPRをしていただきたいという気がしたものですから、こんな質問したのですが、そのことについて伺って質問は終わりにしたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

この取組について町民の方々にもっともっと理解してもらうためにPRしてはどうかという部分でございます。また、健康づくりのためにスポーツ活動をもっともっと盛んにしていったらどうかということでございますが、PRの部分につきましては町の広報紙あるいは新聞等使いながら積極的にこれからも広報、周知をしていきたいというふうに考えております。また、それぞれの年代に合った取り組みやすいアウトドアスポーツ、あるいは健康づくりのためのスポーツ、それらをニーズに合わせながら、要望を捉えながら検討していった各年代が、町民の多くの皆さんが参加できるような取組だったり、あるいは講演会だったりというようなことも考えていければなというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 180、181 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 182、183 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 184、185 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 186、187 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 188、189 ページ。

○佐藤委員 給与費について伺いたいと思います。

189 ページにある給与費の総額7億幾らというのは、そこに書いてあるとおり特別職だとか一般職給ですけれども、それを差し引くと一般職の給与が出るのですけれども、この中には職員が82名と聞いているのですけれども、その中のうちの12名は学校教職員です。そういう面で役場職員の82名のうちの70名の給与、細かく何が何ぼでなくて、一般職に関係する総額と、学校職員として12名の方が働いていただいておりますけれども、その人の給与からいろんな手当から全部含めた総合的な金額、これを伺いたいなと。といいますのは、これを逆算していくと一般会計に占める給与費ってすごく高くなるのです。けれども、壮瞥の場合は、学校職員が入っているものですから、それを抜いた形で私は知りたいなということです。そこで、高校があることによって地方交付税も加算されていると思うのですけれども、高校があることによって地方交付税にどの程度の加算がされているのか、それについて伺いたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、予算書は、確かに教職員の分、12名分も含まれておりまして、教職員分の人件費とか給与関係でいう総額が1億695万4,000円でございます。

それから、交付税の算定についてですが、こちら令和4年度ではなくて令和3年度の実績としてですけれども、算定されている額が1億1,695万7,000円ということで押さえているところでございます。

以上でございます。

○佐藤委員 分かりました。というのは、このように給与費が高額であるけれども、高校の教職員の分は交付税の算定になっている、大体今の答弁の中に給与と交付税ほとんど変わらない、ほんの僅かな差で交付税のほうが上回っている、そして先ほど審議した予算書、高校の費用を見ても3,400万ですので、交付税と教職員の給与の残った分をこちらに入れると大体3,000万くらいの高校があることによって町の負担がされているというふうに私は理解しているのです。

それで、もう一つお聞きしたいのは、この給与費の中に入っていないのが昨年でしたか、条例をつくってやった会計年度任用職員の皆さんのがあるのですけれども、4年度は64人、そして3年度よりも12名の増になって、その金額も1億2,293万7,000円というのが計上されております。この12名が増えた分、いろんな事情あると思うのですけれども、この増えた要素というのはどんなところから増えたか、これについて特に給与費と会計年度の分は関係ありませんけれども、もしもそういう増えた分説

明願えればと思いますけれども。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

会計年度任用職員につきましては、来年度一般会計分として12名増員という形に、後ろに給与表が載っているのですが、そちらのほうに説明として記載をさせていただいております。以前は、会計年度の前は嘱託職員と臨時職員という言い方をされていて、どちらかというときはパートさんといいたいまいしょうか、短期間の職員を対象に区分けをある程度していたのですが、今はそれは全てが会計年度任用職員という扱いになります。実際12人増えたうちの大半は、実は短期の職員でして、一例として令和4年度に参議院選挙がございますが、そちらの期日前投票をサポートしていただくための職員だけでも4人ぐらいというふうに採用予定で、そういったものが乗っかっていると。増額になっているのは、一般会計で大体600万弱なのですが、実質的に通年の会計年度任用職員に換算すると2人ぐらいという、そういう計算になります。ですから、突然どんとこの数字だけ見ると非常に増えたように見えるのですが、全体の通年の職員数等で見ると微増ぐらいの感じでございます。あと、増員の主たる理由はそこですが、当然その都度、都度、その年々で必要な人員を査定をしてやっておりますので、何か特定の意図がというわけではございませんが、どうしても業務が多岐にわたってきている関係でそういった職員を採用して遂行していく必要があるものですから、この増員に関してもご理解をいただけたらというふうに考えております。

以上です。

○松本委員 給与費でありますけれども、給与費明細書になるので、ページ数は192から195までになりますが、委員長、どういたしましょう。構いませんか。

○真鍋委員長 それでは、関連ということで許します。

○松本委員 給与費の後でこれは質問の対象になるのでしょうか。では、そのときにします。すみません。

○真鍋委員長 後で。

○松本委員 はい。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 190、191ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

◎延会の宣告

○真鍋委員長 お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日午前10時に再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

(午後 4時04分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

委員長

署名委員

署名委員

壮警町議会予算審査特別委員会会議録

令和4年3月18日（金曜日）

○付託事件

- 議案第17号 令和4年度壮警町一般会計予算について
議案第18号 令和4年度壮警町国民健康保険特別会計予算について
議案第19号 令和4年度壮警町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第20号 令和4年度壮警町介護保険特別会計予算について
議案第21号 令和4年度壮警町簡易水道事業特別会計予算について
議案第22号 令和4年度壮警町集落排水事業特別会計予算について

○出席委員（7名）

委員長	真鍋盛男君	委員	加藤正志君
委員	菊地敏法君	〃	毛利爾君
〃	松本勉君	〃	森太郎君
〃	佐藤恣君	議長	長内伸一君

○欠席委員（1名）

委員 山本 勲 君

○説明員

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君
会計管理者兼	小野寺寿勝君
税務会計課長	
総務課長（兼）	庵 匡君
企画財政課長	上名正樹君
企画財政課参事	市田喜芳君
住民福祉課長	阿部正一君
産業振興課長	木下 薫君
商工観光課長	三松靖志君
建設課長	澤井智明君
生涯学習課長	河野圭君

選管書記長(兼)	庵	匡	君
農委事務局長	齋	藤 誠	士 君
監委事務局長(兼)	小	林 一	也 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長(兼)	小	林 一	也 君
---------	---	-----	-----

◎開議の宣告

○真鍋委員長 ただいまより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名委員の指名

○真鍋委員長 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長において菊地敏法委員、松本勉委員を指名いたします。

◎議案第17号ないし議案第22号

○真鍋委員長 議案第17号 令和4年度壮瞥町一般会計予算についてを議題といたします。

質疑を継続いたします。

予算に関する説明書、事項別明細書、歳入について、一般会計、見開き4ページから。ありませんか。

○松本委員 議事進行に関して確認ですけれども、よろしいですか。

○真鍋委員長 はい。

○松本委員 昨日も質疑を取りやめましたけれども、給与費の189ページで終わっていましたが、その後190ページ以降、給与明細書になりますけれども、それは継続していかない、進めないで予算全体などで質疑を受けるということでよろしいのですか。

○真鍋委員長 今の歳入につきまして終了いたしましたら、次に給与明細書、それから債務負担行為に関する調書で質問受け付けます。

それでは、4ページ、5ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 6ページ、7ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 8ページ、9ページ。

○菊地委員 ここで交通安全対策特別交付金ということで、これに関連しての質問になるのですけれども、歳出のほうで質問すればよかったのですけれども、交通安全対策ということで質問したいと思っておりますけれども、近年鹿との衝突で事故等が結構聞かれます。それで、この時期になると道路に鹿が頻繁に現れて冷やっとする事例が多く見受けられるのですけれども、国道沿いに鹿注意という注意喚起の看板がありますけれども、今後国道並びに道道に沿っての注意喚起の看板の増設ということを考えていただきたいと思いますけれども、その件に関して質問したいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

今国道等に設置している看板は、交通安全協会として予算化をして設置をしているところでございます。確かに危険な状況というのは継続してあるというふうに認識しております。今後予算の問題もありますから、今後増設していくことについて継続して地域安全協会のほうで検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○森委員 地方特例交付金についてお伺いいたします。

3年度分、前年度で新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金というのが交付されているのですけれども、これについてのもし動きをつかまえておられればお知らせ願いたいと思います。

○会計管理者・税務会計課長 ご答弁申し上げます。

当初予算で6,310万円ほど計上しておりましたが、減収補填措置として2月21日付で6,237万4,000円について申請しておりますので、これについて補填されたような状況になっております。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○会計管理者・税務会計課長 これ令和3年度限りの措置でございますので、新年度については当初予算で固定資産税として通常どおり計上するような形になっております。

以上でございます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 10ページ、11ページ。

○加藤委員 農林水産の使用料の中で温泉水使用料について質問したいと思います。

改めて確認と、この予算につきましてはほぼ昨年と同じなので、金額に対しては質疑はしないのですけれども、内容について少しお伺いしておきたいのですけれども、温泉水の使用という部分におきまして今多分一番多いのはオロフレトマト組合かなと思うのですけれども、それ以外に温泉水を利用している組合があればお伺いしたいのと、あと温泉水を利用してどういう作物を作られているか、組合の件数も含めてお伺いしておきたいと思います。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

ただいまご質問のありました温泉水使用料の件なのですが、これは弁景温泉の使用料の関係で計上されている予算でございます。それで、こちらの温泉水を利用してハウス栽培を実施している組合が3つございまして、1つがオロフレ地熱利用野菜組合、これは7軒の組合員で構成されておまして、トマトを第1団地、第2団地と2つのハウス団地で実施しております。それから、もう一つの団体が地熱水二次利用野菜組合でございまして、こちらは先ほどの第2団地から出た排湯を利用して葉物野菜を主

に栽培している組合でございます。この2つとはまた別系統で壮瞥町地熱利用試験センター利用組合というのがございまして、こちらは元の高校ハウスと言われていたガラスハウスを利用して、2棟だけなのですけれども、そちらで試験的にいろいろなものを栽培しているというところでございます。こちらの構成員は2軒になっております。

以上です。

○加藤委員 了解しました。そこで、ちょっと気になるのは、温泉水という部分は一生ずっと続くものでもないのかなという感じもしますけれども、個人的に、そこで温泉水の量についてそれなりに皆さんの組合に供給がなされているのか、そのほかにこういういったものが、温泉水いろんなものがありますよとか、何かそういう要望等が、意見とか、要するに陳情まではいかないですけれども、要望等があればお伺いしておきたいと、なければいいのですけれども、取りあえずお伺いしておきたいと思えます。

○産業振興課長 各組合、団体へのお湯の給湯状況なのですけれども、まずはオロフレ地熱利用野菜組合、トマトを栽培している組合、こちらは1次利用といたしまして、泉源から直接お湯を供給しているハウスでして、ここには第1団地、第2団地合わせて約ですけれども、毎分800リッターほど供給されております。これは、時期的にも量は変動はあるのですけれども、おおよそということで、そのうち半分の排湯分が地熱水二次利用野菜組合、葉物野菜のハウスのほうで2次利用に使われておりまして、半分ですから、こちらも大体なのですけれども、400リッター程度というところであります。それと、別の地熱利用試験センター利用組合のほうは、これは試験的なものでありまして、通年というか、ワンシーズンずっと使っているわけでもないようでございますが、こちらのほうは先ほどの2つの団体とは別な給湯系統でお湯を送っております。大体毎分60リッターぐらいの量が送られております。

何か要望はありますかということなのですが、お湯が多ければ多いほどやっぱり作物も育てやすいという部分もありますが、何せ資源量というのは限られているものですから、なかなか対応は難しい部分もあります。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 12ページ、13ページ。

○松本委員 商工使用料の温泉水使用料、それから洞爺湖園地船揚げ施設管理使用料、300万と150万についてお伺いします。

似たような質問になりますけれども、温泉水使用料ですけれども、微妙に毎年動くのですけれども、昨年はちなみに325万1,000円という計上でございました。どのような理由で動いていくのかという確認でございます。

それと、洞爺湖園地の船揚げ施設利用料については150万、30万のアップでありま

すけれども、昨年からやり取りをさせてもらっているし、議員全体で視察も行ったし、不法キャンプの防止策をしながら適正利用していただいて、利用料も上げて、なおかつ湖面利用もルールを守るように、その上でさらに対岸の洞爺湖町の船揚げ施設との連携を取りながら、各2町も併せて連携を取りながら、北海道で今唯一の湖面利用できる場所だと思いますけれども、安全で適正利用していただくということなのですが、その上で料金アップもしておりますから、分かりますけれども、具体的に昨年の実績も伺ったところでもありますけれども、コロナ禍でもそこそこの利用があったと、令和4年度どのような利用見込みをされているのか、不法キャンプないしは適正ルール厳守のための告知等は取りあえずいいですので、その部分だけお伺いしたいと思います。

○産業振興課長 温泉水使用料の料金の部分でご答弁させていただきます。

昨年325万1,000円の本年が300万の予算というところで微妙に動くのはなぜかというところなのですが、こちら契約する件数だとかによっても変わるのですけれども、取りあえず今旧ひかり温泉という旅館のところで日帰り入浴を予定されている事業者の方が工事をしているのですが、コロナの関係もあってその辺の再開が遅れたりしているもので、それで予算のほうも今見直ししているところでございます。

以上です。

○商工観光課長 2点目の洞爺湖園地の船揚げ施設の管理使用料の見込みということでございますが、令和2年度の実績が475艇、令和3年度の実績が380艇でございます。掛ける4,000円ということで、コロナで2か月近く閉鎖したにもかかわらず380艇の利用実績があったということでございます。次年度につきましては、若干落ちることも含めて375艇掛ける4,000円、前年実績を踏まえまして150万ということで計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 14ページ、15ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 16ページ、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 18ページ、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 20ページ、21ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 22ページ、23ページ。

○森委員 教育費補助金で令和4年度で農業生産工程管理推進事業補助金とありますが、これ新規に歳入を見込んだものですが、特別な取組に対してのものなのかにつ

いて確認します。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

農業生産工程管理推進事業補助金でございますが、こちら昨年取得しましたJGAPの審査に係る手数料ということで補助金を見込んでおります。

以上でございます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 24 ページ、25 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 26 ページ、27 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 28 ページ、29 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 30 ページ、31 ページ。

○松本委員 雑入ですが、項目 23、24 と併せて確認いたしますが、保健・介護一体的実施推進事業補助金 650 万、昨年、令和 3 年度も計上はされておりましたけれども、1,000 円という計上でございました。新年度 650 万の計上で、具体的にどのような補助金の内容なのかということの確認をお願いします。

それから、24 番目でございます二酸化炭素排出抑制対策事業補助金、これは弁景第 2 泉源タンクという名称でよかったですか、その周りの崩壊というのか、法面が崩れていったことを今後も含めて設計をして対処しようということの部分についての補助金、二酸化炭素削減という名前で上手に国のお金を使っているのだと思いますが、それはそれとして、この設計後の施工というのか、どのような対処を具体的に、1 年目終わりまして、1 年目が 450 万でしたか、補助いただいて、今年度 270 万、下がっていますけれども、2 年間で設計をするという話だったと思うのですけれども、今分かるかどうかは別としてもどんな方向で対処していくのかなと、現場に対して、そのお考えほぼ固まりつつあるのでしょうか、その確認も含めてお願いします。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

CO₂削減に関しまして、弁景温泉の配管の関係で今改修を考えておりまして、その部分で大きく 2 つの施工を考えておりまして、1 つが管路の密閉化という部分です。これは今ナンバー 2 タンクを經由して上流から下流側にお湯を流しているのですが、そのタンクを撤去いたしまして管路だけでお湯を通すと、そうすることで無駄な放熱を抑えて、その分 CO₂ の削減にも寄与できると、単純にそういう話なのですが、その際にタンクの経路というのは 24 時間 365 日お湯が流れていますので、同じ場所での施工は難しいので、管路をレイアウト少し変更して施工すると。言ってしまうと、川側から山のほうに寄せた形でやりたいというふうに予定しています。も

う一つのCO2削減対策工事として、昨日もちょっとお話ししましたけれども、54年泉源の揚湯ポンプのインバーター化というのがあります、実質的にはこちらのほうがCO2の削減量はずっと多いのですけれども、そういう形で今予定しております。それで、令和4年度は、今のところそれに必要な実施設計を550万の予算で予定して、その設計に基づいて令和5年度に実際の工事が始まるというところで、令和3年度にやった計画策定業務はこれはソフトの事業になるのですけれども、実施設計と施設整備のほうはこちらはハード事業のほうになって削減できる二酸化炭素の削減量に応じた事業費というふうに補助率が決まってくるということになります。

以上です。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

保健・介護一体的実施推進事業補助金なのですけれども、こちらは低栄養防止、生活習慣病等の重症化予防の取組を担当する医療専門職の人員費に対する助成ということになりまして、650万円を計上しています。どこからの補助かは、今持ち合わせていないので、後ほど報告したいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 32ページ、33ページ。ありませんか。

○松本委員 町債で聞くという部分もあれなのですけれども、一応項目が載っておりますので、まずは農林水産業債としてりんごまつりの事業、これは50万をそのまま地方債によって開催支援を行う、商工債では昭和山国際雪合戦事業に対して720万、これも商工債によって実行委員会に対して開催の支援を行うということでありませぬけれども、このページで確認をしたいと思いますが、りんごまつりについては43回でしたか、過去、44回でしたか、開催されて、リンゴを含め地場産品の秋の収穫祭の趣のある、壮警から発信していくという、内外に、そういうイベントでありまして、多くの来場者に足を運んでいただいて、近年、一昨日もやり取りいたしましたけれども、河川敷が使えない状況が想定される、あるいはコロナ禍の衛生管理上仮設トイレがいかげなものかという議論もあるということで、まだ現段階で開催の確認ができていないという状況ではありますけれども、ただいろんな解決しなければいけない問題あるにしても43年続いた歴史の灯が消えることは残念でならないと思いますし、壮警町も少なからず支援をして、後方支援というのか、そんな形で開催を継続している、これも農家の方だけではなくて、我々議員もその場に行きますけれども、町民のかんりの数がいろんな形で参加をして言わばそれぞれが開催の成功という目的のために集中といいますか、一体感を持ってやっているというイベントでございます。

一方の雪合戦大会も、これは34回で止まったままになっていますが、役場職員の方、ほとんどの方々、それから町内外の方々の応援、参加の下、実はここにいる議員全員

が当日は何らかの形で昭和新山の雪上にいまして、しかもそれは実行委員会側のお手伝い、それぞれ役割は違いますけれども、はな垂らして子供相手に滑り台を対応したり、いろいろ場面ありますけれども、事ほどさように多くの町民が、それこそ役場の職員も含めてですけれども、一体となってこの2日間、準備を含めればもっと長い時間その成功に向けて努力をし、達成感を味わうみたいな、そんな形で進めてきて言わば町の元気印といいますか、イメージの象徴のような大会だろうと思っておりますが、コロナも含めてですか、雪合戦に関してはコロナによることが大きいのですけれども、開催ができない。思うのでありますが、開催しないことで参加できない選手の気持ちもさることながら、それを支えていた住民の皆さんの一体感とか参加意識とか、そういったものも薄れていくことを危惧するわけでありまして、それがひいては町の中の一体感とか、住民たちの協力意識だとか、そんなことがしぼんでいくことを危惧しております。それがひいては大会開催に影を落とすとか、そういうふうなことにならないかと思ひまして、2年続けて開催をしていないという状況、りんごまつりはオンライン開催がありましたけれども、また雪合戦に関しては720万、雪合戦は当初よりサッポロビールさん、JALさん、現在ではネクスコ東日本、ビックカメラ、サツドラさんとか、ないしは町内外の近隣の企業さん方にも応援いただいておりますが、一番の支援いただいているのは壮警町でありまして、何よりのスポンサーであります。ただ、金額的支援だけではなくて、精神的な支えも含めて大きな存在なわけでありまして、前段長くなりましたけれども、できれば町長のほうからその2つのイベント休止、休んでおりますけれども、それに携わった多くの町民に対して今後について勇気づけになるようなメッセージをいただければありがたいと思ひて質問いたしました。

○町長 町債の中での関連の質問をいただいたわけでありまして、壮警町を代表するそれぞれ30年、40年以上の歴史を持つりんごまつりと昭和新山国際雪合戦については火まつりというイベントがなくなった、開催しなくなった以後壮警町民の全ての方々が協力し合って壮警町を内外にPRし、特産品並びに地域アイデンティティを情報発信するすばらしい町民の皆様のご尽力により発展、発達してきたところであり、特に雪合戦につきましては全世界的にも範囲が広がっているということでありまして、様々な場面でそれが評価され、大臣表彰ですとか様々な団体の表彰をいただいている一つの壮警町のシンボリックなものになっていると、このように認識をしております。一昨年の1月28日以降蔓延しているコロナによって雪合戦については2回、りんごまつりにつきましても同様で、昨年も期待したところですが、オンライン開催になったということでありまして、非常にコロナの影響もこういう面でも大きなものがあると、このように認識しているところであります。一方で、時代の変遷とともにりんごまつりにつきましては道路環境が変わるということもあって、今実行委員会を主体とする有志の方々が在り方が検討されているというふうにも承知もしておりますし、雪合戦につきましては今年の2月20日にぜひオープン大会で開催したい

という熱い思いで昨年から様々な感染対策も含めて準備をされてきた町民の皆さんの思いというものは本当に熱いものがあると、このように認識をしているところがあります。今年こそは、コロナ禍、コロナを乗り越えてりんごまつりについても、また来年の大会に向けて雪合戦の大会の開催ができるように町民の皆様の熱い思いを一つにして開催に向けて町も必要な支援、金銭的なもの、組織的なものも含めて支援して、またポストコロナを見据えた盛り上がっていくような、そうしたことに町としても町民の皆さんの思いを受け止めて推進すべきと考えておりますので、メッセージになったかどうか分かりませんが、そのような思いでいるということをお伝え申し上げてご答弁とさせていただきます。また、ご協力をよろしくお願いできればと思っております。

以上でございます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債の現在高の見込みに関する調書について、一般会計 192 ページから 200 ページまで。

○松本委員 私は、給与明細書に関わってお伺いしたいと思いますが、192 ページから始まる給与明細書にはそれぞれ細かく数字が載っているのですけれども、192 ページでいえば給与費となっておりますけれども、その合計欄でよろしいのか、一番上が 3,751 万 8,000 円、長等、これは特別職のことでありますね。その下、9 名が対象なのが 3,577 万 5,000 円、これは議員報酬の合計額だと思います。一般職については、その次、一般職、2 と書いてございますけれども、合計欄 7 億 5,749 万 9,000 円、本年度、今のは共済費も含まれた数字なのでありますけれども、もっと給与だけに絞ってもいいのですけれども、この数字は胆振管内で結構なのですが、7 町の中でどのぐらいの位置にいるのだということを、どういうレベルなのだということを確認したかったのですけれども、もしお分かりであればお伺いしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、今議員の報酬と、それから一般職の給与のお話だったと思いますが、当方で調べる限りではまず議員報酬に関しましては当町は条例本則でいうと 17 万 9,000 円、今減額をして 16 万 5,000 円という状況でございますが、管内の 7 町の中でいうと最も低い金額になります。管内の残りの 6 町の平均額というのが 19 万円でございますので、本則で見ても 1 万 1,000 円ほど低くて、さらに下げているので、現状でいうと 2 万 5,000 円ほど低い額に設定をされているということでございます。

それから、一般職の給料についてですが、一般的にラスパイレス指数というものをを用いて、地方公共団体の一般行政職ですが、給料月額を比較する指数がございます。そちらでいいますと、令和 3 年度で当町が 93.9 という数値になるのですが、これは全道の町村平均が 97 ですので、かなり下回っている状況です。全道に 144 町村があ

って、当町は144分の138番目という、そういう順位です。それから、残りの胆振管内の6町については、全て町村の平均97を超えておりますので、当然のことながら管内の町の中で比較をすると当町のラスパイレス指数というのは一番低い、そういう結論になります。

以上でございます。

○松本委員 議員報酬は、ご承知のように17万9,000円ですけれども、これは議員が言わば勝手に自らの提案で条例を……毎年毎年減額を議決して行っていることでありますから、それは置いておきましても17万9,000円、議会の場合は人口のことも考慮されるでしょうし、議会活動が考慮されているかどうかは別ですけれども、規模もあるでしょう。白老町が20万7,000円のむかわが17万7,000円、安平が17万6,000円、壮瞥が17万9,000円のレベルと。これは置いておきまして、問題は一般職のほうで今答弁のように93.9、私も取りあえず正しいかどうか分かりませんが、調べた資料が手元にございまして、同じ数字なので、合っているのだらうと思えました。ちなみに、胆振管内町村でいうと、厚真町は99.6、白老98.3、むかわ、洞爺湖町が97.9で、豊浦97.2、安平97.1と、それから見ても大きく低いなというのがあるのですけれども、この原因は何だということがよく分からないで僕らもラスパイレス指数が低い、一方で頑張っているのだな、あまり給料多くないのにとこの見方もあるのかもしれませんが、一方では同様の仕事をしてこの差は何だと、議員であれば人口ですとか活動の状況、委員会の数も違いますし、開催日程も全然違うというのは理解しますが、職員にあってはどれだけの差があるのだという気もしますし、これは市も含めて同じだと。

ついでに言いますと、全道の市町村179の、これは出どころが怪しいわけではないのですけれども、ちゃんとした出どころをきちんと確認しているかどうかは別ですけれども、179のランキングというのが載ってございまして、ご承知のように給料と給与というのは違います。給料が本俸で、給与はその他手当が入ると。ちなみに、議員は報酬で、それは雇用関係にないから報酬で、雇用関係にある方は給料というわけですけれども、多分これ給料なのだと思いますが、これでいくと壮瞥は179の131番目、これ平均です。35万3,893円、平均年齢が39.4歳というのです。ちなみに、管内では厚真町が30位、38万6,162円、平均年齢が44.3、平均年齢でも違うのかなと思っておりますけれども、確かに壮瞥低いのですけれども、にしてもという感じです。よく分かりませんが、豊浦町は146番目となっておりまして、41.3歳で34万4,742円、この辺のからくり分かりませんが、ちなみに室蘭、37万8,806円、41.5歳、苫小牧、37万2,598円、39.8歳と。余談でしたけれども、先ほどのラスパイレス指数に戻りまして、この差は何でしょうというのがそこそこ分かる説明いただければありがたいかと、理解が深まるのですけれども、いかがでしょうか。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

当町なりの分析ということでお聞きをいただければというふうに思うのですが、確かに当町は近年特にラスパイがちょっと下がっています。要因として考えているところとしては、そもそも給料表自体はどここの町も一緒ですから、ベースは同じになるのですけれども、問題は多分その運用の仕方なのだろうというふうに考えます。現在は、もう改善をされているのですけれども、一時期、昇給をするためには年数ですとか、そういった最低限この年数を勤めなければ駄目ですよとか、そういうルールがもちろんございます。当町にもあります。それを満たしても昇給していなかった時期というのがあって、それで給料表どおりどんどん、どんどん上がっていかないで滞ったというのが1つです。それから、もう一つは人事評価です。昇給、昇格の管理のためだけにやっているわけではございませんけれども、その結果を見て一般的には4級ずつ昇給していくのですが、それが評価の高い職員については6級とか8級とかさらに上がっていくのですけれども、一時期これも運用をしていなかった時期がございますので、その時期に6、8と上がる職員がいなかったのも、ほかの町のように昇給をしていないと、そういうものもあったと思います。それから、これは近年なのですが、令和元年から2年にかけて中途採用をかなりしました。目的は、ITだとか、そういう専門的な知識を有する職員を中途採用したのですが、それらの職員が結構年齢層は高いのですが、行政経験がないということも踏まえて最初の初任給を出すときにほかの同年齢の役場の職員と比較すると若干下がった、そういう給料からスタートしています。年齢で見ると給与が低いと、そういう扱いになりますので、ラスパイレス指数をちょっと押し下げってしまったと、そういうような要因があります。いずれにしても、先ほど給与表の運用の話であったり、人事評価についても、それらを今は御存じのとおり適正に運用しておりますので、今後徐々に改善していくだろう、引き上がっていくのかなというふうには想像はしていますが、こういう給料関係に関しては一度下がったものが上がっていくにはそれなりに期間がどうしても必要になるので、すぐには来年、再来年でぼんとよくなるということはないのですけれども、今後も決められたルールの中で評価すべきものは評価しという形で人事管理を適正に運用していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○松本委員 これをやめますが、今後の方向性を確認できたので、よろしいとは思いますが、以前も似たような指摘をさせてもらったことがあるのですけれども、もっと遡りますと行政懇談、広域的なところで各市の市長さんもいらっしやいましたけれども、その際に伊達市長の菊谷市長が道の高橋知事ではないですけれども、副知事だったかもしれませんが、こういうお話をされたのです。人事院勧告が出ます。国家公務員は、そのとおり減額したり、給与を改定します。道がそれに倣います。文書でないにしろ、今は指摘もあるのでしょうか、準用しなさいということになっているのでしょうか、各市町もそれに準じて行っていくと。ただ、それを一方的にされたら、

例えば同じ給与であったら、では北海道と伊達市でどちらに職員が意識づけとして行こうとするかと、伊達は来ないではないですかという話なので、それは独自性があるとおかしくないの、財政が許せばですけども、そういう裁量は自治体の長が持つべきではないのかという話をされて、僕は上げろとかという話ではないですけども、そもそも道と町を比べるのはいかがかと思えますけれども、先ほど言ったように管内の町との対比でこの差があったという事実があれば、新人で受けようとする方はなかなかその誘引は差が出ます。動機づけとして当たり前のことだと思えます、労働条件ですから。それを今答弁にあったように、ずっと未来永劫このまま低いということではないのだということを周知してやらないといけないだろうし、働く動機づけにもつながっていくのではないかなと思えますので、私から具体的にどうのこの提案はできるわけでもないんですけども、善処していただければと思います。

ついでに蛇足にはなりますが、人事評価滞っていたというのは追及しませんけれども、中身については、そもそもが別に給与に反映することはやぶさかでないにしろ、給与を下げるためでも大きく引き上げるためでもなくて、働く意欲やインセンティブもそうですけれども、きちんと評価をして次の行動、職員を誘引して引っ張っていくと、そういうものでありますから、ぜひそれで行動が変わり、評価が変わり、例えば先ほどの4段階が6に上がってもいいのではないかと思いますけれども、そういった運用もぜひお願いしたいと思っております。

実は、数年前入って数年しかたない職員と話をしたことがあって、その当時、今も変わらないかもしれませんが、どうでしょう、公務員になるために必死で大学で勉強していた、予備校にも通いました、1年間、そしてあちこち受けましたと、地元の自治体が採用していなかったの、壮警町を含めて3つ、4つ受けて、市町で受かったのが壮警町、あと事務組合に2つ受かったそうでございますけれども、壮警町を選んで来たのだと言っておりました。それだけの努力されて、多分皆さんもそうでしょうけれども、なっぺいらっしゃるので、同じ努力をしてたまたま壮警に入ってもらって、その労働意欲というのか、働きがいというのか、それが給与でちょっと下がるというのは、今後その印象が大きくなることを危惧しますので、よろしく対処お願いしたいと思います。ただし、この郡部にあっては、役場職員というのは給与含めてやっぱりエリートでして憧れの的なわけです。伊達市であっても市内の大きな在来会社の社長さんと話しても、自分のところの社員の給与目標はやっぱり市職員に近づけたいと、それが経営努力だというぐらいございまして、ですから町民も見えていますけれども、町職員の動機づけも含めてぜひ胸を張って誇れるものに改善いただくようお願いして、ちょっとだけ答弁いただければと思うのです。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

今様々な意味でご助言といいましょうか、ご指導いただきまして、ありがとうございます。いただいた意見は、全くそのとおりだなというふうに思いますし、現在もそ

のように運用しているつもりであります。ただ、御存じのとおり公務員の給与に関しては法律にかなり縛られるところが、私どもでいえばあくまでも地方公務員法に定められている原則の中で運用していくことになりまして、人事評価に関してももちろん昇給、昇格だけではなくて、特に評価をした後の面談ですとか、そういったものの中でそれぞれの業務改善、あるいは褒める場面もありますけれども、そういうコミュニケーションにも活用したりということをやっていますが、その延長線上で評価、給与、賞与、そういったものに反映をする部分をつくってはいますけれども、それもやはりでは民間企業のようにどんとみんなを上げるということももちろんできません。限られたルールの中で運用していくということには、そういう制約の中でできる限り皆が納得をして、かつそれぞれの職制に応じてレベルをどんどん上げていただくと、そういう意味で給与であり、あるいは評価制度というものを活用していきたいというふうに思います。

あと、先ほどの答弁でもう一つお話をすればよかったのかなと思ったのですが、この指数の関係でいうと当町はどうしても職員数が少ないので、何人かが例えば退職したりとかとなると結構変わるのです。影響度合いが非常に、1人当たりの給与額の影響度というのが非常に大きいので、近年は定年退職も少ないのですけれども、そういった職員構成の情勢によっても今後変化が起こり得るのかなというふうには考えておりますので、併せてご説明をさせていただきます。いずれにしても、善処してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、予算書の第1表、歳入歳出予算、第2表、繰越明許費、第3表、債務負担行為、第4表、地方債及び条文について。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 予算書及び予算に関する説明書全体について。ありませんか。

○長内議長 予算特別委員会においては、議長はオブザーバー参加ということなのですけれども、行われておりました一般会計の予算の質疑は大変意義のある質疑が行われたのかなと認識しておりますが、その中で深掘りさせていただきたい点何点かございまして、委員長のお許しをいただければ全体の中で質疑をさせていただければなと思います。よろしいでしょうか。

○真鍋委員長 すみません。暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時55分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○長内議長 全体の中で質問させていただきたいと思います。

主に大きく3点について質問させていただきたいと思います。1点ずつ質問させていただきたいと思うのですが、最初の部分は第1点は総務費の総務管理費の中でクラウドPBXの導入という部分の中でいわゆる自治体のDX、デジタルトランスフォーメーションの取組の中で予算化をされておりますが、これは岸田総理の所信表明の中にもありますけれども、デジタルを活用したデジタル田園都市国家構想も含めてデジタル化を進めていきたいということの一環かと理解するわけですが、その中で壮警町も職員全員にノートパソコンを導入されていたり、デジタル化も進んでいるのかなと思っておりますけれども、そういう取組、これから自治体に対して国のほうからもいろいろな支援も含めて取組が行われてくるのかなと認識しておりますけれども、小規模自治体としてのデジタル化の考えについてどのように考えられているかお伺いしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

自治体のデジタル化に関しては、今議長のほうからお話のあった経過のとおりかと思えます。やはり近年自治体の現場もそうですし、学校なんかも特にそうですし、あとは当町の場合には早くから町内の光ケーブルというものは整備していたのですが、遅れているところについては今盛んに自治体でこ入れをされているような、そういうような動きが進んで、もともとデジタル化、IT化というのはここ10年、15年ほどで話はあったのですが、デジタル庁をつくることから始まってかなり加速してきたという、そういう感触はいたします。国としてもデジタル技術を使って生活をよくしていこう、あるいは産業を活性化していこうということが非常に力を入れていらっしゃるって、その背景には国際的な競争もあるでしょうし、実際の生活という場面もあるのですが、もう一つは人口減というか、我が国の人口自体が労働人口が減っていった、それを補う意味でのIT化というものも、ITないしはIoTが進んでいるということもあるのだろうというふうに理解をしています。当町といたしましては、そうはいいいながらも非常にお金のかかる事業でございますし、専門的なスキルがないとなかなか対応し切れない部分もございます。先ほどの給与の話でお話ししましたが、たまたま2年前に前職でそういうことになり精通されている職員も雇用いたしまして、当町としても人的な体制も少し強化できました。あとは、今盛んにDXに関連した国の資金であったり、そういったものも大分これから施されていくのだろうなというふうに考えておりますので、それらも活用しながら何とか全国的な我が国の流れに沿って後れを取らないように対応していくことで、具体的に今町民の生活がどうということまでは申し上げられませんが、農業をはじめとする産業においてもいろんな意味でデジタル化の恩恵を当町に引っ張り込めるといって、活用できるような、そういうようなまちづくりに今の世の流れをうまく活用して町としての公益を拡大していくと、そういうふうに生かしていければいいかなというふうに考えております。

全体ちょっとざっくりとした話ですが、考え方としては以上でございます。

○長内議長 ありがとうございます。コロナ禍の中で世界各国と比較したときに日本が遅れているという部分が随分明らかといいますか、なったということも含めて加速して進めていこうという動きが見られますし、その部分の中でも地方創生の関係の交付金の中にもそういうメニューも入れながら国は進めていくのかなという感じがしています。ただ、壮瞥町の場合、広域連合も含めて広域の電算処理も含めて広域化でやる部分と、それから自治体でやる部分というのがあると思うのですが、小規模自治体としてやれる部分となかなかコストも含めて難しい部分があるのかなと思っておりますけれども、デジタル化という部分で本来は業務の効率化と、それから低コスト化を図ることが狙いなのでしょうけれども、現状としては効率化は進むのかなとは当然思いますけれども、低コスト化の部分においてはなかなか予定した低コスト化に結びついていかない事例もあるのかなという感じがします。その中で小規模自治体として取り組めるデジタル化という部分がある程度整理されてくるのかなという感じがすると同時に、もう一点はいわゆるデジタルディバイド、情報格差というのでしょうか、当町も高齢化が進んでおりまして高齢者の方も多くいらっしゃるという部分の中でなかなかその部分についていけない方も、私もその一人かもしれませんが、一定程度いると、そういう部分で見るとやはりデジタル化だけではない、小さい町であり、高齢化が進んだ町として人と人との直接的な触れ合いによって業務を行うこともまた重要なのかなという点も考えられますので、そういう点も含めてこれからどんどんいろんな部分でそれに対する支援が行われてくると思いますので、ぜひ早い段階から検討を進めていただきたいと思います。

総務関係については、もう一点、行政事務の中で最近オンライン化、これは民間企業も含めてオンライン化で在宅で勤務をするというような部分も見えておりますが、自治体によっては先行しているところでは一部の業務を在宅で行っているという部分も出ているというお話も聞いておりますし、また会議等もオンラインで会議をするという傾向も行政の部分の中では出てきていると思っておりますけれども、その辺の考え方をお伺いしておきたいと。

それから、次の農林水産業の農業費の部分についてなのですが、大きく今年といいますか、昨今言われております農業の部分の中で大きな改革といいますか、そういう部分が出ておりますが、1つはみどりの食料システム戦略という形で国内の全農地の25%、100万ヘクタールでしょうか、それを有機栽培の農地として行うという取組、それから水田活用の直接支払交付金の大幅な見直しという部分が打ち出されておまして、これについてはいろんな意見が今現場のほうから出ているようでございます。そういう部分の中で壮瞥町も情報通信環境整備計画策定業務委託料と、それから持続的農業経営推進事業補助金という2つの新しいメニューも加えられて4年度取り組まれるということでございますが、これもある意味デジタル田園都市国家構想

の部分にも関連した取組の一つと認識しておりますけれども、計画を今後策定していく上でより具体的に必要性和策定後実施する上での課題等はどのように考えられているのか、この点について伺いたいと思います。

○真鍋委員長 これより休憩といたします。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの後刻答弁することになっていた件につきまして答弁をいただきます。

○住民福祉課長 先ほどの松本委員からの保健・介護一体的実施推進事業補助金についてご答弁申し上げます。

先ほどこの650万につきまして生活習慣病等の重症化予防の取組を担当する医療専門職の人件費等に対する助成ですという説明を差し上げましたが、具体的に言いますと包括支援センターに勤務する町の保健師の人件費に対する助成ということで、この650万円は給与費のほうに充当されております。このお金ですけれども、後期高齢者医療広域連合のほうから助成されるお金となっております。

以上でございます。

○総務課長 それでは、私のほうからデジタル化であり、オンライン会議に関してご答弁をさせていただきますが、2回目のご質問の中でデジタル化は重要なだけでも、それとアナログではないのですが、地域事情ということのご指摘もいただきましたが、全くそのとおりで、デジタル化は国の流れとしてやるべきことはやる、当然なのですが、一方で地域の事情というものも非常に重要なのだろうというふうに理解をします。その両立といいたいまいしょうか、当面はそれが一番適正な進め方なのかなというふうに考えるところでございます。

それから、コストに関してご指摘もありましたが、実は今回国がデジタル化を進めるに当たっていろんな主要施策の中の一つとして全国の自治体のシステムの標準化というものが1つ挙げられています。実は、各自治体によって運用している業務自体は類似というか、ほぼ同じような業務をやるのですが、運用しているシステムが結構ばらばらであったりします。当然ばらばらであればコストもかかるし、諸調整も必要になるしと。当町であれば、広域連合の中で近隣と合わせて一括してやっていますけれども、全国的に見たときにはちょっとその違いが出てくると。それが標準化が進められれば、何がしかのコスト削減というものが図られることを期待しておりますし、その恩恵が末端の市町村のほうにも来るのではないかとことを期待しているところであります。

それと、すみません、オンライン会議の話でございますが、やはりコロナ禍もあって特に他機関が主催したり、他機関とオンライン会議というものを行う場面が非常に

増えました。もちろん当町においてもパソコン、インターネットを使ってそれぞれの対応しているところがございます。一方で、では今後例えば当庁内の会議をオンラインでやるだとか、あるいはもう一つさらに狭くするとテレワーク、当町の業務を自宅と役場で両方でやるということについても当然検討していく必要はあるだろうというふうには思うのですが、テレワークのほうの関係でいうと国のほうである程度行政のシステムとインターネットを安全につなぐというか、そういうやり方のほう仕組みをつくられていて、そのライセンスも当町としては一応保有をされていて、あとは機器類も来年度も整備しますけれども、そういったものを活用していけばシステム上はテレワークというのはどんどん可能になっていきます。一方で、当町の場合には非常に職員数が少なく、どうしても特に町民サービスに関しては対面が主になっておりますから、テレワークをやるということはイコールその職員数は減らしていくということになるので、それが町民サービスの低下につながらないように、実質1人1係の状況の中でやっていくというのはむしろマンパワーのほうの問題が出てくるのだろうなというふうに考えています。ただ、最初の話に帰結しますが、結局はデジタル化の手段というものは当然進めていくのだけれども、実際にはその地域の事情というか、アナログ的な事情もあるので、それらを勘案しながら時代の流れは意識をしながらも、その中でよりよいサービスが提供できるところの落としどころを見つけながら対応していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○産業振興課長 農業に関するご質問に対してご答弁申し上げます。

壮瞥町は、皆様御存じのとおり農業においては稲作のほか、畑作、施設園芸、畜産経営など多様な農業経営を展開しております。ただ、全国的にもそうでありますが、農家数の減少ですとか担い手の不足といった全国的な大きな課題があることに加え、また取り巻く環境につきましても近年においては輸入作物の増加に伴う国産農産物価格の低迷や産地間競争が激化する中、経営所得安定対策の導入や品質や安全、安心といった農産物に対する消費者ニーズに対応した生産体制への転換、農業の6次産業化による活力ある農村の再生など、農業政策は大きく転換が図られ、農業経営をめぐる環境の変化に対応できる強固な経営基盤の確立が大きな課題となっております。そういった課題に対応するために本町の農業、農村を町民の貴重な財産として育み、将来にわたって発展的に引き継いでいくことを基本理念とし、農業の生産力の強化や環境に配慮した持続的農業の展開、地域の特性を生かした農業、農村づくりの促進などを推進していく必要があります。今年度新たに情報通信環境整備事業ですとか、持続的農業経営推進事業といったものの取組を始めるわけですが、これらの事業の導入によって情報通信の基盤なり、土づくりの取組というのが農業者の皆様にも今後も長く持続的に継承されていくような環境を整備していくことが我々行政の場に課せられた大きな課題であるのではないかと考えております。

以上です。

○副町長 私からもご説明申し上げたいと思います。

まず、自治体のデジタル化なのですけれども、確かに今国は世界的な分での日本での対応の遅れなどを憂えてデジタル化を急速に進めようということなのですけれども、それをでは自治体でどう実現していくかというのは、私は農業の分野でそういうICTの関係で世界にも通用するような技術を持った企業に少しはいた身分なのですけれども、感じ取れるのはデジタルというものはすごく日進月歩のスピードで今進んでいまして、それが技術の進歩と実は世の中で使えるコストと、それから全世代、お年寄りから子供まで、そういうものに果たしてなっているのかなということを見ると、まだまだどれを追いかけるのか分かりませんが、そういうような状態だと思うのです。ただ、時代の潮流には遅れるべきではないと思いますので、この町でできるようなことを少しずつやりながら行政サービスだけではなくて生活の便利さとか、それからお年寄りが使えるようなデジタル化というか、そういうものも考えていかなければならないと思っています。頭の中にはいろいろあるのですけれども、それがでは実現できる技術なのか、それからうちの規模で導入できる規模なのか、そういうことがたくさんの課題があると思いますので、総花的に言われているような自治体DXは少しずつ進んでいくと思いますけれども、極端なあしたあさってすぐ目に見えてくるような効果というのはなかなか今すぐには出せないのかなと思っています。ただ、その中でも壮警も乗り遅れないようにきちとやっていきたいなと1つ思っています。

それから、農業のことで情報通信、今年取り組みます、去年からやっていますけれども。町政執行方針の中でグランドデザインを進めますということを言っていましたので、その辺にちょっと付け加えて答弁したいと思いますけれども、先ほども申しましたけれども、やっぱり私たちは時代の潮流を読んで来たるべき時代に備えたことをやっていく、未来への階段を少しずつ上っていくような必要があると考えています。農政と農業をめぐる情勢なのですけれども、先ほどおっしゃられたようにこれまでもすごく大きな変革というのは経験されて乗り越えてきていると思います。例えばガット・ウルグアイ・ラウンド、それからTPP、そういった国際情勢の大きな流れがあります。その都度構造改革につながるような政策が図られてきたと。今また先ほど委員がおっしゃるように、国は大規模な自然災害が多いですとか、それから地球温暖化ですとか、生産者が少なくなっていると、それからコミュニティー自体も衰退していると、それからコロナで生産、流通の場面変わってきていると、そういったことが課題で先ほど言われたみどりの食料システム戦略、これを立てているところなのです。それと併せて、4年の政策の大きな転換として、これは昭和40年からずっと継続されてきた水田転作について大きな潮流の流れが来たと、そういうような非常に厳しい状況の中だと思っています。ただ、私はいろんな地域を見てきた経験から、経営規模が小

さいからこの政策はできないとか、要件が厳しいから生産者が手を挙げられないとか、そういう地域で取り組めない理由を上手に並べるところが多く感じられます。また、そういった政策の取り組み方によって大きく地域間で格差が出ているというのも目の当たりにしてきました。政策を取り組まないだけではなくて、それが人材を育てていくという環境に大きく影響を与えているのだなと、そういうふうに思っています。そういう意味で国がやっている今のみどりの政策もそうですし、水田転作はいろいろ戦略を練っていかなければならないと思いますけれども、壮瞥にはできないというのではなくて、壮瞥にもできるとか、小さな農業でも時代の潮流とか政策を読み取って次の時代のかけ橋になるような取組を進めるべきではないかなと、そういうふうに思っています。これが一つでも欠けていくと、ますます格差が広がっていくのではないかなと。この町が遅れているというわけではないです。

それで、基本的な考え方として、大きな面積で大規模にはできないというのは皆さん御存じだと思いますけれども、小さな町の小さな農業のメリットを生かした持続可能な農業、農村、これをまず描いていきたいなと思っています。その中には、身の丈に合ったスマート農業ですとか、あるいは食と産業が結びつくような形で地域経済が循環するような仕組み、雇用とか所得、豊かさと言っていますけれども、それから昭和新山とか洞爺湖という恵まれた資源がありますので、そういったものを将来にわたってやっぱりいい町の戦略として環境の継承をしていかなければならないと、そういうことで農業だけではなくて地域コミュニティー全体を活性化するようなことがこの情報化の事業とか、次にもいろいろ考えていますけれども、そういったものでやっていきたいなと、そういうふうに思っています。

長くなりましたけれども、計画策定に当たっては情報通信という目には見えない線なのですけれども、その線を点と点を結んで農業ばかりでなくて、地域全体の行政サービスの向上ですとか、福祉も含めて暮らしの向上といった施策と将来的に結びつけて利活用できるような方向性、発展性にしていきたいなと思っています。農業だけで終わらせると、費用対効果が多分合わないと思うので、ほかのものにも使えるようなものにしていかないとならないと思っています。ただ、思っていることと技術レベルが先ほど言いましたけれども、全て整うかというのがありますし、それからうちの財政的な負担がどうなるか、そういうことも見極めて計画的に進めるしかないと思っていますけれども、そういった形でやっていきたいと思うのですけれども、私たちの考えを押しつけるのではなくて、農家の方々とか地域の方々とよく議論をして、20年前に長内議長とか多くの生産者とよくお話をしたと思いますけれども、そういうアナログなことを繰り返しながらデジタルの対応をうちの町ならどうやったらできるのかということを経験はかかるかもしれませんが、やっていきたいなと。そして、この町全体がそういう時代の潮流に乗っていけることと、それから人材が育っていく、そういう環境をつくっていきたいなと思っていますので、議員の皆さんにもその辺は

よろしくご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○長内議長 ありがとうございます。思いも含めて聞かせていただいたわけですが、私も行政のDXのほうも含めて同感でございます。国がいろんな方向性の、特に先ほど農業の分野もスマート農業という形でそういう流れは以前から国のほうからもいろんな動きとして来ているところでございます。ただ、やはりそれを副町長言われるように受け止めて地域の実情に合わせてどううまく組み立てていくかというのがまさに重要なことなのかなと思っておりますし、情報通信の整備計画については国費もいただいて壮瞥町の農業、それから壮瞥町の将来を考えていく上で大きな一つのきっかけとして生かしてもらえればなと思っております。私もワークショップに1度オンラインで参加させていただきましたけれども、プランニングをしていくコンサルタント会社においては東京の企業だと思いますけれども、北海道を画一的に捉えてうちの町は合わないところが多いと思いますので、そういう面としてはワークショップも通しながら壮瞥町の実態や、また農業だけでなく観光地という側面も含めて壮瞥町全体の取組の一つとなれるように期待を申し上げておきたいと思っております。

それと、農業の現場、今副町長も言われましたけれども、昨今特に資材等が物すごく値上がりをしておりまして、燃料はもちろんでございますけれども、肥料、農薬においても非常に高騰していると。特にウクライナの戦争と申しますか、ロシアとの戦争において、なおのことコロナの影響もあった上にそれということで、肥料がほとんど輸入に実は頼っているという部分の中で生産現場として非常に不安を持っているということも現状としてあります。そういう中でこの2つの、持続的農業経営推進事業も含めて壮瞥町の農業の将来のありようをぜひ深めるきっかけと取り組んでいただきたいなと思っております。

それと、2点目の農林水産の部分では、その部分の中でプランニングをした後その内容によっては例えば用水路等、農道等のインフラですとか、農地の基盤整備等の議論も必要になってくるのかなと思っておりますが、その辺の見解を伺っておきたいと思っております。

それから、同じ農林水産業費の林業振興費の中で有害鳥獣の被害の部分で予算化もされております。これは、過去にも電気牧柵等の補助も含めて、昨年は国の補助を取り入れてということで進んできておりますが、たしか電牧の実施率については答弁の中で、質疑の中であったような気しますが、ちょっと聞き漏らしておりましたので、現在の電気牧柵の農地への実施率について改めて伺いたいと思っております。

それから、私の感覚では、相当電気牧柵の実施は行われているのかなというような感じがいたしますが、特にエゾシカ等の部分の中で電牧の効果という部分が薄れてきているという言い方が、エゾシカが賢くなったというのか、管理も含めて課題もある

のかもしれませんが、なかなか防ぎ切れない。特に冬期間において電気が弱くなったり、そういうことも含めて特に冬期間は果樹が多いと思うのですが、非常に被害が広がっている。最近、農家だけではなくて個人の家庭といいますか、家庭菜園ですとか、例えばオンコの木ですとか、そういう部分にも侵入して被害がすごく拡大している。先ほど交通安全のお話も出ましたけれども、そういう部分では被害が非常に拡大しているという現状の中で電気牧柵以外の対策という部分の中で私のところにもファクス来ましたけれども、くくりわなの部分の取組というような部分で来た記憶がありますが、くくりわなの取組が今現在どのように行われているのか。それから、聞くところによりますと、これは案なのかもしれませんが、ドローンを生かして上から鹿の状況を把握して、そして鹿の狩猟というのか、捕獲という部分に生かせないかというお話もあるとちょっとお聞きをしましたけれども、ドローンでいうと先ほどのスマート農業というか、デジタル田園都市国家構想にも入るのかもしれませんが、そういう部分も生かしながら電気牧柵以外の対応策も検討する必要があるのかなと思います。その辺についての取組、最後にお聞きしたいと思います。

○産業振興課長　ご答弁申し上げます。

まず、1点目の情報基盤整備等の事業に続く今度は次に農業基盤そのもの、農地や何かの整備についてのどう考えているかという部分なのですが、実は今年度北海道開発局さんのほうと農地の整備の関係で計画を立ててやり取りをして令和5年度の調査開始の形でいろいろ協議を重ねてきたのですけれども、残念ながら令和5年度の採択には至りませんでして、これはいつになるか分からないのですが、今後も継続的に協議は続けていきたいというふうに考えております。これは、先ほどのICTの導入も含めて、そういったものにも対応でき得る農地なり農業施設の基盤を整備していきましょうというようなものでございます。区画を大きくしたりだとか、水路にしてもICTを導入しやすいような形の水路を整備するとか、ちょっと今詳しい資料持ってきていなかったもので、ざっくりとしたことしか言えないのですが、そういったような事業に取り組んできたところです。こちらもうちょっと時間をいただきたいというところです。

それから、有害鳥獣の状況、今お話の中でありましたけれども、まず電気柵に関しましてはここ10年間で102軒の方からいろいろ補助事業の要望で採択して102軒の方に対して延べ105キロほどの電気柵を町内に整備しております。それは、国費でやったりとか、町の単費でやったりだとか、コロナの特交を利用してやったりとか、いろんな形の補助があったのですけれども、大体町内の約86%の方がそういう形で電気柵を設置したというふうに考えております。ただ、先ほどもお話ありましたように、近年エゾシカ自体が多少電気で痛い思いしてでも中に入ってしまうえばおいしいもの食べれるというところで覚えてしまったのか、電気柵があっても圃場内に侵入してくるというケースも多々あるようでございまして、電気柵に関しては一定程度の効果は

期待はできるのですが、完全に防止はできないなというところで認識しております。今現状では、猟友会さんと連携しながら一斉捕獲のほかには有害鳥獣駆除という形での謝金お支払いして、それでも年間250頭ぐらいを捕獲しているわけなのですけれども、そのほかにも囲いわなですとか、そういったものも使いながら捕獲しております。これは、あくまでも行政と対策協議会の方との事業といたしますか、連携の下にやっております、令和4年度についてもこの間予算の中でもご説明させていただいたとおり、今までの頭数の上限を今度300頭まで増えて捕れるようにしたいというところもあるのですけれども、なかなかハンターさんが捕るだけでは個体数の削減にはあまり影響がないようで、今年有害鳥獣による食害の被害額も例年ベースと比較しても30%ぐらい被害額は増えているというところの結果もありました。

ほかの町も含めましていろいろ勉強をさせていただきまして、先ほど言われたくくりわなを農業者さんの協力の下で畑、ハンターさんはどっちかといったら山の中で鹿撃って捕獲するという形なのですが、どっちかという山から出てきて畑を荒らす鹿をどうしようかという部分で農家さんの協力いただきながら、くくりわなのようなものを農家さんのほうで資格を取得していただいて、そこに設置をしていただいて、かかったものをハンターさんが処分するというような流れが、ほかの町でもやっぱりそういう流れでやっているところが多いというところもありまして、そういうふうな形で連携を取っていく体制ができないかなというふうに今考えているところであります。実際今年度町職員が自らわなの免許取りまして、そういう形で圃場の周辺にわなを設置して、それによって捕獲できた鹿も何頭かいるので、有効なやり方ではないかというふうに期待しているところです。

あと、先ほどちょっとドローンのお話もあったのですが、私もあまり情報は持っていないのですが、ドローンでセンシングというのですか、鹿がどこにいるだとか、そういう調査をやっているところもあるようなのですけれども、なかなか木の陰だとかだと分からないだとかという、そういう課題もあるみたいです。ただ、そういうのもやっぱり使い方によっては有効なことができるのではないかなというのと、センシングではなくて実際に定期的に決められた圃場のコースの上を音を鳴らしながらだったと思うのですが、循環させることで害獣よけになっているような、そういう使い方をしているところもあるというふうには伺っております。

以上です。

○佐藤委員 質問ではないのですが、195ページの等級別職員数があります。その前の表では、職員定数が82名になっていて、そのうちの12名が高校の教員、残りの70名が一般職または技能職です。それで、その表を見ると一般行政職が67人で、技能職が2名で、足すと69名になるのですけれども、1名はどうなのかなという疑問を持ったのですけれども。

それから、その下にも今度3年度のがあります。3年度の定数も一般職は82名で、

そのうち教員が12名ですから、70になるのですけれども、67と2を足すと69で、また1名、これただの間違いだと思いますけれども。

それから、2年度を見ましたら、定数が81です。そうしますと、12名引くと69になるのですけれども、2年度の資料を見ますと一般行政職65人で、技能職2名で、67名という表が掲載されているのですが、何かの間違いだと思いますけれども、これについてどういう見方をすればいいのか分かりません、私には。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

多分再任用とか、そういった級に当てはまらない職員の関係なのだろうというふうには想像するのですが、確認をしてから正確なものをご答弁させていただきたいと思います。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 令和4年度壮警町一般会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号 令和4年度壮警町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。

○松本委員 私は、国保ヘルスアップ事業に関してお伺いします。

予算資料説明をいただいておりますけれども、そこに目的、事業内容等が記されて説明をいただいておりますが、もう少し詳細について確認をしたいと思っております。被保険者の診療レセプトだとか、健診結果などをデータ化して多重服用、薬を多重に飲んでいたりとか、あるいは健診を受けていない方たちに対するアプローチを図るとか、ひいては被保険者の健康増進と医療費の抑制にもつなげたいというような目的でございます。これについて予算計上されているのが医療費適正化事業委託料となっております。財源については、道を経由して道支出金、補助金が交付されてございますけれども、財源議論はいいのでございますが、その委託先についてどのようになるの

か、ある程度の金額をまとめて委託先に行くのですけれども、厚生労働省の事業中身の概要しか読んでいませんけれども、先ほど言った目的のために国保連合会、国民健康保険団体連合会が設置した学識経験者等が情報分析を行うようなことが書いてあったのでございますが、北海道において壮瞥町を含めて国保ヘルスアップ事業に取り組んでいくのでしょうか、その委託先というのは壮瞥町独自で探るのか、それとも国保連合会がその委託先を探るのか、ないしは国保連合会がそのままその事業を進めて行って国保連合会の中でいわゆる専門職の方たちがそういったデータ分析をした上で情報を返していただいて、町内の、基本的に町民に対する保健指導等については当然町の担当が把握すべきでしょうし、具体的に面談での保健指導も必要になってくると思うのですけれども、医療費抑制は別としても、その辺の流れ、事業の全体の、それを確認したかったのですけれども。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

国保のヘルスアップ事業についてですが、今松本委員おっしゃったとおりこの目的は被保険者の診療レセプトですとか、健診結果ですとか、そういった膨大なデータを利用して、そういうデータを素人で扱うのは難しいということもありまして、専門の業者に依頼をして細かく分析することによって保健指導に活用していくということを目的としております。具体的には未受診対策、過去何年間かの個人ごとのデータを集めて視覚的にも見やすいような、分かりやすいようにしまして各個人ごとに送るですとか、あと服薬データですとか、そういったものも個別に細かく分析することによって文書でもって例えばお知らせをしたりすると効率的に多くの人たちの指導ができたりとか、そういったような効果を期待しており、また予算ということで必ずしも出てはなくても、例えば保健師の業務として予算に直接出てこないかもしれませんが、いろんなデータ分析をしたりとか、実績をつくったりとか、保健指導の資料作ったりとか、そういう業務もあるのですが、そういったことをそういう専門業者に委託してデータ分析なんかを細かくすることによって保健指導に生かせるということをご期待しております。

それで、今ご質問にあった委託先ということになるのですけれども、国保連合会とかというのがあるかも知れないのですけれども、そのほかにも民間企業というか、民間業者でそういうことを専門に行っている事業者とかもありまして、そこはいろいろと探しながらというか、国保連合会のお力を借りることもあるかもしれませんが、町のほうで独自に業者選定をしていこうかなというふうには考えてございます。

主に大きな目的というのは、膨大なデータを扱って、それを分析するということになりまして、それによって医療費というか、経費の削減だったりですとか、あとはスタッフの事務負担の軽減とかが図れば良いなということで今年取り組みたいという事業となっております。

以上です。

○松本委員 確認ですけれどもこれは町が行うことで、委託先を町が探って委託先に依頼して今の内容を分析をもらおうと。ただ、要するに別に私がそれを否定とか、国の資料読んで違うと言っているのではないのですけれども、いわゆるビッグデータとか言われるものとか、その傾向と対策を全体で把握していくというのだったら、国レベル、道レベルでやったほうが当然効果はあるでしょうし、それを凡例的にといますか、その傾向と対策を情報共有することで全国に流すことができるのではないかという気がしたのですが、なるほどと承知したのですけれども、否定ではないですけれども、今お話があったようなことであるとアナログと言ったらあれですけれども、今までも特定健診をうちの町はずっと継続されています。その情報も持っています。紙ベースかどうかは知りません。その上で一応何か問題ある方には面談指導したり、集団指導したりということも進めています。むしろその側面に軸足を置いて、それをデータ化して手作業や何かは整理されて出た情報データを頂いて、それを今までやってきた保健指導に使っていくと、こういう解釈でよろしいのですね。そうすると、うちの町とほかの町、あるいは全道規模の連携というのは特になんかということではよろしいのでしょうか。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

全道的、全国的なデータのやり取りというのもあるかも知れないのですけれども、もともとの目的は今おっしゃるようにビッグデータ、健診データですとか医療費のデータ、今までもそのデータを基にいろいろ分析はしているのですけれども、ただデータが物すごく膨大になっているので、我々事務スタッフ、保健師とかやっていますけれども、専門業者に依頼すればそれ以上の細かい分析も可能になり、より一層細かいデータが把握できるというメリットがあるものですから、我々も通常一生懸命というか、日々分析はしているのですけれども、それ以上にもっと正確な細かいデータを得ることができる。さらに、今まで行った業務であっても、例えば何かを通知するという業務であっても今までは必ずスタッフが行っていたものを併せてそこまでやってもらえるということもありまして、スタッフの事務負担軽減ですとか、そういったものにつながる、その分ほかの業務に専念することもできるというメリットもあるかなということ今回計画しているところでございます。

以上です。

○副町長 すみません。1つだけちょっと補足します。

国保の保健事業に対する国庫助成の中でヘルスアップ支援事業ってあるのですけれども、都道府県段階でやる都道府県国保ヘルスアップ支援事業と、それから市町村国保ヘルスアップ事業という大きく言うと2本立てになっていますので、それぞれのところでやれることになっていますということを1つご理解していただいて、都道府県段階の国保でやっているかどうかはちょっと僕は調べていないのですけれども、各町のやり方はレセプトデータ、それから特定健診データ、それから言葉だけで申し訳

ないですが、KDBというシステムがあるようなのですけれども、そのデータを事細やかに分析して例えば医療費の中では高額なレセプトの疾病傾向分析ですとか、それから疾病別の医療費の統計ですとか、ジェネリック医薬品の普及率だとか、その膨大なデータを自分の町村に限って分析して、それでそれを例えば生活習慣病予防対策であれば未受診者への対応ですとか、早期に介入して少し保険を軽減しようとか、そういうことすとか、国保の一般の中ではやっぱり健康の教育ですとか、健康相談ですとか、保健指導、そっちの要は地元で、データを分析していただくのは高度な技術でやるのは専門業者にやらせて、それをもらって保健師がそっちの活動に行くというような、そういうようなイメージを抱いていけばいいのかなと思ってください。

○佐藤委員 今提案されている国民健康保険制度は、私は世界に誇れる制度でないかなと。それは、貧富の差を乗り越えてみんなで協力しながら健康面を、医療制度等で健康な国民であってほしいというような願いがあると思います。そこで、被保険者、これについて伺いたいのですけれども、令和元年度は426世帯で705人が被保険者でした。2年度は430世帯で673人、3年度は406世帯で649人というような記録がありますけれども、令和4年度この予算編成というか、この予算をつくるときの被保険者世帯数と、それと人数、これについて最初に伺いたいと思います。

○真鍋委員長 ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。
休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの後刻答弁することになっていた件につきまして答弁をいただきます。

○総務課長 午前中の佐藤委員からのご質問の中で、給与費明細書の職員の数が教職員を除くと来年度予算70名でなっていて、それに対して資料の予算説明書の中にある等級別職員数が69名になっていて、その1名の違いの理由についてご質問をいただいております。確認をしたのですが、もちろんこの数字は正解、合っております、この違いの生じた理由でございますけれども、まず等級別の職員数に関しては69名となっているのは各年1月1日現在の人数でございます。一方で、職員数の予算に関しては4月1日以後の人員になるのですけれども、現状で1月1日現在69名お持ちまして、その者のうち1人が3月末で退職をする予定になっております。それで、来年の4月1日には1人減った68名に一度なって、今度は4月1日から2人新規で採用いたします。それで、68に今度は2名が追加されて70名になると。なので、4月1日段階の予算の人員と1月1日現在の等級別職員数の間でずれが生じると。たまたま令和3年、前年に関しても同様で、3月末で1人辞めて4月から2人採用ということだったものですから、結果的に両方とも1名ずつずれが出ていると、そういう事情でございます。大変失礼いたしました。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

ご質問は、国民健康保険の世帯数、被保険者数ということでした。一番新しい令和4年2月末の状況でご報告したいと思います。世帯数は401世帯、被保険者数は634名となっております。

以上です。

○佐藤委員 ありがとうございます。年々僅かではありますけれども、減っているということですね。私たちは、これをよくわきまえなければならぬのではないかと、思いますのは、国民健康保険事業は主たる財源は国民健康保険税、そしてそのほかに道の支出金だとか、一般会計からの繰入金で運営されています。これは、国保だけに限らず、ほかの特別会計も皆保険税だとか使用料を財源として運営されている、ですから保険税の未納がやはり健全な国保事業を進めていく上で大きな影響を及ぼしているのではないかと、私たち全ての町民といえますか、その保険に加入している人はこのことをやはりよく理解していただきたいなと、そんな考えを持っております。そこで、令和元年度の決算書で国保税の未納額は878万933円、これを計算しますと大体予算に対して11.78%、約12%です。また、令和2年度の決算書で未納額は766万3,329円、これを割合で計算しますと11.89%で約12%です。偶然かもしれませんが、12%の方が未納であるということをお私たちに決算報告で9月の議会で渡される資料から算出して今申し上げたのですけれども、やはり私は国民健康保険事業を進める上で保険税の未納解決も課題でないだろうか。多分決算書には、そこまで調べなかったのですけれども、次年度に未納額が納入されているかもしれませんけれども、私はやはり単年度できちっと処理できるのが一番望ましい姿だと思っております。そこで、平成31年3月の第1回定例会で国保税を納めやすくするために、それまで4期、4回に分けて納入していました。ですから、例えば年間36万を納める方は、1回に9万ずつ納めなければならなかったのですけれども、条例の改正をして10回にした。ですから、9万納めるところを3万6,000円ずつ納めるというふうに変ったのです。そこで、お聞きしたいのですけれども、4回から10回に条例を改正してずっと実施しているのですけれども、その効果どうだったのかなと。納めやすくするということを前提として取り組んだのですけれども、その効果、それから住民の皆さんからこの改正によってよかったとか、そういうもしも声が聞かれていたら、そのことについて伺いたいと思います。

○会計管理者・税務会計課長 私のほうからご答弁申し上げます。

1点目の10期にした効果ということですが、平成30年度まで収納は4期でした。このときの未納率が14.2%だったのですが、10期にした令和元年度から11.78%ということで未納率は下がっております。滞納対策の効果もあったと思いますが、10期になって納めやすくなったと、こういった効果もあったものと考えております。滞納繰越額ですけれども、10期になった令和元年度以降、実は毎年100万円単位で減少して

おります。先ほど住民福祉課長からも答弁ありましたが、年々被保険者数が減っている状況にありますので、滞納繰越額は減ってはいるのですけれども、全体の収納額も減っているので、パーセンテージとしてはあまり減っていないように見えるということと、あと令和2年度についてやはり新型コロナの影響の中で納付が難しかったり、また状況を踏まえまして滞納処分を控えたと、こういった影響もありますので、あまり変わっていないような状況にあるということでございます。いずれにいたしましても、未納への対応につきましては負担の公平と健全な国保運営に期するためにも引き続き取り組んでいきたいと考えております。

もう一点目の改正の影響ということでございますが、直接担当課には意見は寄せられてはいないようなのですが、年度途中の転入者からの問合せが明らかに減っているということです。特に平成30年度までは、当町のみ4期で、近隣の町は10期とか9期とか、そういったところから転入されてきますと納付書送った後に国保税が高いのではないかというような問合せがありました。このことについて説明をすればご理解いただけたのですけれども、やはり納期と転出入の時期がずれたりするとなかなか分かりづらい面がありまして、また転入して一気にお支払いしていただくような、こういった負担もありましたので、こういった軽減には貢献というか、できたのではないかと考えております。

以上でございます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号 令和4年度壮警町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号 令和4年度壮警町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。

○佐藤委員 後期高齢者、私も後期高齢者の保険医療にお世話になっておりますけれ

ども、この事業は保険料は直接納める方もいるけれども、大多数の方、年配の方は年金から天引きされるということから、やはり未済額は調べてみますと1%弱ですので、これはあまり問題ないのではないかと思います。そこで、令和2年度後期高齢者の対象者がたしか570人、そして3年度は557人と私は承知しているのですけれども、75歳以上の方、対象者の方は自然減といいますか、そういうことで減っているということを私は実感、数字は分かりませんが、感覚的には減っているのではないかなど。私は、今議会で発言した中に広報そうべつ1月号から3月号の戸籍のまどから、それを見ると20名の方が亡くなっていますよということ発言したと思います。改めて今質問するためにその年齢を調べてみました。そうすると、20名中15名の方が75歳以上なのです。また、今朝の新聞見た方は、町内で95歳ですか、その方が亡くなっているだとか、また私町長と先日お話しする機会があったものですから、いろいろとお話ししている中に報道というか、新聞には出なかったけれども、亡くなった方いるのだよということ聞いて、その方の名前を聞いてびっくりしました。というのは、私毎年4回その家庭を訪問していろいろとお話ししてきたのですけれども、2年前にお会いしたときテレビが映らないので、困るのですよということで、私はテレビの技術も何もないので、知人をお願いして調整してもらったら映ったのです。そして、大変喜ばれた、その方が亡くなったと聞いて私はびっくりしました。それはそれでよろしいのですけれども、このように被保険者の皆さんが亡くなられて令和3年度よりも相当数被保険者の数が減っているのではないかと思いますので、できれば最近の75歳以上の方の人数お分かりになれば伺いたいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

最新の住民基本台帳ということで、令和4年2月末の75歳以上の人口をご報告いたします。75歳以上人口560人おります。人口は、住民基本台帳上では560人なのですが、後期高齢者医療被保険者につきましては令和4年2月末現在で553名いらっしゃいます。人数が違うのですけれども、例えば生活保護を受給している方が入らないですとか、あとは65歳から75歳でも一定障害ある方が入っているとかということがありまして、必ずしも数字は一致しないですけれども、2月末現在では被保険者は553名というふうになっております。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 19 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号 令和 4 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 20 号 令和 4 年度壮瞥町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。

○松本委員 全体ですが、介護予防に関して伺いたいということなのですが、まず本町の介護保険会計においては早い段階から国の交付金、額は小さいのですが、保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金、それぞれ早い段階から交付を受けて、これはご承知のように自立支援や重度化防止等の施策メニューを住民に提供しているという実績に基づいて国から交付されるものでありまして、地方自治体全部が受けているものではない、今現在分かりませんが、壮瞥町は比較的早い段階からその交付を受けて小さい町でも取組が早かったのであろうと、実績もあったのでありますけれども、歳入面ではそのようになっているのですが、歳出のほうでいわゆる本体のというか、介護保険サービスの事業費としては 3 億 500 万、予算でございますけれども、前年対比 72 万円のアップという程度なのではございますけれども、ほぼ変わらない状況かもしれませんが、先ほど言ったように介護予防の面でいいますと、歳出の科目でいうと介護予防・生活支援サービス事業費、これが 816 万 2,000 円の計上で、前年比 49 万 7,000 円の減額と。サービスのメニューを近年の傾向と実績により算出した数字なのだろうというふうに推察いたしますけれども、数字の上からは介護予防、それから重度化防止等についてのサービスを受けようと希望するニーズが少ないとも言えるかもしれませんが、それを支援していこうという行政の施策についても少しそういった努力が足りないのかなと、数字の面からそう感じ取るのでございますけれども、これについてのご説明をお伺いします。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

介護予防費についてのご質問でした。委員おっしゃるとおり、介護事業給付費につきましては全体 3 億円程度、また介護予防給付費については 1,000 万円程度ということで予算計上しておりまして、結構金額が多くなっております。介護予防、町でもいろんな事業を行っておりまして、予防するための転ばん塾みたいなものだったりですとか、運動教室ですとか、今そういうのを取り組んでおりますし、今後においてもできるだけ要介護にならないような事業を展開していければなと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○佐藤委員 この保険制度、40歳以上の国民が全て被保険者で、それぞれの保険料を支払っております。そこで、壮警町の実態について伺いたいのですけれども、壮警町のこの保険の対象者、私の記憶違いかもしれませんが、令和3年度は977人、ちょっと少ないような気がするのですけれども、そのような認識をしていたのですけれども、人口もだんだん少なくなってこの対象者がまた減っているのではないかなと。それで、今回令和4年度の被保険者の人数、これは何名か伺いたいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

今佐藤委員がおっしゃられた977人というのは、多分65歳以上の人口だと思われまます。一番新しい令和4年2月末の65歳以上の人口で申しますと、969人ということになっております。

以上です。

○佐藤委員 介護保険は、予算書の歳出を見たらお分かりだと思いますけれども、3億8,780万ですか、その予算に対して保険給付が3億4,800万何がしかの給付をしております。これは、65歳以上の高齢者または40歳から64歳までの特定疾患のある方に介護が必要になったときに社会全体で支える仕組みで給付しているものと私は理解しておりますけれども、壮警町の給付も要介護1から要介護5までありますし、また要支援1と2があるので、この壮警の実態を知りたいので、お分かりになれば要介護1から5までのそれぞれの人数、そして要支援の1、2の人数、もしも手元に資料があれば伺いたいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

壮警町の要介護認定者、要支援認定者でございますが、令和4年の1月末現在の人数であります。まず要介護1につきましては48名、要介護2につきましては37名、要介護3につきましては35名、要介護4につきましては20名、要介護5につきましては21名、合計で161名いらっしゃいます。それと、要支援の1については29名、要支援2については28名、合わせて57名で、要介護と要支援を合わせた合計は218人というふうになっております。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号 令和 4 年度壮瞥町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 21 号 令和 4 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。ありませんか。

○松本委員 1 点ありまして、地方公営企業会計適正化法でしたか、令和 6 年からですか、地方公営企業会計法適用化、公営企業会計に移行していくと。これは、集排も簡水も移行していくということで、その導入時期に費用がかかるということで説明受けておりますけれども、これ全国的な動きなのだろうというふうに推察いたしますけれども、公営企業会計というのは詳細は知りませんが、いわゆる複式簿記にして貸借対照表から収支の計算書を作って財産目録、財産を明確にしてという財務諸表を作りまして、そのように進めていくのであろうと推察いたしますけれども、感じたことは今回支出予算では地方公営企業会計法適用化委託料として 354 万 2,000 円、これ令和 3 年から継続的に予算計上しておりますけれども、結局会計に移行するまでの間に固定資産台帳、これをデジタル化というのですか、そういったものに移行していくことが必要であり、その委託料であると。もう一つは、地方公営企業法適用化負担金といいまして、これについても 3 年度からでしたでしょうか、公営企業会計システム導入のために自治体情報システム協議会への負担金であると。実態は聞いておりませんが、ある程度の自治体が集まって対応していくのだろうと推察いたしますけれども、そういったスケールメリットを感じないような予算の数字ではないかという感想を持つのですけれども、これはどのぐらいの規模の自治体が同様の動きをして全体的にどのぐらいの予算といいますか、どういう事業なのかということも含めて確認をしたかったのですけれども。

○建設課長 では、ご答弁申し上げます。

まず、地方公営企業会計法適正化の委託料につきましてですが、それにつきましては固定資産台帳というものは継続して今も作っているところでございますけれども、それに伴いまして施設台帳図というものもデジタル化を図っているところでございます。今年度予算計上したものにしましては、給水台帳ということで壮瞥町の水道の本管から各家庭ですとか、施設ですとか、水道を本管から引っ張っているものを台帳化すると、デジタル化するというもので、今は 1 件 1 件紙ベースで相当数のものを保管している状況でございますので、それをデジタル化して施設台帳として管理していくというものでございまして、これにつきましては 3 年度の施設台帳図作成の中にも一部入っておりますけれども、一応令和 3 年度、4 年度、5 年度までのうちに給水台帳図のデジタル化を図るというものでございます。

続きまして、北海道自治体情報システム協議会の負担金というところでございますけれども、これにつきましても公営企業会計システム導入に係る支援を同協議会に支援していただいているというところがございますけれども、その負担金でございます。令和4年度につきましては、条例ですとか、規則ですとか、その制定であったり、そういう作業を支援していただくとともに、起債と繰越金、固定資産台帳の整備等を行うものでございます。この負担金につきましては、下水道事業のほうも一緒にやっておりますので、上水道と下水道の料金の収入割合で案分して集排のほうの会計のほうにも予算計上しておりますけれども、壮警町として負担金を支払うということでその割合でそれぞれの会計に入れておりますけれども、負担金全体としましては451万3,300円ということで、これが移行事務の負担金として計上しているものと、プラス2万円がありまして、それは事務の負担金ということで2万円計上しております。ということで、水道では207万2,000円、下水道では181万4,000円ということで、水道60%、下水道40%の比率でそれぞれ予算計上しているところでございます。

公営企業会計の取組状況というところがございますけれども、北海道の情報しか持っておりませんが、今壮警町と同じような状況で人口3万人未満の団体ということで、それが令和6年度までには移行してくださいという総務省の通達がございます。それで、取り組んでいるところの市町村なのですけれども、実際適用済みだよというところが30、壮警町と同じように今取り組んでいますよと、取組中というところが76、今検討中ですよという団体が12ございます。全体で119市町村ございます。ということで、適用済み、取組中のところで合計しますとおよそ88%程度の市町村が公営企業会計の適用している、取組を行っているというところがございます。

最後に、北海道自治体情報システム協議会というものはというところがございますけれども、公会計の移行に伴うような支援だけでなく幅広くいろんなことをやっているとございまして、小規模自治体がコンピューター行政システムの開発、運用、管理事業に独立で取り組むことというのは資金面、技術面、人材面、情報面等が非常に困難であるというところで昭和63年4月に行政用コンピューターシステムの共同開発、共同管理を主な目的としまして北海道行政システム共同利用会議というものを道内の12の小規模市町村によって設立したというのが始まりでございまして、その後組織が拡大しております。北海道自治体情報システム協議会の設置に当たりましては、共同による低コスト化を実現、実践しており、クラウド化ですとか、そういうものを10年前から共同で運用しているというところがございます。データのちよっと古いのですけれども、平成の29年ですけれども、すみません、最新の情報が今ちよっと手元にはないのでございますけれども、29年の4月1日現在という資料しかございませんが、1市36町村が今のところ加盟しているというところがございます。大抵は、北海道町村会というところの下に北海道自治体情報システム協議会というのがございまして、その各専門部会の中に業務ワーキングプロジェクト会議というものがあ

ります。その中に上下水道の部会があって、それを関連システムのサポート企業と連携しましてサービスの提供を受けるということで今回うちの公会計の移行に係るお手伝いといえますか、そういう作業をしていただいているというところでございます。

以上です。

○佐藤委員 壮警町の簡易水道というのは、たしか昭和 53 年から取り組んで令和 4 年までに順次供給開始したと私は認識しているのですがけれども、現在の簡易水道として供給している全体の世帯数、どの程度の家が簡易水道として供給しているのか、普及率なんて言葉を使うと大変難しいと思いますけれども、全体に対してどの程度普及しているのかなど、そんなことをまずお聞きしたいこと。

それから、もう一点、水道を利用するときにもしもこんなことに協力してほしいとか、または注意していただきたい、協力も注意も同じになるかもしれませんが、そういう事項があれば伺いたいと思います。

○建設課長 それでは、ご答弁申し上げます。

今現在の壮警町の簡易水道の普及率につきましては、これは令和 3 年 3 月 31 日現在の数値でございます。世帯数が 1,255 世帯、普及率が 97.29%でございます。これを人口で割ってしまいますと、対象となる人口がその当時で 2,332 人の給水人口がおりまして、普及率は 97.57 と、ちょっと人口と世帯では違いますけれども、97%程度普及しているという状況でございます。

それと、水道利用のときにも協力していただけたらなというところではあったのですが、一般的には北海道も寒冷地ということもございまして、これも広報等々で時期的にはお知らせしておりますけれども、冬期間の凍結防止のための水抜きというのはお願いしているところがございますし、あとは住宅内の漏水というか、水漏れ、気づかずにずっと漏水しているというような状況も多々ございますので、水道管ですとか、蛇口ですとか、そういうものの適切な維持管理というのはお願いしたいなというところがございます。あと、長期間水道使用しないですと、家を長期間空けるのだというような場合は、中止届というものがございまして、中止していただくとその期間は料金かかりませんので、もし長期間水道使わないということがございましたら、そのような手続もございまして、役場のほうに問合せしていただければなというふうに考えております。それとあと、使用者が替わったりですとか、住宅の名義が換わったりですとか、そういうようなときにも使用者、所有者等の変更の届出というのもございまして、そちらもお願いしたいなというふうに考えております。あと、メーター器も町から貸与しているものでございまして、法的に 8 年ごとに取り替えなければいけないということですので、そういう作業の支障にならないように管理していただきたいということで物を置いたりだとか、埋めてしまったりだとか、そういうことはしないでいただきたいなというふうに考えております。あと、給水装置ということで水道管だったり、蛇口だったり、水の出るところの設置ですとか、改

造ですとか、改修とかというのも基本的にはというか、壮警町の水道事業者が行わなければならないということになっておりますので、小さい改修だったらどうなのとかと不安なところございましたら、そういう面でも事前にご相談していただければいいかなというふうに思います。この程度ぐらいが使用者に対して、町民の方に対してお願いしたいなと思っているところでございます。

以上です。

○佐藤委員 ありがとうございます。また、私が今使用上の注意だとか、もしも協力事項と聞いたのは、冬期間になると高齢者の方が娘さんのところへ行きますだとかで長期間空ける場合あるのです。また、単身者で入院されるだとか、そういうことがあるものですから、そういうときどういう対応が一番いいのかなということが私もあまりよく分かりませんでしたので、お聞きしました。今聞いたこといろいろと私は私なりに自治会の皆さんに知らせてあげたいなと、そんな気持ちです。

そこで、壮警町の水道使用料金は、基本料金は 10 トンを基本としておりますけれども、月によって、また季節によって使用量は異なると思いますけれども、10 トン未満、基本料金を下回る世帯、これ調べるのは大変難しい、資料は手元にないのでないかと思っておりますけれども、夏期間と冬期間どの程度の基本料金を下回って使用されている世帯があるか、もしも資料があれば伺いたいなと思っております。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

水道料金の基本料金としましては 10 トンを基本としておりますけれども、その中でも 10 トンまでいかない方ということで、それは何世帯ぐらいいるのですかということだと思っておりますが、あまりこの辺については詳細に把握するにはそのような取りまとめしていないので、ちょっと難しいのですけれども、取りあえずもしかしたら企業だったりとか、ちょっとした屋外の水洗だったりとかと、そういうものも含まれているかもしれませんけれども、そういう数字ということでまずは報告いたします。それで、時期的にということなのですが、夏場というのは令和 3 年度の 8 月分ということでもよろしかったでしょうか。冬場については、令和 4 年の 1 月分ということでご答弁させていただきます。夏場の 10 トン、10 立米未満の件数については 566 件の方が使われておまして、水量的には 2,748 立米使われております。これが夏場です。それを件数で割りますと、1 件当たり一月 4.85 立米使っている計算になります。一方、冬場ですけれども、件数的にはちょっと増えておまして 578 件、使用されている水量につきましては 2,708 立米です。これを件数で割りますと 4.68 立米となりますので、若干冬期間のほうが 1 件当たりの水を使う量は少ないという結果でございます。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 21 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号 令和 4 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 22 号 令和 4 年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。

○佐藤委員 同じようなこと聞いて申し訳ありません。先ほど簡易水道のこの利用世帯だとか普及率聞いたのですけれども、この集落排水事業は 2 本立てです。集落排水と管理型浄化槽、これが 2 つあるのですけれども、それぞれ集落排水の引いている家庭、そして管理型浄化槽、これはどの程度設置されているのか、もしも資料があれば伺いたいと思います。

また、先ほども簡易水道を使用する上でこんなこと気をつけていただきたいとか、いろんなことお話いただきました。同じように、排水、この事業でもしもこの点協力してほしいとか、この点注意してほしいなんていうことがあればお聞きしたいなと思います。

以上、2 点についてお願いいたします。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

集落排水事業と管理型浄化槽の事業の普及率でございますけれども、まず集落排水事業につきましては人口で使用されているのは 1,587 人で、普及率につきましては 92.64 でございます。すみません。この人口も普及率も令和 3 年 3 月 31 日現在のものでございます。続きまして、管理型浄化槽なのですけれども、管理型浄化槽は集落排水事業の区域外で行われている事業でございます、その管理型浄化槽を使われている方、人口の普及率ということになりますと、加入人口としましては 241 人で、普及率は 34.68%、ただしこれは管理型浄化槽ということで町が管理しているもののみのものでございますので、個人で独自に設置されている方もいらっしゃいますので、それを含めると、個人で設置されている方は 245 名いらっしゃいます。それで、合計した人口で割りますと、普及率としましては 69.93%となっております。普及率については、以上でございます。

続きまして、下水道で利用されている方をお願いしたいなというところにつきましては、これも以前に平成 30 年頃で、その後は周知はしていないものなのですけれども、一番注意していただきたいというのは下水道に油脂類、油関係を流さないでくださいということで周知したことがございまして、下水道管に油脂類が固まったものが詰まって汚水の流れが悪くなってしまおうということで、敷地内の污水管もそうなのですけれども、下水道本管自体であったりとか、途中にあるマンホールであったり、中継ポンプだったりというのも油で閉塞してしまうということもございまして、下水道の処理場につきましては何でも処理できるというわけではございませんので、下水道詰まらせないようにお願いしたいなということで 1 度周知したことがございます。具体的には、台所の流しに調理くずや使い古しの天ぷら油なんかを流さないで、調理くずにつきましてはかごか何か置かれていると思いますので、そういうものに一度入れていただくというような形で、あとは洗濯ですとか食器洗いににつきましてはリンの入っていない洗剤を使用してくださいということと、水洗トイレにつきましてはトイレットペーパーを使っていただくということで、普通のはなかんだりするようなティッシュだと水に溶けにくいということがございまして、そういうものにつきましては流さないでいただきたいということと、あとお風呂場とか洗面所ですけれども、排水口に髪の毛とか詰まっていたら、流さないで取り除いていただきたいなということでございます。あと、実際にもあって処理場のほうで大変なことになったのですけれども、多分灯油だと思えるのですけれども、灯油ですとか、ガソリンですとか、シンナーですとか、そういうものは絶対流さないでいただきたいと。処理場でもそれを取るだけでも非常に大変な作業でございましたので、まればとは思いますが、そういうものも流さないでいただきたいということで、基本的には生活から出るものであったり、汚物であったりという通常の使い方していただきたいというのは今後とも周知していきたいというふうに思います。

以上です。

○佐藤委員 使用上の注意、本当に私も 1 つ間違っていた点、使ってはいないのですけれども、ティッシュ、これを安易に使っている方もいるのかなと思ったのですけれども、今お聞きしたこと大切なことですので、何らかの形で広報などで PR して、今聞いたポンプだとか本管に詰まるだとか、マンホールだとかいろんな障害が起きるということを広報活動で年に何回でなくて 1 回でいいと思いますけれども、そういうのをしていただければよりよく住民の方が理解してくれるのでないかなと、そんな淡い期待を持つのですけれども、よろしくお願いしたいと思います。

○建設課長 先ほどご答弁したような周知につきましては、また引き続き継続して行っていきたいと思っております。これからも下水道事業、水道もそうですけれども、適切な維持管理に努めていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 22 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号 令和 4 年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○真鍋委員長 これにて本特別委員会に付託された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、予算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 1 時 5 7 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

委員長

署名委員

署名委員